

# 岡山市地域防災計画「新旧対照表」 (地震・津波災害対策編)

※修正部分は、下線で示しています。

修正理由については、次のとおりとし、新旧対照表の修正理由欄に番号で記載しています。

- ① 災害対策基本法及び防災基本計画の改正による修正や岡山県地域防災計画との整合性を図るための修正
- ② 市の防災対策の見直しによる修正
- ③ 文章の簡素化や記述の適正化、文言修正等に伴う修正
- ④ パブリックコメントの結果による意見反映

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第1部総則 第1章計画の目的	3	<p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を明らかにするため、総合的な運営計画を作成したもので、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に協力して、災害予防・応急対応に当たるため、岡山県地域防災計画地震・津波災害対策編と整合を図りながら、総合的な防災対策を進め、岡山市民の生命、身体及び財産を地震・津波による被害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>（追記）</p> <p>なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるように、さまざまな対策を組み合わせるよう努める。</p> <p>また、防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者、外国人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。</p> <p>この計画の目的・基本方針及び構成を明らかにし、市域内の防災関係機関等がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、地震・津波による被害を想定し、対応すべき概要を示すものとする。</p>	<p>本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を明らかにするため作成した、総合的な運営計画である。</p> <p>（削除）</p> <p>本計画において、本市の地理的特性（地震・津波の被災想定・避難者数想定）を効果的に活用することによって、岡山市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止め、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、（削除）さまざまな対策を組み合わせるよう努める。</p> <p>（削除）</p> <p>この計画の目的・基本方針及び構成を明らかにし、市域内の防災関係機関等がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、地震・津波による被害を想定し、対応すべき概要を示すものとする。</p>	①、③
2	第1部総則 第1章計画の目的 第1節 計画の基本方針	3	<p>1 計画の基本方針</p> <p>この計画は、地震による直接的被害が突発的・広域的に起こることに加え、沿岸部に有する市域南部は津波被害の可能性もあり、さらに生活様式の多様化・高齢化・都市化の進展等により被害を拡大させる要因等を考慮し、岡山市における震災対策を体系化したもので、「岡山市地域防災計画」のうちの「震災対策編」を「地震・津波災害対策編」とするものである。</p> <p>なお、地震及び津波に伴う被害としては、それぞれ主に揺れによるものと津波によるものがあるが、両者は重なることもあり、その対策は一体的に行う必要があるため、地震災害対策に津波災害対策をあわせ取りまとめるものである。</p> <p>（追記）</p> <p>また、この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正するものとする。</p>	<p>第1節計画の基本方針</p> <p>この計画は、地震による直接的被害が突発的・広域的に起こることに加え、沿岸部に有する市域南部は津波被害の可能性もあり、さらに生活様式の多様化・高齢化・都市化の進展等により被害を拡大させる要因等を考慮し、岡山市における震災対策を体系化したもので、「岡山市地域防災計画」のうちの「震災対策編」を「地震・津波災害対策編」とするものである。</p> <p>地震及び津波に伴う被害としては、それぞれ主に揺れによるものと津波によるものがあるが、両者は重なることもあり、その対策は一体的に行う必要があるため、地震災害対策に津波災害対策をあわせ取りまとめるものである。</p> <p>また、岡山市国土強靱化地域計画を踏まえ、南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来することによる被害の発生、新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生等の複合災害も想定するものとする。</p> <p>なお、この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正するものとする。</p>	①
3	第1部総則 第1章計画の目的 第2節 計画の構成	4	<p>第2節 計画の構成 （略）</p>	<p>第2節 計画の構成 （略）</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
4	第1部 総則 第2章 防災会議	6	<p>第2節 防災会議</p> <p>1 市防災会議 市の地域に係る防災に関し、業務を中心に区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包括する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置され、市の地域に係る地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて、当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。</p> <p>2 市地域防災計画の作成又は修正 市防災会議は、災害対策基本法に基づき市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。 市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、本市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。また、市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。</p>	<p>1 防災会議 岡山市の地域に係る防災に関し、市及びその他の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び岡山市防災会議条例(昭和38年市条例第41号)に基づく市の附属機関として設置され、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する市長への意見の陳述を行う。</p> <p>2 組織 (1) 会長 市長 (2) 委員 ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 ② 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 ③ 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者 ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 ⑤ 市教育委員会教育長 ⑥ 市消防局長及び消防団長 ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 ⑧ 自主防災組織・学識経験者のうちから市長が任命する者 ⑨ 市議会・市民団体等のうちから市長が任命する者 ⑩ 市長が特に必要と認めて任命する者 (3) 専門委員 防災に関して専門事項を調査する必要がある場合、防災会議に専門委員を置くことができる。専門委員は、関係地方行政機関の職員・岡山県の職員・市の職員・関係指定公共機関の職員・関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する。</p> <p>3 所掌事務 ① 地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ② 市長の諮問に応じて当該市域に係る防災に関する重要事項を審議する。 ③ その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。</p> <p>4 地域防災計画の作成又は修正 岡山市防災会議は、災害対策基本法に基づき岡山市地域防災計画を作成し、同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。 岡山市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、本市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。 また、岡山市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。</p>	③
5	第1部総則 第2章防災会議	—	<p>第2節 防災会議 (略)</p> <p>3 県防災会議 県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づく県の附属機関として設置され、県地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること、また、都道府県知事の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する知事への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整を行う。</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
6	第1部総則 第3章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第1節 実施責任	8	6 公共団体及び防災上重要な施設の管理 公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・その他防災関係機関の防災活動に協力する。 <u>(追記)</u>	6 公共団体及び防災上重要な施設の管理 公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には災害応急措置を実施する。また、市・その他防災関係機関の防災活動に協力する。 《参照》 ○資料編 第10協定書一覧	③
7	第1部総則 第3章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	9	⑰ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の発令又は要避難者の誘導並びに指定避難所の開設を行う。 (略) ⑲ 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。	⑰ 避難指示等の発令又は要避難者の誘導並びに指定避難所の開設を行う。 (略) ⑲ 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。	③
8	第1部総則 第3章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	10	⑯ 防災に関する施設、設備の整備を行う。	⑯ 水防・消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。	③
9	第1部総則 第3章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	10	㉕ 市が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。	㉕ 市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。	③
10	第1部総則 第3章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	11	5 指定地方行政機関 [大阪管区気象台（岡山地方気象台）] ③ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。	5 指定地方行政機関 [大阪管区気象台（岡山地方気象台）] ③ 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。	③
11	第1章総則 第3節各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	13	[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）] (略) ③ 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力外部へ危害を及ぼさないよう処置する。	[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）] (略) ③ 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
12	第1部 総則 第2章 各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大 綱 第2節 処理すべき事務又は業 務の大綱	20	<p>[おかやまDMAT] (略) (追記)</p>	<p>[おかやまDMAT] (略) [災害時精神科医療中核病院] ①災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。 ②医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。 ③被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。 ④災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ・派遣を行う。</p> <p>※ 災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット）） 災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、 精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の 支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。</p>	①
13	第1章 総則 第5章 断層型地震の被害 想定 第1節 方針	25	第5節 地震・津波被害想定	第5章 断層型地震の被害想定	③
14	第1章 総則 第5章 断層型地震の被害 想定 第1節 方針	25	<p>1 方針 地震は、発生する震源の位置・規模・時期等が予測できないことから、地震防災対策に当たっては、過去の地震の発生 場所及び被害記録から今後発生するおそれのある地震の震源及び規模を仮定し、それに伴う被害の種類、規模等、そ の影響力をあらかじめ想定しておくことが最も重要である。 さらに、それを公表することによって「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった地震防災意識 の高揚を図り、市域に在住・通勤する者の自助・共助をそれぞれ強化して、想定被害件数の減少に向けて努めてもらうと ともに、公助となる防災行政機関も、強い地震が発生した場合には迅速な初動対応の開始が可能となるよう、即座に 被害規模の想定を念頭に置いて行動することが、被害拡大防止のためには不可欠となる。 なお、大規模な地震が発生した場合の、岡山市における被害の想定については、平成8年度及び平成9年度の2箇 年にわたって市域に大きな影響を与える地震に対し、被害想定調査を実施し、この結果を計画上の想定地震として位 置付けてきた。 しかし、その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災は、我が国に未曾有の 被害をもたらす、大規模地震に対する備えの重要性が改めて認識されることとなった。 これを契機として、国の地震調査委員会から全国98の活断層及び海溝型地震の長期評価結果が発表され、想定さ れる地震の規模、地震の発生確率等が公表された。 こうしたことを踏まえ、岡山県は、最新の知見に基づき、活断層型の地震について、県下に大きな影響を与えると想定さ れる7つの活断層について被害想定を平成25年度に実施した。この結果を第5節に記載する。また、岡山市の独自の 被害想定として、南海トラフの巨大地震を想定地震とした被害想定を平成25年度に実施した。この南海トラフの巨大地 震に対する被害想定の実施結果を第6節に記載する。 なお、東日本大震災の発生を受け、東海・東南海・南海地震等が連動して発生した場合（南海トラフ巨大地震）の 被害を想定し、中央防災会議における検証や新たな知見等に基づき、被害想定の見直しや津波浸水予測図等を作 成したが、地震・津波といった自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定については、一定の限界があるこ とに留意する必要がある。</p>	<p>第1節 方針 岡山県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけでなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地 震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もある。 岡山県では平成25年度に、断層型地震が発生した場合の県内にもたらす人的・物的被害等に関する想定を 行っており、その調査結果を本節に記載する。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
15	第1章総則 第5章 断層型地震の被害想定 第2節 平成25年度岡山県断層型地震の被害想定調査の実施概要	26	(1) 断層型地震の概要 ③ 震度分布等概要 (略) 注1 断層名欄の※は主要活断層 (追記)	1 断層型地震の概要 (3) 震度分布等概要 (略) 注1 断層名欄の※は主要活断層 (長者ヶ原-芳井断層「鹿野-吉岡断層」「宍道断層」は、平成28年の「中国地方の地域評価」より後に追加された) (略)	③
16	第1章総則 第5章 断層型地震の被害想定 第2節 平成25年度岡山県断層型地震の被害想定調査の実施概要	27	3 平成25年度岡山県断層型地震の被害想定調査の実施結果 (1) 岡山市の特に警戒を要する断層型地震 地震がもたらす揺れの大きさ(震度)と被害の関係から、震度6弱以上となる場合、その被害は大きくなることが知られている。(略)	3 平成25年度岡山県断層型地震の被害想定調査の実施結果 (1) 岡山市の特に警戒を要する断層型地震 地震がもたらす揺れの強さ(震度)と被害の関係から、震度6弱以上となる場合、その被害は大きくなることが知られている。(略)	③
17	第6章南海トラフ巨大地震の被害想定 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第5節岡山市に想定される津波	32	5 岡山市に想定される津波 (略) (新設)	第5節 岡山市に想定される津波 (略) [到達時間] 岡山市は震源地からの距離があるため、津波が到達するまでに約2時間50分かかる想定である。	③
18	第6章南海トラフ巨大地震の被害想定 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第6節岡山市に想定される被害	33	第6節 岡山市に想定される被害 (追記) 南海トラフ巨大地震では、全壊建物は、1万3千棟、死者数1,400人(冬深夜に発生した場合)、避難者(災害直後)は、十万人を越えるという大規模な被害が生じ、経済被害額も1兆円を大きく越える規模となることが想定される。	第6節 岡山市に想定される被害 1 岡山市地震・津波等被害想定結果(平成25年11月) 南海トラフ巨大地震では、全壊建物は、1万3千棟、死者数1,400人(冬深夜に発生した場合)、避難者(災害直後)は、十万人を越えるという大規模な被害が生じ、経済被害額も1兆円を大きく越える規模となることが想定される。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																																					
	部・章・節	頁	旧	新																																						
19	第6章南海トラフ巨大地震の被害想定 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第6節岡山市に想定される被害	34	(新設)	<p>2 岡山市被害想定調査（令和4年5月）</p> <p>岡山市は、令和4年5月に被災想定調査により、災害種別ごとの立退避難者を算出し、岡山市地震・津波等被害想定結果（平成25年11月）における避難所避難者数（災害直後～1日）について時点修正を行った。また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、最大立退避難者数を算出した。</p> <p>これらの結果を踏まえ、今後、避難場のが不足が想定される地域については十分な避難場所が確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や協定締結等による避難場所の確保に取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。</p> <p>被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住者数を算出した。</p> <p>また、洪水・<b>【災害種別ごとの住家被害数】</b> <span style="float:right">のものとした。</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>被害数（棟）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水＋土砂災害</td> <td>約 190,000</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>約 35,000</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>約 37,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【災害種別ごとの避難者数】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>立退避難者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水＋土砂災害</td> <td>約 68,000</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>約 9,000</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>約 115,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>[町丁目ごとの最大立退避難者数：約 157,000 人]</p> <p>※算出方法：町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、集計した。 （イメージ図）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町丁目</th> <th colspan="3">立退避難者（人）</th> </tr> <tr> <th>洪水＋土砂</th> <th>高潮</th> <th>地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">灰色網掛け箇所を積み上げ</p> <p>《参照》 ○資料編 第12（参考）被災想定調査結果</p>	災害種別	被害数（棟）	洪水＋土砂災害	約 190,000	高潮	約 35,000	地震	約 37,000	津波	約 23,000	災害種別	立退避難者数（人）	洪水＋土砂災害	約 68,000	高潮	約 9,000	地震・津波	約 115,000	町丁目	立退避難者（人）			洪水＋土砂	高潮	地震・津波	A	100	0	200	B	200	100	100	C	10	100	80	②
災害種別	被害数（棟）																																									
洪水＋土砂災害	約 190,000																																									
高潮	約 35,000																																									
地震	約 37,000																																									
津波	約 23,000																																									
災害種別	立退避難者数（人）																																									
洪水＋土砂災害	約 68,000																																									
高潮	約 9,000																																									
地震・津波	約 115,000																																									
町丁目	立退避難者（人）																																									
	洪水＋土砂	高潮	地震・津波																																							
A	100	0	200																																							
B	200	100	100																																							
C	10	100	80																																							

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
20	第6章南海トラフ巨大地震の被害想定 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第7節想定される被害に対する被害軽減対策と効果の試算	35	<p>(1) 建物の耐震化の促進</p> <p>市内の住宅の耐震化率は、平成28年3月作成の耐震改修促進計画によれば83%と推計している。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を耐震促進計画の目標値である95%に達した場合には、建物の全壊棟数は大きく軽減され、建物の倒壊による死者数も大きく軽減でき、その経済的被害額に換算すれば、約7,000億円から約1,500億円まで軽減できることが期待される。</p> <p>このような住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具等からの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。</p> <p>加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。</p>	<p>1 建物の耐震化の促進</p> <p>市内の住宅の耐震化率は、令和3年3月改定の岡山市耐震改修促進計画によれば88%と推計している（令和2年度末時点）。</p> <p>(削除)</p> <p>住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具等からの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。</p> <p>加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。</p>	③
21	第6章南海トラフ巨大地震の被害想定 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第7節想定される被害に対する被害軽減対策と効果の試算	35	<p>(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化</p> <p>岡山県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成24年9月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。この実施率を100%にすることで、死傷者数は約15%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。</p>	<p>2 家具等の転倒・落下防止対策の強化</p> <p>(削除)</p> <p>家具等の転倒・落下防止対策を強化することで、屋外に迅速に避難することが可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。</p>	③
22	第6章南海トラフ巨大地震の被害想定 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第7節想定される被害に対する被害軽減対策と効果の試算	35	<p>(3) 津波避難の迅速化</p> <p>地震発生後、全員が一斉に安全な避難場所に避難するための行動を開始すれば、死者数は、0人となる。</p> <p>これは、岡山市は波源域からの距離があるため津波が到達するまでに約2時間50分かかると想定されるため、揺れを感じた後、避難行動を開始すれば、十分に安全な場所まで移動できることによるものである。</p> <p>なお、地震や津波は必ずしも想定どおりの態様で発生するとは限らないため、津波災害から人命を守るためには、津波到達時間の想定に関わらず、揺れを感じたら津波を意識し、直ちに避難行動を開始するという心掛けが極めて重要である。</p>	<p>3 津波避難の迅速化</p> <p>(削除)</p> <p>地震や津波は必ずしも想定どおりの態様で発生するとは限らないため、津波災害から人命を守るためには、津波到達時間の想定に関わらず、揺れを感じたら津波を意識し、直ちに避難行動を開始するという心掛けが極めて重要である。</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第1節防災知識の普及啓発計画	39	1 方針 大規模地震の発生時には、初期消火・救出・応急救護・避難誘導等、広範な応急対応が必要となり、防災関係機関においても、最大限の努力をすることはもちろんであるが、的確に対応することは極めて困難であるため、災害初期段階においては「自らの身は自ら守る」との基本理念と、正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、住宅の耐震化、3日間分（できれば1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策など災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。	第1項方針 災害発生に対しては「自らの身は自ら守る」との基本理念と、正しい防災知識を市民一人一人が持ち、住宅の耐震化や、3日間分（できれば1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレなど（削除）の備蓄し、非常持出品（削除）を準備する、（削除）など、災害に対する備えを心がける（削除）ことが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。	③
2	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第1節防災知識の普及啓発計画	39	1 方針 特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及啓発を図る必要がある。 また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要もある。 津波については、個々人の判断による避難行動が被害を最小にするために重要であることから、津波の危険性や特徴、津波警報、避難指示（緊急）等の意味合い、避難方法や避難場所等津波に関する防災知識を住民等に対して広く啓発に努める。 また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立につとめる。 さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。 なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域等を明確にして実施する必要がある。	1 方針 （削除） また、防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく必要がある。 津波については、個々人の判断による避難行動が被害を最小にするために重要であることから、津波の危険性や特徴、津波警報、高齢者等避難、避難指示の意味合い、避難方法や避難場所等津波に関する防災知識を住民等に対して広く啓発する。 また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。 （削除）	③
3	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第1節防災知識の普及啓発計画	39	(1) 実施主体 [市] ①市は、住民及び事業所に対して積極的に事前の備えの重要性や地震・津波による危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図るため、広報紙やパンフレット等の印刷物の配布・防災ビデオの貸出し・講演会等の開催、地域を対象とした防災訓練の実施など、適切な方法により普及活動を行う。 （新設） ②地域住民の適切な避難や防災活動に資するために、防災マップ・地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。  ③市は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。 特に津波については、津波浸水予測図に基づいて避難地、避難路を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図るものとする。 ④市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 ⑤市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 ⑥市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。	1 実施主体 [市] ①住民や事業所に対して（削除）防災知識の普及啓発を図るため、広報紙やパンフレット等（削除）の配布・出前講座DVD・防災に係るDVDの貸出し・出前講座等の開催、地域（削除）防災訓練の実施など（削除）を行う。 ②帰宅困難者対策として、職場や外出先等に待機をする「一斉帰宅の抑制」や、徒歩帰宅者を支援するコンビニエンスストア、外食事業者等の「災害時帰宅支援ステーション」について、普及を推進するとともに、住民や事業者へ周知する。また、帰宅困難者の発生を想定した備蓄、一時避難場所の確保に努める。 ③地域住民の適切な避難や防災活動に資するために、防災マップ・地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。 ④避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置する（削除）。 ⑤（削除）津波浸水想定区域図に基づいて避難地、避難路を示す津波ハザードマップを作成し、住民に周知を図るものとする。 ⑥（削除）高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。 ⑦（削除）消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 ⑧過去に起こった大災害の教訓や災害文化を（削除）後世に伝えるため、（削除）調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。	②、③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
4	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第1節防災知識の普及啓発計画	40	<p>[企業]</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備・防災訓練の実施・事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害から、復旧計画策定・各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。</p> <p>また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。</p> <p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p> <p>このため、市、県及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</p> <p>なお、企業における従業員を対象とした取組は、家庭における防災知識の向上につながる点に留意する必要がある。</p>	<p>1 実施主体</p> <p>[企業]</p> <p>災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、<u>（削除）</u>事業継続計画（BCP）の策定・運用すほか、<u>（削除）</u>防災体制の整備・防災訓練の実施・事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害から、復旧計画策定・各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保など<u>（削除）</u>に取り組み<u>（削除）</u>防災活動の推進に努める。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>なお、企業における従業員を対象とした取組は、家庭の防災知識向上につながる点に留意する<u>（削除）</u>。</p>	③
5	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第1節防災知識の普及啓発計画	41	<p>(2) 家庭・地域の普及対策</p> <p>① 防災意識の啓発は、個人から家族・自治会・町内会・学区等、各段階に応じた活動により災害対応の地域連帯感を高める。</p> <p>② 防災週間や防災とボランティア週間等、防災啓発時期に限らず年間を通じて、地震・津波に関する一般知識・平常時及び地震発生時の心得として、次のような項目について、防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>ア 飲料水及び食糧の備蓄・非常持出品の用意・家屋の耐震性の把握及び補強等・ブロック塀や石積みの補強又は改築や家具の固定などの家庭における減災対策・家屋の耐震性の程度に応じた地震発生時の行動の想定・飼い主による家庭動物への所有明示、同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等</p> <p>イ 避難先及び避難方法の確認</p> <p>ウ 避難の際の心がけ</p> <p>・家屋等への被害の有無にかかわらず身体に負傷のない場合、地域の被災状況によっては避難よりも救出救助に尽力する。</p> <p>・自宅等から避難する際には、電気及びガス製品が消火・消灯の状態にあっても通電火災の発生を未然に防止するため、電気のパレーカーやガスの元栓を切っておく。</p> <p>エ 初期救助及び応急手当</p> <p>オ 消防水利設置場所の周知・初期消火の方法</p> <p>③ 市及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。</p>	<p>2 家庭・地域の普及対策</p> <p>[市]</p> <p>防災週間や防災とボランティア週間といった防災啓発時期を中心として、年間を通じて、地震・津波に関する一般知識・平常時及び地震発生時の心得として、次の項目について普及・啓発を図る。</p> <p>① 3日分（できれば1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の準備、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備すること。</p> <p>② 自動車へのこまめな満タン給油を行うこと。</p> <p>③ 家屋の耐震性の把握、ブロック塀や石積みの補強など、家庭における減災対策を行うこと。</p> <p>④ 戸への所有明示や同行避難、避難所での飼養について準備しておくこと。</p> <p>⑤ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行うこと。</p> <p>⑥ 建物から避難する際、電気及びガス製品が消火・消灯の状態でも通電火災の発生を未然に防止するため、電気のパレーカーやガスの元栓を切ること。</p> <p>⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。</p> <p>⑧ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認を行うこと。</p> <p>⑨ 通常の避難だけでなく広域避難についても検討しておくこと。</p> <p>⑩ 初期救助、応急手当、消防水利設置場所、初期消火の方法を把握しておくこと。</p> <p>⑪ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動をとること。</p>	③
6	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第1節防災知識の普及啓発計画	42	<p>(4) 教育機関の普及対策</p> <p>一般住民に対する防災知識の普及と合わせて、児童・生徒等を対象とする防災教育を推進する。また、児童・生徒等の安全を確保する観点から、次のような事項に関して、それぞれの教育機関は防災対策の推進を図る。</p>	<p>4 教育機関の普及対策</p> <p>[市]</p> <p>一般住民に対する防災知識の普及と合わせて、児童・生徒等を対象とする防災教育を推進する。また、児童・生徒等の安全を確保する観点から、次の事項に関して、<u>（削除）</u>防災対策の推進を図る。</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
7	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第1節防災知識の普及啓発計画	42	(6) 緊急地震速報の普及・啓発 市及び県等は、住民が緊急地震速報（警報）を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報（警報）について普及・啓発に努めるものとする。 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。	6 緊急地震速報の普及・啓発 〔市・県〕 住民が緊急地震速報（警報）を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報（警報）について普及・啓発に努めるものとする。 〔企業〕 地震発生時の施設利用者等の安全確保や、機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。	③
8	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第2節防災教育の推進計画	43	1 方針 災害発生時においては、自らの命を自らが守れる幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の育成や、進んで地域の安全に貢献できる児童生徒等の育成を目指した実践的な防災教育が必要とされていることから、災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全確保を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。	第1項方針 災害発生時においては、自らの命を自らが守り、（削除）進んで地域の安全に貢献できる児童生徒等の育成を目指した（削除）防災教育が必要とされていることから、災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全確保を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。	③
9	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第2節防災教育の推進計画	43	2 対策 市、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。 国、公共機関、県及び市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。	第3項実施内容 （削除）防災教育に関する指導内容の整理・（削除）充実に努め、学校では外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティの（削除）中で防災に関する教育の普及推進を図る。 国、公共機関、県及び市は、教育機関、民間団体等と（削除）連携の下、（削除）テキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会（削除）の開催等により、防災教育を実施する。	③
10	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第2節防災教育の推進計画	43	(3) 防災上必要な教育の実施 イ 地域等に貢献できる人材の育成 学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。	2 防災上必要な教育の実施 (2) 地域等に貢献できる人材の育成 〔学校管理者・学校等職員〕 （削除）将来的に地域で防災を担うことができる（削除）人材を育成する教育のを推進に努める。	③
11	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第2節防災教育の推進計画	44	(4) 防災上必要な計画及び訓練 学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。 ア 児童生徒等の安全確保 学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。 (略)	3 防災上必要な計画及び訓練 〔学校管理者・学校等職員〕 （削除）児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時（削除）迅速かつ適切な行動ができるよ、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。 (1) 児童生徒等の安全確保 （削除）児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。 (略)	③
12	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第3節自主防災組織の育成及び消防団の活性化	45	1 方針 災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るといふ共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが自主防災組織である。地域防災力の向上は喫緊の課題であるが、本市の自主防災組織の組織率は全国的に見ても低い状況にあることから、早急に自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。 市は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営を行う必要があり、このことから、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。 また、消防団は大規模災害時等の場合に、災害防衛だけでなく住民の避難誘導等を実施することも考えられることから、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保に取り組む。	第1項方針 自然災害やますます多様化する事故災害に対処するため、市を始めとする防災関連機関と地域住民による自主防災組織とが一体となり、さらには企業等も加わって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。 このため、地域住民主体による自主防災組織の活動の充実・活性化が効果的に行われるよう、協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。 また、消防団は、災害時に住民の避難誘導を実施することも考えられることから、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
13	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第3節自主防災組織の育成及び消防団の活性化	45	(1) 市の対応 (略) ③自主防災組織の指導マニュアルを作成するとともに防災資機材等の給付により、編成の促進を図る。 ④岡山市防災まちづくり学校（防災講座）を開催し地域の防災リーダーを育成する。	1 市の対応 (略) ③自主防災組織結成時に、地域の実情に応じた防災活動を行う準備のため、経費を助成する。また、結成後の活動運営のための経費を助成する。 ④防災士養成講座や出前講座の開催等により地域の防災リーダーを育成する。	②
14	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第3節自主防災組織の育成及び消防団の活性化	46	(2) 地域の自主防災組織 ① 自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。 ② 自主防災組織は、地域の消防団と連携を密にし、平常時には消防団員が指導的役割を担う等の方策を図る。 ③ 市・県等における、各種研修会等によりリーダーの育成を行う。	2 地域の自主防災組織 〔自主防災組織〕 ①自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が積極的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。 ②自主防災組織は、地域の消防団と連携を密にし、平常時には消防団員が指導的役割を担う等の方策を図る。 (削除)	③
15	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第4節ボランティア養成等計画	47	(2) ボランティアの養成、登録 ア 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。 また、市域内の県登録災害救援専門ボランティアについても平常時から把握するとともに、防災ボランティアリーダーを確保することを目標に、「岡山市防災まちづくり学校」を開設し、年次的にリーダーの育成を図りながら、分野別の登録を進める。	2ボランティアの養成、登録 〔市〕 (削除) 災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協議し、設置に係る事前準備を行い、市域内の県登録災害救援専門ボランティアについても把握するものとする。 また、行政・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	①
16	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第4節ボランティア養成等計画	48	(3) ネットワーク化の推進 市、日赤県支部及び社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進するとともに、平時よりさまざまな支援活動を行っている団体等との関係づくりを行うことにより、災害発生時においてボランティア活動を円滑に実施できるように努める。 また、市は、迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 また、市の各機関は関係各種団体と平素から連携し、災害時において迅速な対応ができるよう、連絡応援体制の整備を図るものとする。	3 ネットワーク化の推進 〔市〕 市は、日赤県支部及び社会福祉協議会と連携し、定期的な連絡会議の開催等により、(削除) 平時よりさまざまな支援活動を行っている団体等との関係づくりを行うことにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるように努める。 また、(削除) 迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 (削除)	③
17	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進口	49	3 実施内容 (新設) ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として岡山市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。 イ 岡山市防災会議は、一定の地区内の住民及び当該地区に事業を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、岡山市地域防災計画に地区防災計画を定める。	第3項実施内容 〔市〕 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 〔事業所等・住民〕 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として岡山市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。 (削除)	①



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
18	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第6節住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加	50	1 方針 (略) また、市及び県は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携を図り、訓練を行う。防災訓練を実施する際には、女性の参画の促進に努める。	第1項 方針 (略) また、 <u>(削除)</u> 県、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等 <u>(削除)</u> と連携を図り、訓練を行う。防災訓練を実施する際には、女性の参画の促進に努める。	③
19	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第6節住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加	50	(2) 自主防災組織の防災訓練 (略) (新設)	2 自主防災組織の防災訓練 [市・自主防災組織] (1) 防災訓練項目 (略) 6) 避難所運営訓練 避難所での備蓄物資の取扱い、電源確保、ペット避難などの方法等について習得する。	②
20	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	53	1 方針 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害のある人、難病のある人、妊婦、乳幼児、外国人等特に配慮が必要な人（以下「要配慮者」という。）について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。 また、医療・福祉部局との連携の下で、要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図り、防災拠点スペースの設置や、要配慮者向けの避難先である福祉避難所等を確保する。 社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で良好な暮らしができるよう平素から、施設・設備の点検、防災組織の整備、防災教育・防災訓練等防災対策の充実に努める。 地域においては、男女共同参画による自主的な防災組織の結成・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備し、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から、共に助け合える地域社会づくりを進める。	第1項方針 高齢者、障害者等の要配慮者について、その状況を把握し、 <u>(削除)</u> 防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。 社会福祉施設は、要配慮者が災害発生時にも安全で良好な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。 さらに、医療・福祉部局との連携の下で、要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図り、 <u>(削除)</u> 要配慮者向けの避難先である福祉避難所等を確保する。 地域においては、男女共同参画による自主防災組織の結成・育成により、要配慮者に対する体制を整備し、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から、共に助け合える地域社会づくりを進める。	③
21	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	53	1 避難行動要支援者名簿の作成 市は、岡山市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成して災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。 また、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等の同意を得ることにより、又は市の条例の定めにより、以下に定める避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の一層の充実に努める。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に充分留意する。 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から指定避難所あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	1 避難行動要支援者名簿の作成 [市] <u>(削除)</u> 避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。 また、 <u>(削除)</u> 避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿を提供するとともに、 <u>(削除)</u> 避難行動要支援者に対する情報伝達体制や、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の一層の充実に努める。 <u>(削除)</u> 名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。 <u>(削除)</u>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
22	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	53	<p>① 避難支援等関係者 市は、以下のアからクに挙げる避難支援等関係者（団体及び個人を含む。）に対し、避難行動要支援者のうち本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を平常時から提供する。 ただし、現に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、予想される災害種別や規模等を総合的に勘案した上で当該同意の有無にかかわらず、<u>避難支援等関係者及びその他名簿情報を提供することが必要とされる者に対し、名簿情報を提供する。</u></p> <p>ア 岡山市消防局 イ 岡山市消防団 ウ 岡山県警察 エ 民生委員・児童委員 オ （社福）岡山市社会福祉協議会 カ 自主防災組織 キ 安全・安心ネットワーク ク 町内会等</p>	<p>(1) 避難支援等関係者 (削除) 以下に挙げる団体及び個人に対し、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を(削除)提供する。 ただし、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合には、(削除)災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず(削除)名簿情報を提供する。</p> <p>①岡山市消防局 ②岡山市消防団 ③岡山県警察 ④民生委員・児童委員 ⑤(社福)岡山市社会福祉協議会 ⑥自主防災組織 ⑦安全・安心ネットワーク ⑧町内会等 ⑨その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者</p>	③
23	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	54	<p>③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、<u>関係部局から、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を集約し、名簿を作成する。</u></p> <p>④ 名簿の更新に関する事項 市は、少なくとも年1回、住民基本台帳、要介護認定、身体障害者手帳など避難行動要支援者に関する情報の異動を反映させ、名簿の更新を行うものとする。</p> <p>⑤ 名簿の管理 市は、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>⑥ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 市は、<u>名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずるものとする。</u> ア 名簿を提供する者の範囲は、当該避難行動要支援者の居所を担当する地域の避難支援等関係者に限る。 イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者には守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 ウ 名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、<u>厳重に保管するよう指導する。</u> エ 名簿を避難支援に必要な限度を超えて複製することのないよう指導する。 オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、<u>その団体内で名簿の取扱者をあらかじめ指定しておくよう指導する。</u></p> <p>⑦ 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告に関する配慮 市は、<u>着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。</u> ア 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現を用い、<u>一人ひとりに的確に伝わるようにする。</u> イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ウ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、<u>携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有効に組み合わせる。</u> エ 要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。</p>	<p>(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 (削除) 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を、<u>関係部局から集約する(削除)。</u></p> <p>(4) 名簿の更新に関する事項 (削除) 少なくとも年1回、住民基本台帳、要介護認定、身体障害者手帳など避難行動要支援者に関する情報の異動を反映させ、名簿の更新を行う。</p> <p>(5) 名簿の管理 (削除) 庁舎が被災した場合などに名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 (削除) 名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずる(削除)。 ①名簿の提供範囲は、(削除)要支援者の居所を担当する地域の避難支援等関係者に限る。 ②(移動) 避難支援等関係者には、<u>災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。</u> ③名簿を施錠可能な場所へ保管する(削除)よう指導する。 ④名簿を(削除)必要以上に複製しないよう指導する。 ⑤名簿の提供先が個人でなく団体の場合、<u>団体内で名簿の取扱者を指定するよう指導する。</u></p> <p>(7) 要配慮者が円滑に避難を行う(削除)ための通知又は警告に関する配慮 (削除) 着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。 ①高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、<u>説明等にする。</u> ②同じ障害でも、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ③防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、(削除)緊急速報メールを活用するなど、<u>複数の手段を有効に組み合わせる。</u> ④要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
24	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	55	(新設)	<p>2 個別避難計画の作成支援</p> <p>[市]</p> <p>名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、避難支援等に関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>(1)優先度の高い避難行動要支援者の範囲 個別避難計画は、避難支援等関係者への名簿提供に同意している要支援者のうち、床上浸水区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域などの居住者を優先して、避難支援等関係者などの協力を得て作成する。</p> <p>(2)作成に必要な個人情報及びその入手方法 個別避難計画の作成にあたり、要支援者の個人情報や緊急連絡先、避難支援等実施者等に関する個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取する。また、必要に応じて、福祉事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求める。</p> <p>(3)更新に関する事項 個別避難計画は、要支援者の心身の状況等の変化や居住地のハザード状況の変化により、支援内容等に変更が生じる場合において、本人・家族又は避難支援等関係者からの申し出により適宜更新を行う。</p> <p>(4)個別避難計画と地区防災計画の整合 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>以下については、前項の避難行動要支援者名簿と同様の取り扱いとする。</p> <p>(5)避難支援等関係者 (6)個別避難計画の管理 (7)個別避難計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置 (8)要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮 (9)避難支援等関係者の安全確保</p>	①、②
25	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	—	<p>(2) 防災知識の普及</p> <p>[市]</p> <p>市は避難行動要支援者に対する支援が適切に行われ、要配慮者に係る情報の伝達や安否確認、指定避難所における支援等が実施できるよう在宅生活等について社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者等を始め家族、身体障害者相談員・知的障害者相談員・関係施設職員・ボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。その際、子どもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いたり、要配慮者等のため必要な防災用品を備蓄していく。</p> <p>さらに、市は、高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者等とともに、助け合って避難できることに配慮する。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
26	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	56	(新設)	3 防災知識の普及 [市] (削除) 社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者等の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族・障害者相談員・関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を、研修等を通じて行う。 [要配慮者を雇用する事業所等] 施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設においては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。 災害への備えや災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し実施する。 ①施設職員・入所者等の任務分担・動員計画・緊急連絡体制 地域住民とともに防災訓練	③
27	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	56	[住民] 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法・介護方法・医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持出袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市の担当部署はもちろんのこと近隣の住民・県外の連絡先・近隣の社会福祉施設等とのつながりを保つよう努める。 また、要配慮者等の近隣の住民は、日頃から可能な限り、要配慮者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。	[住民（要配慮者等）] 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法・介護方法・医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておく（削除）ものとする。	③
28	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第8節要配慮者の安全確保計画	56	(3) 福祉避難所等の確保 [市] 市は、福祉避難所の確保に努めるものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所への避難の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握に努め、老人福祉施設や障害者支援施設等と連携し要配慮者が、より専門性の高いサービスを受けることができる福祉避難所の指定を行うものとする。 また、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースの確保に努めるものとする。 (追記) さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するため必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努める。 (追記) なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。	4 福祉避難所等の確保 [市] (削除) 福祉避難所の確保に努めるものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。 (削除) 要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所への避難の対象となる要配慮者の現況を把握しすべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握に努める、(削除) また、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースの確保に努めるものとする。 被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。  (削除) なお、福祉避難所について、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 (削除)	①、③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
29	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第9節食料、飲料水、生活必需品の確保計画	59	1 物資の備蓄・調達 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、 <u>あらかじめ</u> 、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	1 物資の備蓄・調達 [市] (削除) 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、(削除) 地域の地理的条件や(削除)等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、(削除) その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、(削除) 物資の供給(削除) 計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、(削除) 備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	③
30	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第9節食料、飲料水、生活必需品の確保計画	59	2 体制の整備 市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。 <u>(追記)</u>  なお、市は、緊急輸送ネットワーク、県が開設する広域物資輸送拠点や市の備蓄拠点の設定状況等を考慮して、市内の地域内輸送拠点についてあらかじめ検討しておくなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。また、災害の規模等にかんがみ、被災市自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制等、供給の仕組みの整備を図るため、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。  県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市である岡山市及び必要な関係者との連絡調整を行う。	2 体制の整備 [市] (削除) 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況を確認し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 (削除) 緊急輸送ネットワーク、県が開設する広域物資輸送拠点や市の備蓄拠点の設定状況等を考慮して、市内の地域内輸送拠点についてあらかじめ検討しておくなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、(削除) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。 (削除) [県] 県は、救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市である岡山市及び必要な関係者との連絡調整を行う。	③
31	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第9-1節食料の確保	60	2 対策 [市] 国並びに県においても、調達計画等により被災都市への措置を講ずることとしているが、市においても災害が発生した場合、緊急に必要とする食品を確保・供給するため事前に次の措置を行う。 <u>(新設)</u> ① 緊急食料の調達・配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定計画に当たっては、要配慮者等へ適切な食料供給に十分配慮する。 ② 食料援助の集積場所の選定食料・生活必需品等、援助物資の集積場所については、地震被害想定調査の結果を基に選定を進める。 ③ 住民・事務所へ食料備蓄の啓発 ④ 住民等の備蓄の補充に必要な食料の備蓄	第3項 実施内容 [市] 次の事項について、実施する。 ① 最新の被災想定に基づく備蓄計画の策定による計画的な備蓄食料の確保。 ② 食料の調達・配送計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定計画に当たっては、要配慮者等へ適切な食料供給に十分配慮する。 (削除) ③ 住民・事務所へ食料備蓄の啓発 (削除)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
32	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第9-2節飲料水の確保	61	1 方針 (追記) 岡山市水道局は、管内の地域において被災想定人口に基づき給水計画を樹立し、住民への飲料水が確保できるよう努める。その目標は最低必要量（供給を要する人口×約3リットル/日）とする。 小・中学校の受水槽に設置した応急給水栓を利用し、スムーズに飲料水の供給を行うとともに、住民、事業所等に対して飲料水の備蓄を勧奨する。	第1項 方針 危機管理室は、南海トラフ地震の被災想定に基づき計画的に公的備蓄を拡充するとともに、他都市との相互応援体制の確立、民間事業者との協力協定等により協力体制を整備し、効率的な飲料水の調達体制を図る。 岡山市水道局は、管内の地域において被災想定人口に基づき給水計画を樹立し、住民への飲料水が確保できるよう努める。その目標は最低必要量（供給を要する人口×約3リットル/日）とする。 また、小・中学校の受水槽に設置した応急給水栓も利用し、スムーズに飲料水の供給を行うとともに、住民、事業所等に対して飲料水の備蓄を勧奨する。	②
33	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第9-2節飲料水の確保	61	2 対策 (新設) [岡山市水道局] (略)	第3項 実施内容 [危機管理室] 次の事項について、実施する。 ① 最新の被災想定に基づく備蓄計画の策定及び計画的な飲料水の確保 ② 飲料水の調達・配送計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定 ③ 住民・事務所へ飲料水の啓発 [岡山市水道局] (略)	②
34	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第9-3節生活必需品の確保	62	1 方針 発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他都市との相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。	第1項 方針 発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他都市との相互応援体制の確立、民間事業者との協力協定等により協力体制を整備し、効率的な生活必需品の調達体制を図る。	③
35	第2部地震・津波災害予防計画 第1章 自立型の防災活動の促進 第9-3節 生活必需品の確保	66	2 対策 市は、被災者想定に基づき、必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。 ① 確保すべき生活必需品（以下、「特定物資」という。）の品目・数量 ② 特定物資に係る流通在庫の定期的調査 ③ 特定物資の調達体制 ④ 緊急物資の集積場所 ⑤ 備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所 ⑥ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発	第3項 実施内容 [市] 次の事項について、実施する。 ①最新の被災想定に基づく備蓄計画による計画的な生活必需品の確保 ②生活必需品の調達・配送計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
36	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第9-4節個人備蓄	—	<p>第4 個人備蓄</p> <p>1 方針</p> <p>住民、事業所等は、平常時より食料・救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等の防災品を備えておくことは、大変重要であり、また、慢性疾患等により、常用する医薬品がある人は、持ち出しや確保方法について各自で確認しておく。市は、住民、事業所等に対し、個人備蓄等について普及・啓発を図る。</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 食料・飲料水の備蓄</p> <p>[住民・事業所等]</p> <p>住民、事業所等は、3日間分以上（できれば1週間）分の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあつては、1人1日当たり3リットルを目安とする。また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に、十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 生活必需品の備蓄</p> <p>[住民・事業所等]</p> <p>住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品・懐中電灯・携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう、準備しておくよう努めるものとする。</p> <p>(3) 常用医薬品の持ち出し</p> <p>[住民]</p> <p>難病者を含む高齢者や在宅療養者等、それらの介護者は個人の特性に応じた常用医薬品等の必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。特に、長期間継続服用を必要とする医薬品を始め、自分が使用している医薬品の名称や使用方法については、健康手帳を利用して日常的に記録保持するよう努める。</p> <p>(4) 個人備蓄の意識啓発</p> <p>[市]</p> <p>個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動等により、住民、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。</p> <p>[住民・事業者等]</p> <p>住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等、意識啓発を図ることとする。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
37	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第10節津波災害予防計画	—	<p>第10項 津波災害予防計画</p> <p>第1 津波に係る防災知識の普及</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難行動が基本となることを踏まえると、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。</p> <p>このため、市及び県は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>（1）津波からの避難行動に関する知識</p> <p>我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、津波警報以上を見聞きしたら速やかに避難すること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど。</p> <p>（2）津波の特性に関する情報</p> <p>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性もある。</p> <p>（3）地震に関する想定・予測の不確実性</p> <p>地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありえる。</p> <p>また、学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続的な防災教育に努める。旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく市内全域で行う必要がある。学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実を図るとともに、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、公民館等の社会教育施設の活用等により、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>市や県では、津波によって浸水が予測される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難経路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、住民等に対し周知を図る。</p> <p>（4）家庭内での備蓄等</p> <p>3日間分（できれば1週間分）の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策などの普及・啓発を図る。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
38	第2部地震・津波災害予防計画 第1章自立型の防災活動の促進 第10節津波災害予防計画	—	<p>第2 津波を想定した防災訓練の実施 東日本大震災では、実際に避難所に避難した住民のほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向が見られた。 このため、市及び県等は、定期的な防災訓練を夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用機材の操作方法等の習熟を図る。 特に、津波被害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。</p> <p>第3 要配慮者への配慮 市及び県は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が配備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、県及び市沿岸は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段の充実を図る。 さらに、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p>	(削除)	③
39	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	63	<p>1 方針 地震は、前ぶれなく不意に起こることから、対応する職員の被災や交通機関・通信網の途絶等を予測し、迅速に対応をするための初動体制の確立、災害対策本部の設置、非常時の権限等所要の整備を図る必要がある。 このため、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上の情報収集伝達手段の確保等について検討し、迅速な初動体制非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限等、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。 また、あらかじめ民間事業者へ委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。 さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>第1項 方針 地震は、前ぶれなく不意に起こることから、(削除) 災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における(削除) 迅速な初動体制非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限等、応急体制全般について所要の整備を図る。(削除) また、あらかじめ民間事業者へ委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。 (削除) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備(削除) 退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。 (削除)</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
40	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	—	<p>(1) 緊急初動班（初動体制）</p> <p>[市]</p> <p>大規模地震が、勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、勤務時間内の体制とは別に緊急初動班を設置する。</p> <p>① 緊急初動班は、本部及び区本部ごとに組織する。</p> <p>② 緊急初動班は、通勤距離がおおむね5km以内の職員の中から毎年度指名する。</p> <p>③ 緊急初動班は、岡山市で震度4以上の地震、津波警報が発表された場合、所属職場へ自主参集する。その際、参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。</p> <p>④ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。</p> <p>ア 情報の収集及び幹部への報告</p> <p>イ 県への報告</p> <p>(2) 班員への連絡方法</p> <p>[市]</p> <p>班員への連絡については、電話・携帯電話等による通報体制を整備する。</p> <p>(3) 本部の処理権限の委譲</p> <p>[市]</p> <p>災害初期において、市長を始め幹部不在の場合、本部設置の判断や知事への自衛隊の派遣要請等の処理権限の順位をあらかじめ定める。</p> <p>第1位副市長、第2位副市長、第3位危機管理監、第4位消防局長</p> <p>※副市長の順位は地方自治法第152条の規程による市長の職務代理人に関する規則で定める副市長の順序による</p> <p>(4) 区本部の処理権限の委譲</p> <p>災害初期において、区長が不在の場合、区本部の設置及び運営権限の順序は次のとおりとする。</p> <p>① 総務・地域振興担当をもって充てる区副本部長</p> <p>② 維持管理担当をもって充てる区副本部長</p> <p>(5) 非常体制の基準</p> <p>震度5強以上の地震が発生した場合又は震度5弱以下の地震により、相当規模の災害が発生し、さらに災害が拡大するおそれのある場合は、非常体制に移行する。</p> <p>なお、必要に応じて、本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(6) 非常体制の職員配備</p> <p>① 本庁及び出先機関の全職員が配備する。</p> <p>② 被害状況等により、本来の勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの区役所あるいは避難所等に臨時参集し、その場の所属長にその旨（本庁勤務場所への出勤不可能）を申告し、指示を受けて仮配備につく。</p> <p>③ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じて、非被災地域から職員の応援等の措置を講じる。</p> <p>(7) 各局各課の所管事項</p> <p>① 岡山市災害対策本部規程第6条第2項の規定とは別に、震災対策に関する各局各課の所管事項を定める。</p> <p>② 各局各課の所管事項は、次のような点を踏まえ定めるものとする。</p> <p>ア 地震対策に関する法令の改正に対応する事項</p> <p>イ 国の各省庁の事業に対応する事項</p> <p>ウ 地震・津波災害対策編による新規・改正に対応する事項</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
41	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	—	<p>(8) 災害対策本部室の確保 災害対策本部室は、保健福祉会館8階に設置するものとするが、地震により庁舎（保健福祉会館）が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、あらかじめ、別に定めた施設に代替本部室を確保するものとする。 なお、代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。 ① 本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。 ② 通信手段及び非常電源の確保が図れること。 ③ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。</p> <p>(9) 現地災害対策本部室の確保 災害対策本部長は、大規模地震に際し、被災現地において機動的かつ迅速に災害応急対策の推進を図る必要があると認めるときは、本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置するものとするが、地震により損壊等の被害を受け、現地災害対策本部機能を果せない場合は、あらかじめ、別に定めた施設に代替現地災害対策本部室を確保するものとする。 なお、代替現地災害対策本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。 ① 本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。 ② 通信手段及び非常電源の確保が図れること。</p>	(削除)	③
42	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	64	<p>(10) 市及び防災関係機関の体制整備 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について、必要な整備を図るものとする。また、市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	<p>3 関係機関等の災害対策本部への出欠 (1) 市及び防災関係機関の体制整備 [市] 市はその他防災関係機関と連携し、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について、必要な整備を図るものとする。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	③
43	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	—	<p>(11) 防災関係機関相互の連携 ① 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。 国は、県及び市町村等と協力し、被災市町村応援職員確保システム（総括支援班による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。 (略)</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
44	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	64	<p>(11) 防災関係機関相互の連携 各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図るものとする。</p> <p>③ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑤ 市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結びそれぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>⑪ 市等、関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 防災関係機関相互の連携 <u>(削除)</u></p> <p><u>[市]</u></p> <p>① 県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p>② 避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p>③ <u>[削除]</u> 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結 <u>(削除)</u> ぶなど、必要な準備を整える。</p> <p>④ <u>[削除]</u> 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県への要請の手順・連絡調整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を確認しておく。</p> <p>⑤ 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務の支援システムを活用する。</p>	①
45	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	64	<p>(11) 防災関係機関相互の連携 <u>(新設)</u></p> <p>⑩ 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。</p> <p>① (略) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理）については、あらかじめ、市、県等は民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>また、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p>	<p>(2) 防災関係機関相互の連携</p> <p>⑥ 男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、市民協働局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、岡山市男女共同参画社会推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、それぞれの役割について、明確化しておくよう努める。</p> <p>⑦ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>⑧ <u>[削除]</u> 機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。</p> <p>⑨ 民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>⑩ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
46	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	—	<p>(11) 防災関係機関相互の連携</p> <p>④ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>⑦ 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>⑧ 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。</p> <p>⑨ 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。</p> <p>⑫ 市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。</p> <p>⑮ 市及び県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。</p> <p>⑯ 市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>⑰ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>⑱ 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>⑲ 市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>(削除)</p>	③
47	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	65	<p>② 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p>	<p>[県]</p> <p>① [削除] 国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ (削除) と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底し (削除)、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p>(略)</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
48	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節災害応急体制整備計画	65	<p>(12) 津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>市及び県は、津波警報等、避難指示（緊急）を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。また、県は市に対し、避難指示（緊急）の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>[市]</p> <p>市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。</p> <p>発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。</p> <p>(新設)</p> <p>県内沿岸に津波警報・津波注意報が発表されたときは、次により配備する。</p> <p>① 本部の措置……(1)(6)の初動体制・非常体制に準じる。</p> <p>② 区本部の措置……(1)(6)の初動体制・非常体制に準じる。</p>	<p>(3) 津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>[市]</p> <p>(削除) 津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。(削除)</p> <p>強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>(削除)</p> <p>発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。</p> <p>[県]</p> <p>また、県は市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</p>	①、③
49	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節情報の収集連絡体制整備計画	66	<p>1 方針 (略)</p> <p>さまざまな環境下にある住民、市職員等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p> <p>特に、災害発生時における有効な伝達手段である市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1項 方針 (略)</p> <p>さまざまな環境下にある住民、市職員等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。(削除)</p> <p>(略)</p>	③
50	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節情報の収集連絡体制整備計画	66	<p>(1) 防災関係機関の通信手段 (略)</p> <p>エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。</p> <p>なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。</p> <p>オ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 防災関係機関の通信手段 (略)</p> <p>④ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。</p> <p>(削除)</p> <p>⑤ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(略)</p>	③
51	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節情報の収集連絡体制整備計画	67	<p>(1) 防災関係機関の通信手段 (略)</p> <p>[市]</p> <p>市は、住民等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p>	<p>1 防災関係機関の通信手段 (略)</p> <p>[市]</p> <p>(削除) 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）緊急速報メール、岡山市防災情報メール（多言語版）、各種SNS、市Webサイト等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段を整備し対象地域の迅速かつ的確に伝達する。</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
52	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節 情報の収集連絡体制整備計画	67	(1) 防災関係機関の通信手段 (略) [市] ① 非常災害時に、災害対策本部が中心となり、消防・警察等の防災関係機関や医療・電気・ガス・通信・運輸・金融・教育・自主防災組織等、防災上、住民生活に密接に関連する生活関連機関とが、相互に情報交換できる地域防災無線の整備を図る。 ② 住民への情報の伝達手段として有効なWeb サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。なお、ホームページ（トップページ）については下記の状況時、関係課協議の上、全面緊急災害情報画面に切替えるものとする。 (略) イ 津波被害が著しい場合 (削除)	1 防災関係機関の通信手段 [市] (削除) なお、ホームページ（トップページ）については下記の状況時、関係課協議の上、全面緊急災害情報画面に切替えるものとする。 (略) イ 津波被害が著しい場合 (削除)	③
53	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節 情報の収集連絡体制整備計画	67	(3) 地震・津波情報の連絡 ③ 応急対策時の情報収集・連絡 (略) ウ 市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。	(2) 地震・津波情報の連絡 (略) 3) 応急対策時の情報収集・連絡 (略) ウ (削除) 必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図る。	③
54	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第3節保健医療活動に係る体制整備	69	第3項 実施内容 [県（保健福祉部）] (略) [市] 岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療調整本部による総合調整の下で保健医療活動を行うものとし、平時から県との連携体制の整備に努める。	第3項 実施内容 [市] 本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療調整本部（保健福祉部設置）による総合調整の下で保健医療活動を行うものとし、平時から県との連携体制の整備に努める。 [県] (略)	③
55	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第3節保健医療活動に係る体制整備	69	2 対策 [県（保健福祉部）] ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析 災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等にD H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の応援派遣を求め。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。	第3項 実施内容 [県] ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析 災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を求め。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努める。	①
56	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 救助・救急体制整備計画 第4-1節救助・救急体制整備計画	70	(1) 組織体制の整備 市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。 (略) [市] 市は、救出・救助活動が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保について、あらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿って、救助活動に直接関係ないヘリコプター等の運航等を一定時間規制するサイレントタイム設定マニュアルを作成する。 [消防機関、県警察] 消防機関・県警察は、災害時に救助隊を迅速に組織・派遣するためのマニュアルを作成する。	1 組織体制の整備 [市] (削除) 職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。 (略) (削除) 救出・救助活動が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保について、あらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿って、救助活動に直接関係ないヘリコプター等の運航等を一定時間規制するサイレントタイムを設定できるようにする。 [ (削除) 県警察] 災害時に救助隊を迅速に組織・派遣するためのマニュアルを作成する。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
57	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 救助・救急体制整備計画 第4-1節救助・救急体制整備計画	70	(3) 住民等による救出活動のための条件整備 [市] 住民、事業所、自主防災組織等に対し、救助隊が到着するまでの初期段階における救助・救護の意識啓発及び知識の習得のための訓練を行うとともに、各消防団単位と消防本部を結ぶ無線通信装置の充実を図る。	3 住民等による救出活動のための条件整備 [市] 住民、事業所（削除）等に対し、救助隊が到着するまでの初期段階における救助・救護の意識啓発及び知識の習得のための訓練を行うとともに、各消防団単位と消防本部を結ぶ無線通信装置の充実を図る。	③
58	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 救助・救急体制整備計画 第4-2節 傷病者の搬送	71	(1) 組織体制の整備 [市・消防機関] (略) (2) 広域災害救急医療情報システムの運用 [市・県・消防機関・岡医連・市医師会・各医療機関] 市・県・消防機関・岡医連・市医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況等、搬送先を決定するに必要な情報を提供できる、広域災害救急医療情報システムを（追記）迅速かつ的確に活用することとする。	1 組織体制の整備 [市（削除）] (略) 2 広域災害救急医療情報システムの運用 [市（削除）] 広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況等、搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを、 <u>県・医療機関</u> と併に活用することとする。	③
59	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 救助・救急体制整備計画 第4-3節災害救急医療体制整備計画	—	(2) 広域災害救急医療情報システムの整備 市、県及び医療機関は、 <u>国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</u>	2 広域災害救急医療情報システムの整備 (削除)	③
60	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 救助・救急体制整備計画 第4-3節災害救急医療体制整備計画	75	(7) 市民への災害医療の普及・啓発 [市・県・消防機関及び日赤県支部] (略) (8) 人工透析・難病患者等への対応 災害時における対応を迅速に行うため、県において医療機関における受診状況等の実態把握及び患者団体との連携に努めることになっているが、市においても県に協力するものとする。	7 市民への災害医療の普及・啓発 [市・県（削除）・日赤県支部] (略) 8 人工透析・難病患者等への対応 [県] 災害時の対応を迅速に行うため、 <u>県</u> では医療機関における受診状況等の実態把握及び患者団体との連携に努めることになっているが、 <u>市（削除）</u> も県に協力するものとする。	③
61	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 救助・救急体制整備計画 第4-4節医薬品等の確保体制	76	[県] 県は、 <u>医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会との連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。</u> また、 <u>県災害保健医療調整本部等に集められる医薬品等の仕分け、管理を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。</u>	[県] 医薬品卸売業者、薬剤師会との連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。 また、 <u>災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。</u>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
62	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 救助・救急体制整備計画 第4-4節医薬品等の確保体制	76	[市・岡医連・市医師会・薬剤師会・業者] 各種医薬品等の確保のため、 <u>(追記)</u> 連絡体制を整備する。	[市 <u>(削除)</u> ] 各種医薬品等の確保のため、 <u>医療機関、薬剤師会、業者との連絡体制を整備する。</u>	③
63	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第5節指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	77	1 方針 地震発生時に、災害の危険性が切迫した場合の緊急的な避難先である避難地・広域避難場所及び避難地に至る避難路は、人的被害の発生を未然に防止するために重要な施設であることから、あらかじめ避難路・避難地の指定を行い、住民への周知徹底に努めるとともに、避難地への案内を表示する標識等の設置に取り組む。 また、市及び国県等は避難地及び避難路の重点的な整備を図る。	第1項 方針 地震発生時 <u>(削除)</u> の緊急的な避難先である避難場所・広域避難場所及び避難路は、人的被害の発生を未然に防止するために重要な施設であることから、あらかじめ避難路・避難地の指定を行い、住民への周知徹底に努めるとともに、避難地への案内を表示する標識等の設置に取り組む。 また、市及び国・県等は避難地及び避難路の重点的な整備を図る。	③
64	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第5節指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	77	1 指定緊急避難場所の指定 (略) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、 <u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。</u> <u>(追記)</u> 《参照》 「風水害等対策編 第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置」3実施内容（7）避難所・避難路等 ②指定緊急避難場所の選定及び指定	1 指定緊急避難場所の指定 <u>[市]</u> (略) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 <u>(削除)</u> 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受け入れができるよう、出入口部分の整備や開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。 《参照》 <u>[風水害等対策編 第2部 第1章第5節 第2項（2）指定緊急避難場所の選定及び指定]</u>	①
65	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第5節指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	—	2 避難地の整備 <u>[市]</u> 市街地における緑とオープンスペースは、避難地の確保・火災延焼防止として重要な施設であり、地域の人口、避難圏域、地形等に応じ、必要とする避難地の整備を図る。 整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、大規模火災の輻射熱に対し安全な空間とする。 なお、避難地には避難地であることの標示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受け入れができるよう、避難地出入口部分の整備やその開放等、管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。 また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 3 避難路の指定	<u>(削除)</u>  2 避難路の指定	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
66	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第5節指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	78	(4) 避難路の整備 [市、道路管理者等] (略) 道路網を適切に配置し、道路・街路事業・土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。 (略)	3 避難路の整備 [市、道路管理者等] (略) 道路網を適切に配置し、道路・街路事業（削除）等を（削除）推進することにより避難路の整備を図る。 (略)	③
67	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-1節 避難方法	79	2 対策 市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	第3項 実施内容 [市] (削除) 大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	③
68	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節 避難所の設置	81	1 方針 安全な避難所の確保のため、あらかじめ指定をして、広報紙等により住民に周知を図るとともに、平常時には施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には、避難場所において、資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図り、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。 (追記)	第1項 方針 安全な避難所の確保のため、あらかじめ指定をして、広報紙等により住民に周知を図るとともに、平常時には施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には、避難所において、資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図り、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。 また、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	①
69	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節 避難所の設置	81	2 対策 (1) 避難所予定施設の事前指定・周知 市は、(追記) 公民館・公園・学校、公共的施設等を対象に、必要な要件を満たす避難所を、その設置者の同意を得た上であらかじめ「指定避難所」として指定し、平素から(追記) 広報紙等を通じ、また、所要の箇所への表示板を設置する等により、住民への周知徹底に努めるものとする。(追記) (略)	第3項 実施内容 1 避難所（削除）の事前指定・周知 [市] ①避難所及び避難場所について、公民館・学校、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定をする。(削除) 指定をした施設は、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。加えて、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。 (略)	①
70	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節 避難所の設置	81	また、津波災害に対しては、他災害と比べて特に緊急性を要する避難が求められることを踏まえ、(追記) 津波からの避難が特に困難と想定される地域において、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等の指定の検討を進める。	③津波災害に対しては、他災害と比べて特に緊急性を要する避難が求められることを踏まえ、津波到達時間内に津波浸水想定区域外への避難が（削除）困難となることも想定し、緊急的・一時的な避難施設として、津波避難ビル等の指定・周知を進める。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
71	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節避難所の設置	81	1 避難所予定施設の事前指定・周知 (略) さらに、指定避難所設置予定施設として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、換気・照明等、避難生活の環境を良好に保つため設備の整備に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、 <u>(追記)</u> ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	1 避難所予定施設の事前指定・周知 (略) ④避難所及び避難場所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等を事前に協議し、換気・照明等、避難生活の環境を良好に保つため設備の整備に努める。 ⑤新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、危機管理室と保健福祉局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。 ⑥ <input type="checkbox"/> 削除) 必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	①
72	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節避難所の設置	82	1 避難所予定施設の事前指定・周知 (略) また、建物が被災した場合の安全確認に備えて、建物の建築年・床面積・構造・階数・耐震診断・改修の状況等を把握しておくとともに、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物については、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については、補強・改修に努めるよう管理者に働きかけるものとする。 これらの適当な施設を得がたいときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設し、また、市内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町村への委託、近隣市町村の施設の借り上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。 加えて、市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。 (指定避難所の指定条件) 《参照》 「風水害等対策編 第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置」3実施内容(6) 避難所・避難路等 ①指定避難所の選定及び指定	1 避難所予定施設の事前指定・周知 (略) ⑦ <input type="checkbox"/> 削除) 建物が被災した場合の安全確認に備えて、建物の建築年・床面積・構造・階数・耐震診断・改修の状況等を把握し、 <u>(削除)</u> 、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物については、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物 <u>(削除)</u> は、補強・改修に努めるよう、管理者に働きかけるものとする。 ⑧ <input type="checkbox"/> 削除) 適当な施設を得がたいときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設する。また、市内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町村への委託、近隣市町村の施設の借り上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。 ⑨ <input type="checkbox"/> 削除) 指定避難所内では生活 <u>(削除)</u> が困難な <u>(削除)</u> 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。 (指定避難所の指定条件) 《参照》 「風水害等対策編 第2部 第1章 第5節 第2項(1) 指定避難所の選定及び指定」	③
73	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節避難所の設置	82	(2) 指定避難所の施設設備の整備  市は、指定避難所の予定施設において、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、停電時の電力供給手段として電気自動車等の活用を検討し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 また、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女子用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等、女性や子どもの指定避難所における安全確保等、様々なニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努め、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。加えて、ペットとの同行避難の際には、所有者の責任において適切に飼育するよう周知・啓発する。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 なお、ペットとの避難は同行避難を原則とするが、状況に応じて同伴可能な指定避難所の設置に努める。ただし、身体障害者補助犬については避難者と同様に扱う。 緊急の際の指定避難所への協定締結先等の「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資 <u>(追記)</u> の備蓄に努める。 <u>(追記)</u> 市は、災害時における非常通話等の迅速・円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所に申請し、承認を受けておく。	2 指定避難所の施設設備の整備 <u>[市]</u> ①指定避難所となる施設において、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 ②指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、停電時の電力供給手段として電気自動車等の活用を検討し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 (削除) ③指定された避難所に分散備蓄倉庫を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、緊急の際に活用できるよう、協定締結先の連絡先等をまとめておく。調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。 ④ <input type="checkbox"/> 削除) 非常通話等の迅速・円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所に申請し、承認を受けておく。	①、③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
74	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節避難所の設置	—	3 指定避難所における生活物資の確保 指定した指定避難所又はその近傍で必要となる、食料・水・非常用電源・医薬品・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布等、避難生活に必要な物資等について、市備蓄計画における最小限の備蓄と合わせ、「流通備蓄」による確保策の整備について努めることとする。	(削除)	③
75	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-2節避難所の設置	—	(4) 避難所運営マニュアルの策定 災害時における避難所設置手続きについて、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図るものとする。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。 ① 指定避難所の開設・管理責任者及び体制 ② 開設に当たって当該施設の安全確認の方法(被災建築物応急危険度判定等)と確認者 ③ 本部への報告・食料・毛布等の必要量の確認及び不足分の調達要請担当者 ④ その他開設責任者の業務内容	(削除)	③
76	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-3節指定避難所の運営体制	83	第1項 方針 指定避難所の設置は、学校施設を中心として指定することとなるため、運営体制の組織づくりに当たっては担当職員・学校職員及び地域の自治組織が協力しての体制づくりが望ましいため、三者協議により円滑な運営を図る。また、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 なお、指定避難所の運営には避難者それぞれが主体的に参加していく必要があり、そのために必要な事項については、あらかじめ定めておく必要がある。 また、設置後は、72時間以内の避難生活が予見される場合は、市職員を中心に、それ以上に及ぶ場合は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応を図っていく。 指定避難所設置施設の職員は、避難所である間は通常業務の実施は困難であるため、指定避難所の管理運営を行い又はそれに協力しつつ、再開に向けた準備を行う。	第1項 方針 運営体制の組織づくりに当たっては、避難所開設職員（以下この節において「指定職員」という。）と地域住民が協力して円滑な運営を図る。また、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 なお、指定避難所の運営には避難者それぞれが主体的に参加していく必要があり、そのために必要な事項については、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定めておく必要がある。 (削除)	③
77	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-3節指定避難所の運営体制	83	(2) 避難者の自治体制 [市] 市は、指定避難所の運営管理に当たり、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。 また、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、その作成に当たっては、避難所運営における意思決定の場への女性の参画や最大限要配慮者等へ配慮し、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 (略)	2 避難者の自治体制 [市] (削除) 指定避難所の運営管理に当たり、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努め(削除)、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。 また、避難所内では、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。 (削除) 事前に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、その作成に当たっては、避難所運営における意思決定の場への女性の参画や最大限要配慮者等へ配慮し、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 (略)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
78	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-3節指定避難所の運営体制	83	[市] (略) (新設) (新設) (新設) (1) 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続き等）に係る事項 (2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等） (3) 避難状況の確認方法に係る事項 (4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項 (5) その他避難所生活に必要な事項 (6) 平常体制復帰のための対策 (7) 事前周知、自治組織との連携 (8) 避難者の生活と授業環境の確保のための対策 (9) 避難所の統合・廃止の基準・手続き等 (新設)	[市] (略) ① 避難所の開設の流れ ② 開設に当たって当該施設の安全確認の方法 ③ 本部への報告・食料・水・毛布等の必要量の確認及び不足分の調達 ④ 避難者の運営組織（立上げ、代表者、意志決定手続き等）に係る事項 ⑤ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等） ⑥ 避難状況の確認方法に係る事項 ⑦ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項 ⑧ その他避難所生活に必要な事項 (削除) ⑨ 事前周知、避難所運営組織との連携 ⑩ 避難所の統合・廃止の基準・手続き等 ⑪ 避難所の閉鎖の流れ	②
79	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第6節避難及び避難所の設置・運営計画 第6-3節指定避難所の運営体制	84	(3) 施設管理者による避難所支援体制 [避難所設置施設の管理者] 避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに、運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所運営マニュアルの策定に参加するものとする。また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。	3 施設管理者による避難所支援体制 [避難所の施設管理者] 避難所の維持管理に協力するとともに、運営の支援に当たるため、(削除) 関係職員にあらかじめ説明を行うなどし、必要な知識の習得に努める。	③
80	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第8節建設用資機材の備蓄計画	86	2 対策 (1) 備蓄 [市] 県及び関係団体における資機材の保有状況と調整を図りながら(追記) 初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。また、備蓄場所については緊急輸送道路のアクセス条件や危険性の分散を十分考慮した位置とする。 (2) 調達 市域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査・把握した上で、関係団体及び他都市との相互応援協定等の締結を促進し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう備蓄計画と合わせた総合的な確保対策を講じる。	第3項 実施内容 1 備蓄 [市] 県及び関係団体における資機材の保有状況と調整を図りながら、可能な範囲で初期活動に必要な資機材の備蓄(削除)に努める。また、備蓄場所については緊急輸送道路のアクセス条件や危険性の分散を十分考慮した位置とする。 2 調達 [市] 市域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査・把握した上で、関係団体及び他都市との相互応援協定等の締結を促進し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるようにする(削除)。	③
81	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第10節緊急輸送活動計画	88	(1) 拠点施設の耐震化 [市・県・指定地方公共機関・その他重要な施設の管理者] (追記) 緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に努める。 (略) (3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保 [市・県・指定公共機関等・その他重要な施設の管理者] 市及び県は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。 (略)	1 拠点施設の耐震化 [施設管理者] 市を含む各施設管理者は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に努める。 (略) 3 陸路以外の緊急輸送手段の確保 [施設管理者] 市を含む各施設管理者は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。 (略)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
82	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1.2節広域的応援体制整備計画	91	<p>第2項方針 大規模災害時における応援については、被災の範囲・被害規模の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するとともに、被災地の受入体制等についても検討を加える。</p> <p>県では、大規模災害を想定した広域的応援体制として、現在中国地方5県、中四国地方9県及び全国都道府県と、市では、中四国地方9県の県庁所在地市、県内26市町村、尼崎市、姫路市、政令指定都市(東京都含む)と相互応援協定を締結しており、協定に基づく広域応援が円滑に行えるよう、活動マニュアル等の整備等を推進するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効性を高める。</p> <p>また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県及び市町村間で相互応援協定を締結しており、市町村の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、東日本大震災における岩手県遠野市の例も参考にしながら、支援・応援計画の具体化を進める。</p>	<p>第2項 方針 大規模災害時における応援については、被災の範囲・被害規模の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するとともに、広域応援が円滑に行えるよう、活動マニュアルの整備等を推進するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効性を高める。</p> <p>(削除)</p>	③
83	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1.2節広域的応援体制整備計画	91	<p>(1) 応援要請の判断 ① 市長が応援要請の判断をすることを原則とする。 ② 地震被害は市域を超えて被害を受けるため、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができるものとする。</p> <p>2 応援要請に係る事項・機関 応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。</p> <p>① 県内応援 県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。 ア 市長は、知事に県内応援の要請をする。 イ 県下消防相互応援協定を活用する。 ウ 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定を活用する。 エ 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。また、県は、市町村相互応援が円滑に進むよう配慮する。</p> <p>② 自衛隊派遣 ア 知事に派遣要請を行う。 イ 知事は状況により、市長の要請を待つことなく迅速に派遣要請を行う。</p> <p>③ 県外からの応援 ア 知事に応援隊の要請を行う。 イ 広域応援協定都市に応援隊の要請を行う。 ウ 災害の規模により緊急消防援助隊の応援要請を行う。</p>	<p>1 他の都道府県又は市等に対する応援要請 [市] (1) 他市町村への応援要請 災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、以下に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。</p> <p>① 応急対策職員派遣制度 ② 広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請 ③ 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定 ④ 四大都市災害時相互応援に関する協定 ⑤ 岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定 ⑥ 災害時における相互協力に関する基本協定（国土交通省中国地方整備局） ⑦ 災害時相互応援協定（姫路市、鳥取市） ⑧ 岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定(岡山県及び県下27市町村)</p> <p>(2) 自衛隊派遣 ① 知事に派遣要請を行う。 ② 知事は状況により、市長の要請を待つことなく迅速に派遣要請を行う。 ③ 災害の規模により緊急消防援助隊の応援要請を行う。</p>	③
84	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1.2節広域的応援体制整備計画	92	<p>(5) 広域的な相互応援体制の確立 (略)</p> <p>③ 南海トラフの巨大地震が発生した場合、大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、県及び市町村の相互応援協定に基づく活動計画の具体化に当たっては、(追記) 県南と県北の地域的な役割分担のあり方も含めて検討を進める必要がある。</p>	<p>4 広域的な相互応援体制の確立 (略)</p> <p>③ 南海トラフの巨大地震が発生した場合、大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、県及び市町村の相互応援協定に基づく活動計画の具体化に当たっては、被害の甚大な県南地域から被害の比較的少ない県北地域へ広域避難できるように、県南と県北の地域的な役割分担のあり方も含めて検討を進める必要がある。</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
85	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第13節行政機関防災訓練計画	94	第13項 行政機関防災訓練計画 1 方針 (略) 訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等さまざまな条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。 また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、市及び県等の防災体制の改善を行う。 (追記)	第13節 行政機関防災訓練計画 第1項 方針 (略) 訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等さまざまな条件を設定し、(削除)より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。 また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、市及び県等の防災体制の改善を行う。 市、県及び国は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する。	①
86	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第13節行政機関防災訓練計画	95	(2) 広域的防災訓練口 災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウンターパート市(追記)等と(追記)、広域的に次の防災訓練の実施を図る。 (略)	2 広域的防災訓練 [市] 災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウンターパート市や政令指定都市等と連携し、(削除)次の防災訓練の実施を図る。 (略)	③
87	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第13節行政機関防災訓練計画	95	(4) 図上防災訓練	4 地震対応訓練	③
88	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第14節津波避難計画	97	3 避難情報等の伝達 迅速・的確な避難のため、市は地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な基準をあらかじめ定めるとともに、市・県を始め防災関係機関等の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)携帯電話(緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報、避難指示等の伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとし、その際には高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。	1 避難情報等の伝達 [市] 迅速・的確な避難のため、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な基準をあらかじめ定めるとともに、市・県を始め防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)、Lアラート(災害情報共有システム)緊急速報メール、岡山市防災情報メール(多言語版)、各種SNS、市Webサイト等により、対象地域住民等対象者に周知・徹底する。 さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示等の伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとし、その際には高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。	③
89	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第14節津波避難計画	98	(1) 避難指示(緊急)等発令基準 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示(緊急)等を発令することを基本とした具体的な避難指示(緊急)等の発令基準を設定し、その設定・見直しに当たっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市による発令基準の設定・見直しを支援する。	(1) 避難指示等発令基準 津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定し、その設定・見直しに当たっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市による発令基準の設定・見直しを支援する。	③
90	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第14節津波避難計画	98	(2) 津波避難誘導計画の策定 津波被害の可能性のある本市は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示(緊急)の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的なかつ実践的な津波避難誘導計画の策定等を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図る。 (略)	(2) 津波避難誘導計画の策定 (削除)津波発生時に(削除)住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや(削除)等を通じて、(削除)避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した(削除)津波避難誘導計画の策定等を行い、その内容を住民等へ周知徹底するように努める。 (略)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
91	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1.4節津波避難計画	98	(3) 避難支援体制 避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮し、消防職（団）員、水防団員、警察官、市職員等津波避難時において防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するための津波到達時間内での防災対応及び避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知する。さらに、広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等の適切な見直しを行う。	(3)避難支援体制 避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮し、消防職（団）員、水防団員、警察官、市職員等、 <u>（削除）</u> 防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、 <u>（削除）</u> 行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知する。さらに、広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の <u>（削除）</u> 問題点を検証し、行動ルール等の適切な見直しを行う。	③
92	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1.4節津波避難計画	98	5 安全な避難の確保  (1) 指定避難所、津波避難ビルの指定等 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所にある施設を指定し、併せて住民への周知徹底に努める。やむを得ず津波による被害のおそれのある施設を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等住民の安全のために必要な対策を図る。 <u>（追記）</u>	3 安全な避難の確保  (1) 指定避難所、津波避難ビルの指定等 <u>（削除）</u> できるだけ津波による浸水の危険性が低い場所にある施設を指定し、併せて住民への周知徹底に努める。やむを得ず津波による被害のおそれがある施設を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、住民の安全のために必要な対策を図る。 さらに、津波到達時間内に津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定し、緊急的・一時的な避難施設として、津波避難ビル等の指定に努める。 また、津波避難ビル等の指定に当たっては、迅速に避難できるよう施設管理者と調整するとともに、外部階段の設置等、設備の整備に努める。併せて、津波から迅速・的確に避難できるよう避難路・避難階段等の整備も図っていく。	②
93	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1.4節津波避難計画	98	(2) 多数が利用する施設の安全対策等 市、県及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に配慮する。津波到達時間や地形的条件等から、避難が困難と想定される地域等においては、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等の指定に努める。 また、津波避難ビル等の指定に当たっては、迅速に避難できるよう施設管理者と調整するとともに、外部階段の設置等、設備の整備に努める。併せて、津波から迅速・的確に避難できるよう避難路・避難階段等の整備も図っていく。	(2)多数が利用する施設の安全対策等 <u>（削除）</u> 地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に 対する安全性の確保に配慮する。 <u>（削除）</u>	③
94	第2部地震・津波災害予防計画 第2章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1.5節公的機関等の業務継続性の確保	99	3 対策 市、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。 <u>（追記）</u> <u>（略）</u> 特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。	第4項 実施内容 <u>〔市・県・その他の防災関係機関〕</u> 災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 <u>（略）</u> 特に、市及び県は、災害時に <u>（削除）</u> 応急対策 <u>（削除）</u> や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこと <u>（削除）</u> から、業務継続計画の策定等に当たっては、 <u>（削除）</u> 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、 <u>（削除）</u> 多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。 <u>（削除）</u>	①、③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
95	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第1節建物、まちの不燃化・耐震化計画	100	<p>1 方針</p> <p>（追記）防災上重要な庁舎等や避難所となる学校等の建築物については、早急に現行基準での耐震診断及び耐震改築を図る必要がある。地震により建築物が受ける被害度は、建築物個々の特性・地盤・その他の複雑な要素が係わりあうものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、「岡山県建築物等耐震対策基本方針」に沿った対策を講ずることとする。</p> <p>また、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、一般の住宅・建築物について不燃化を進めるとともに、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された、防火地域・準防火地域を指定し、建築物の不燃化・まちの不燃化を図る。</p> <p>さらに、公園・緑地等公共空地は、避難地として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、計画的な整備を図る。整備に当たっては、<u>土地区画整理事業・市街地再開発事業等の整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。</u></p> <p>加えて、市都市計画マスタープラン（追記）に示すとおり、<u>本地域防災計画に基づき、緊急輸送道路への対策、避難経路、避難地に係る対策、土地利用に係る対策など都市計画において求められる対策について適切に取り組む。</u></p>	<p>第1項 方針</p> <p>地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。特に、防災上重要な庁舎等や避難所となる学校等の建築物については、早急に現行基準での耐震診断及び耐震改築を図る必要があることから、（削除）「岡山県建築物等耐震対策基本方針」に沿った対策を講ずることとする。</p> <p>また、火災が起きた場合には、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、一般の住宅・建築物について不燃化を進めるとともに、<u>都市計画区域内では、（削除）集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域・準防火地域を指定し、建築物の不燃化・まちの不燃化を図る。</u></p> <p>さらに、公園・緑地等公共空地は、避難場所として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、計画的な整備を図る。整備に当たっては、<u>（削除）市街地再開発事業等の整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。</u></p> <p>加えて、市都市計画マスタープランや立地適正化計画等に示すとおり、<u>（削除）緊急輸送道路への対策、避難経路、避難場所に係る対策、土地利用に係る対策など、都市計画において求められる対策に（削除）取り組む。</u></p>	③
96	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第1節建物、まちの不燃化・耐震化計画	101	<p>（2）一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化</p> <p><u>〔特定行政庁〕</u> 特定行政庁は、一般の住宅・建築物について、建築基準法に基づき不燃化を図られるよう指導及び助言を行う。</p> <p><u>〔所管行政庁〕</u> 所管行政庁は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定められている劇場、百貨店等多数の者が集まる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言等を行うと共に、他の既存耐震不適格建築物についても耐震化に努めるよう周知を図る。</p>	<p>2 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化</p> <p><u>〔市〕</u> ①一般の住宅・建築物について、建築基準法に基づき不燃化を図られるよう指導及び助言を行う。 ②建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定められている劇場、百貨店等多数の者が集まる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言等を行うと共に、他の既存耐震不適格建築物についても耐震化に努めるよう周知を図る。</p>	③
97	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第1節建物、まちの不燃化・耐震化計画	102	<p>（6）公園、緑地等公共空地の整備</p> <p>（略）</p> <p>このため、公園事業・土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画による、緑地の保全・緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。</p>	<p>6 公園、緑地等公共空地の整備</p> <p>（略）</p> <p>このため、公園事業（削除）等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画による、緑地の保全・緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。</p>	③
98	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第1節建物、まちの不燃化・耐震化計画	102	<p>〔市〕</p> <p>（略）</p> <p>また、道路・公園・緑地・河川等について、避難路・避難地・延焼遮断空間等の確保の観点から総点検を行い、早急に整備する必要があるものについては防災整備計画を策定し、整備目標として位置付けるとともに、その整備に努めるとし、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>（追記）</p> <p>（略）</p>	<p>〔市〕</p> <p>（略）</p> <p>また、道路・公園・緑地・河川等について、避難路・避難地・延焼遮断空間等の確保の観点から総点検を行い、早急に整備する必要があるものについては防災整備計画を策定し、整備目標として位置付けるとともに、その整備に努めるとし、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>加えて、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p>（略）</p>	①



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
99	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	104	<p>第2項 公共施設等災害予防計画</p> <p>道路、鉄道等の交通施設及び交通信号機等の交通安全施設を始め、河川、砂防施設等の公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものである。</p> <p>したがって、これら公共施設について事前に予防措置を講じ、被害を最小限にとどめる必要がある。地震・津波に強い国土の形成を図るため、県、市、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設を始め、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業等により、地震・津波対策を総合的、計画的に実施、推進する。</p> <p>事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。</p> <p>こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p>	<p>第1項 方針</p> <p>(削除) 地震・津波に強い国土の形成を図るため、県、市、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設を始め、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業等により、地震・津波対策を総合的、計画的に実施、推進する。</p> <p>事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。</p> <p>こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動に(削除)も重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p>	③
100	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	105	<p>1 道路</p> <p>(1) 方針</p> <p>道路は地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものであるため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高めるとともに災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。</p> <p>橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施するとともに、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。</p> <p>また、落石等危険箇所については、災害時の避難・緊急物資の輸送に支障を来さないよう重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の抜本的解消を図る。</p> <p>さらに、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限にとどめるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。</p>	<p>1 道路</p> <p>(1) 方針</p> <p>道路は地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものであるため、(削除)耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高めるとともに災害時に(削除)道路の機能が十分発揮できるようにする。</p> <p>橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施するとともに、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。</p> <p>また、落石等危険箇所については、災害時の避難・緊急物資の輸送に支障を来さないよう重点的にパトロールを実施しするとともに、危険箇所の抜本的解消を図る。</p> <p>(削除)</p>	③
101	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	105	<p>(2) 対策</p> <p>[市・国・県、西日本高速道路株式会社]</p> <p>被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網の<del>リダンダンシー</del>強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。</p> <p>橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路等緊急度の高い橋梁から、順次、補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。</p>	<p>(2) 対策</p> <p>[市・県（道路管理者）・中国地方整備・西日本高速道路株式会社]</p> <p>被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網の(削除)多重化や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。</p> <p>橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路等緊急度の高い橋梁から、順次、補強を行い(削除)、今後新設する橋梁(削除)は、道路橋示方書に基づき整備を行う。</p> <p>(略)</p>	③
102	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	106	<p>3 河川</p> <p>(1) 方針</p> <p>河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。</p>	<p>3 河川</p> <p>(1) 方針</p> <p>河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の整備を図る。</p>	③
103	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	106	<p>4 砂防関係施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 対策</p> <p>[県]</p> <p>砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工等の砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。施設管理者は、既設構造物について、常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した施設は、地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。</p> <p>砂防設備は、主に砂防堰堤と流路工及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。</p> <p>砂防関係施設管理者は、既設構造物について、常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防関係施設は、地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。</p>	<p>4 砂防関係施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 対策</p> <p>[県]</p> <p>砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工等の砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。</p> <p>施設管理者は、既設構造物について、常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した施設は、地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。</p> <p>(削除)</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
104	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	107	6 ため池 (1) 方針 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のうち、老朽化の著しいものや耐震性が劣っているもので緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握した上で、補修・補強・耐震性の向上等、改修整備を優先的に行い、地震によるため池の被災を防止する。 また、地震等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池についてハザードマップを作成し、市や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。	6 ため池 (1) 方針 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。 また、 <u>防災重点農業用ため池についてため池浸水想定マップを更新し、周知する（削除）</u> 。	③
105	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	107	(2) 対策 [市・県等] 農業用ダム・ため池の管理は、水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて防災の観点から重要なため池を対象として、危険度等の基礎的調査を実施する。調査結果に基づき、安全管理を徹底するとともに、 <u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池等</u> で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。 また、適切な維持管理や監視体制を確保し、 <u>地震等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。</u>	(2) 対策 [市・県] 農業用ダム・ため池の管理は、水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて防災の観点から重要なため池を対象として、危険度等の基礎的調査を実施する。 調査結果に基づき、安全管理を徹底するとともに、 <u>防災重点農業用ため池等</u> で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。 また、適切な維持管理や監視体制を確保し、 <u>防災重点農業用ため池について緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からため池浸水想定マップを更新・周知し、耐震化や統廃合などを推進する。（削除）</u>	③
106	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	109	10 学校施設 (1) 方針 学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の応急避難場所として重要な役割を果たす施設であることから、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、 <u>実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。</u> また、 <u>応急避難所として防災機能の充実を図る。</u> <u>（追記）</u>	10 学校施設 (1) 方針 学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の応急避難場所として重要な役割を果たす施設であることから、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、 <u>（削除）</u> 防災機能の充実を図る。 また、 <u>空調設備の完備は今後の課題として、関係部局が連携して取り組むものとする。</u>	③
107	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第2節公共施設等災害予防計画	109	10 学校施設 (2) 対策 ③ 危険物等の災害予防 学校等にあつては、 <u>ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。</u> また、 <u>化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法規に従い適切に取り扱うよう講じる。</u>	10 学校施設 (2) 対策 (略) 3) 危険物等の災害予防 <u>（削除）</u> ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。 また、 <u>化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法規に従い適切に取り扱うよう講じる。</u>	③
108	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第3節ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等 予防計画	111	1 共同溝 [市・国・県] (1) 方針 震災時の電柱倒壊等によるライフラインの途絶、救命・救急、消防活動等を行う緊急車両の通行を妨げる道路の寸断等を防止するため、 <u>電線共同溝等の整備を効率的・効果的に進め、電線等の地中化の推進を図る。</u>  (2) 対策 <u>電気・ガス・水道・電話等を収容する共同溝については、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設の促進を図る。</u> また、 <u>電気・電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合の断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝を始めとする地中化の促進を図る。</u>	1 電線共同溝 [市] (1) 方針 震災時の電柱倒壊等によるライフラインの途絶、救命・救急、消防活動等を行う緊急車両の通行を妨げる道路の寸断等を防止するため、 <u>電線共同溝等の整備を効率的・効果的に進め、電線の地中化の推進を図る。</u>  (2) 対策 <u>（削除）</u> 電気・電話等の電線類は、 <u>架空線と比較すると地中化の場合の断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝を始めとする地中化の促進を図る。</u>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
109	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第3節ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画	112	3 下水道施設 （略） （2）対策 ① 下水道施設の耐震化等 処理場や処理場へ直結する幹線管路や緊急輸送路下の幹線管路（追記）など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。	3 下水道施設 （略） （2）対策 1) 下水道施設の耐震化等 処理場や処理場へ直結する幹線管路や緊急輸送路下の幹線管路、排水機場や雨水管きよなど、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。	③
110	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第3節ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画	114	5 電気施設 [中国電力ネットワーク株式会社（岡山・岡山東・倉敷ネットワークセンター）] [現状と課題] 東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても計画的に進めている。また、国が公表した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を進めている。	5 電気施設 （削除） [中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社]	③
111	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第3節ライフライン（電気・ガス・水道、下水道等）施設等予防計画	114	6 ガス施設 [岡山ガス株式会社] （1）方針 一般社団法人日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保する事を目的として、以下のとおり耐震性の強化等の対策を実施する。	6 ガス施設 [岡山ガス株式会社] （1）方針 一般社団法人日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保する事を目的として、（削除）耐震性の強化等の対策を実施する。	③
112	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 廃棄物処理体制整備計画□	119	（1） 廃棄物処理施設の災害予防等 （略） イ 仮設トイレの備蓄 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。	1 廃棄物処理施設の災害予防等 （略） （2） 仮設トイレの整備 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを整備できるように、（削除）建設事業者や（削除）レンタル事業者（削除）等と（削除）協力体制を整えておく。	③
113	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第4節 廃棄物処理体制整備計画□	120	（4） 災害時の廃棄物処理体制の整備 ② 指定避難所のごみ等 市は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。 ③ 災害廃棄物 ア 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。） 災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。市は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。 （略）	4 災害時の廃棄物処理体制の整備 （2） 指定避難所のごみ等 指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行う（削除）。 （3） 災害廃棄物 1) 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。） 災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。（削除）あらかじめ（削除）想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。 （略）	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
114	第2部地震・津波災害予防計画 第3章迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第5節 危険物施設等災害予防計画口	122	(1) 石油類施設災害予防計画 [県・消防機関] (略) (2) 高压ガス施設災害予防計画 [中国四国産業保安監督部、県、消防機関] (略) (3) 火薬類施設災害予防計画 [中国四国産業保安監督部、県、消防機関] (略) (5) 毒物劇物災害予防計画	1 石油類施設災害予防対策 [市・県] (略) 2 高压ガス施設災害予防対策 [市・中国四国産業保安監督部・県] (略) 3 火薬類施設災害予防対策 [市・中国四国産業保安監督部・県] (略) 5 毒物劇物災害予防対策	③
115	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第8節地盤災害予防	128	(2) 液状化危険地域の予防計画 [市・県] ① 液状化危険地域の把握 県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化が発生し、建築物・公共施設・地下埋設物等に対して、被害をもたらす可能性がある。 このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施（追記）するよう努める。 ② 液状化防止対策の実施 地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、本市南部で過去に液状化が起こった地域で住宅を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしかりとした基礎杭の施工等の液状化対策を行うことが望ましい。 併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物・公共施設・地下埋設物等、各種対策の普及を図る。なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。	2 液状化危険地域の予防計画 [県] 県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化が発生し、建築物・公共施設・地下埋設物等に対して、被害をもたらす可能性がある。 このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。 [市] 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施し、住民に対しては、地盤改良など安全対策上の検討を促すよう努める。 (削除)	③
116	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第8節地盤災害予防	128	3 造成地の予防計画 [市・県] (略) また、市、県及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表する。	3 造成地の予防計画 [市・県] (略) また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。	①
117	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第8節地盤災害予防	128	(4) 土地利用の適正化 [市・県] ① 土地条件の評価 (略) また、その結果は危険箇所マップの作成等により、災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、 <u>市民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。</u>	4 土地利用の適正化 [市・県] (1) 土地条件の評価 (略) また、その結果は危険箇所マップの作成等により、災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、 <u>(削除)する。</u> (略)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
118	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第9節津波災害予防計画	130	1 方針 (略) 今後は、想定される地震に伴う津波の発生について、関係機関の津波に対する研究成果等を踏まえながら、津波による被害が生じるおそれのある地域における住民の生命を守るため、津波防災の地域づくりを進めるとともに、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。 (略)	第1項 方針 (略) 今後は、想定される地震に伴う津波の発生について、関係機関の津波に対する研究成果等を踏まえながら、 (削除)津波防災の地域づくりを進めるとともに、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。 (略)	③
119	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第9節津波災害予防計画	130	1) 津波防災まちづくり ② 津波災害警戒区域等の指定 (略) 市は津波災害警戒区域の指定のあったときは、岡山市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の名称及び所在地等について定めるとともに、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。 (略)	(2) 津波災害警戒区域等の指定 (略) [市] (削除)津波災害警戒区域の指定のあったときは、(削除)地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として(削除)社会福祉施設、学校、医療施設等の名称及び所在地等について定めるとともに、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。 (略)	③
120	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第9節津波災害予防計画	131	(2) 施設の整備及び建築物の安全化 ② 避難関連施設の整備 市は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後において孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。(略) また、津波想定浸水区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。 県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通停滞や事故の発生等を十分に考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。	2 施設の整備及び建築物の安全化 [市] (2) 避難関連施設の整備 (削除)避難場所の整備にあたり、(削除)できるだけ浸水の危険性が低く、(削除)避難後において孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。 (略) また、津波想定浸水区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合は(削除)、津波浸水想定に定める水深だけでなく、(削除)基準水位以上の場所に(削除)配置される(削除)建築物について、(削除)管理協定の締結や指定をすること(削除)により、(削除)避難できる体制の構築に努める。 (削除)	③
121	第2部地震・津波災害予防計画 第3章地震・津波に強いまちづくり 第9節津波災害予防計画	131	③ 建築物の安全化 県、市及び建築物の所有者等は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する(追記)安全性の確保を促進する。 (追記)	(1) 建築物の安全化 (削除)劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、(削除)要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。 また、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建築物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
122	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第2節 防災業務施設の整備	133	3 災害対策本部施設等の整備 災害時の緊急活動を実施する上で、本部・区本部の設置等重要な役割を果たす拠点施設について、耐震性を考慮した施設の整備を図る。 (略) 6 防災拠点施設の整備 発災後における防災活動を円滑に実施するため、拠点となる施設の充実と必要となる資機材の備蓄を図る。	2 災害対策本部施設等の整備 [市] 災害時の緊急活動を実施する上で、本部・区本部の設置等重要な役割を果たす拠点施設について、耐震性を考慮した施設の整備及び必要となる資機材の整備を図る。 (略)	③
123	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第1節 防災業務施設の整備	133	4 通信施設の整備 (略) ③ 緊急告知ラジオや同報系無線戸別受信機を公共機関、自主防災組織の代表者宅、不特定多数の人が集まる主な民間事業所等に設置し、迅速・的確な情報伝達を期し、社会的混乱の防止を図る。	3 通信施設の整備 (略) ③ 緊急告知ラジオや(削除)等を公共機関、自主防災組織の代表者宅、不特定多数の人が集まる主な民間事業所等に設置し、迅速・的確な情報伝達を期し、社会的混乱の防止を図る。	③
124	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第2節避難地・避難路の整備	135	第2節避難地・避難路等の整備 第1項方針 地震、津波、また、それに伴う火災等の危険から市民の生命及び身体を保護するために、必要となる避難地・避難路等の整備について定める。	第2節避難場所・避難路等の整備 第1項方針 地震、津波、また、それに伴う火災等の危険から市民の生命及び身体を保護するために、必要となる避難場所・避難路等の整備について定める。	③
125	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第2節避難地・避難路の整備	135	3 避難地案内板の設置 地震発生時においては避難所のみならず、差し迫った危険から市民が一時的に身を守るために、待避する避難地となる空き地の確保も必要であるため、既に指定している避難地の適性を確認するとともにその役割を周知するための案内板の設置をする。 4 避難誘導案内板の設置 地震による火災の延焼拡大等の危険から身を守るため、市民及び旅行者等が避難地から広域避難地へ移動する必要がある際、迅速かつ安全に避難できるよう誘導するため、広域避難路の適切な位置（交差点等）に誘導案内板の整備を進める。	(削除) 2 避難誘導案内板の設置 [市] 地震による火災の延焼拡大等の危険から身を守るため、市民及び旅行者等が避難場所から広域避難場所へ移動する必要がある際、迅速かつ安全に避難できるよう誘導するため、広域避難路の適切な位置（交差点等）に誘導案内板の整備を進める。	③
126	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第2節 防災業務施設の整備	136	8 指定避難所の整備（小・中学校体育館等） (略) また、さまざまな状況下での避難者の受け入れを勘案し、(追記) 空き教室等を利用した飲料水や非常食あるいは、毛布等の備蓄・懐中電灯や携帯マイクの配備・学校敷地及び施設への自家発電機・投光器・仮設トイレ・マンホールトイレ（下水道接続型）・情報通信設備等の整備又は保管等も検討し、可能なものから順次整備できるよう努める。	7 指定避難所の整備（小・中学校体育館等） (略) また、さまざまな状況下での避難者の受け入れを勘案し、備蓄倉庫・空き教室等を利用した飲料水や非常食あるいは、毛布等の備蓄・懐中電灯や携帯マイクの配備・学校敷地及び施設への自家発電機・投光器・仮設トイレ・マンホールトイレ（下水道接続型）・情報通信設備等の整備又は保管等も検討し、可能なものから順次整備できるよう努める。	③
127	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第3節 緊急輸送道路の整備	137	第3項 緊急輸送道路及び活動拠点の整備 1 方針 地震発生時において、人・物資等の輸送を円滑に行うため、今後関係機関においてルート及び活動拠点基地を設定するとともに、交通規制との整合性を図りながら(追記) 整備を促進する。	第3節 緊急輸送道路(削除)の整備 第1項 方針 地震発生時において、人・物資等の輸送を円滑に行うため、(削除) 交通規制との整合性を図りながら緊急輸送道路の整備を促進する。	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第2部地震・津波災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
128	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第3節 緊急輸送道路及び活動拠点の整備	137	2 緊急輸送道路の整備 緊急輸送道路については、第1次緊急輸送道路（県・市・重要港湾・空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路）、第2次緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点を連絡する道路）、第3次緊急輸送道路（第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路）に区分し、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画にて指定されている。また、未整備箇所の環状道路(市道藤田浦安南町線、主要地方道岡山赤穂線、市道江並升田線、(都)下中野平井線、(都)米倉津島線)について、整備を推進し、緊急輸送道路機能の向上を図る。特に市道藤田浦安南町線については、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられた防災拠点（南区役所）へのアクセス道路であり、平成30年代前半の供用を目標として推進する。	1 緊急輸送道路の整備 [市] 緊急輸送道路については、第1次緊急輸送道路（県・市・重要港湾・空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路）、第2次緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点を連絡する道路）、第3次緊急輸送道路（第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路）に区分し、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画にて指定されている。また、未整備箇所の環状道路（主要地方道岡山赤穂線、市道江並升田線、(都)下中野平井線、(都)米倉津島線）について、整備を推進し、緊急輸送道路機能の向上を図る。山陽自動車道（緊急輸送道路）と市内の道路ネットワークとの連携を強化し、災害時についても広域的な人や物の移動を支えるとともに迂回路機能の確保などに寄与する山陽自動車道吉備スマートICへのアクセス道路や美作道路の整備を推進する。	③
129	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第6節 食料・生活必需品の確保	—	1 方針 災害時においては、市民・企業等において、自らが必要とする食料（3日分以上できれば1週間分）や生活必需の備蓄が基本であるが、行政においても不足を予測して備蓄計画を策定し、備蓄に努め、流通業会等の協力を得て流通備蓄も確保する。市として最低限必要な備蓄数量・品目を考察するため、家庭、企業内等の備蓄状況を調査し、随時岡山市備蓄計画を修正するものとする。	(削除)	③
130	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第6節 食料・生活必需品の確保	—	(1) 食料・生活必需品の確保計画 備蓄物資支給対象者は、岡山市地震被害想定調査（平成25年度）の南海トラフに起因する地震・津波による避難所生活者想定結果に基づいて算出する。災害発生後3日目以降は、流通備蓄や救援物資が到着すると予想されるため、この地震被害想定調査により算出された避難所生活者数のうち、発災直後～1日後避難者数（災害発生後2日目）の数が最大とされる冬の夕方に発生した場合の数字を備蓄物資支給対象者とする。  (2) 備蓄品目 備蓄の品目は、食料や毛布、ボックストイレ等、粉ミルク、水、哺乳瓶、紙おむつ、生理用品、トイレトーパー、マスク、カセットコンロ（カセットガス含む）、簡易ベッド、簡易間仕切り、車椅子、ブルーシート、投光機、発電機等とする。備蓄状況一覧、備蓄場所一覧（資料編）	(削除)	③
131	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第7節 災害防止の事業	—	1 方針 地震により災害の発生が予測される上水道の耐震化・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険箇所等について、防災施設の整備を促進するとともに、市民等に対し耐震化向上のための啓発・指導を行う。 ① 耐震化啓発の事業計画 ② 共同溝・電線共同化事業	(削除)	③
132	第2部地震・津波災害予防計画 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第8節 要配慮者対策の整備	—	1 方針 地震による災害から弱者を保護するため、必要となる対策について定める。 2 避難補助機器等の整備 要配慮者等が避難する場合に、必要とする機器等について、家族・地区住民の協力体制の構築と合わせ、貸出しや貸与する機器の整備を促進する。	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																															
	部・章・節	頁	旧	新																																
1	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	143	<p>2 対策</p> <p>(1) 震度階に基づく防災体制及び職員の配置</p> <p>地震による防災体制及び職員の配備は、次のとおりとする。(追記)</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>震度階</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制 警戒体制</td> <td>震度4</td> <td>風水害等対策編、第3編 第2章 第3「配備体制・基準表」の基準による。</td> <td>緊急初動班員及び状況により主官部局長等から応急対応を命ぜられた職員</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制</td> <td>震度5弱</td> <td>※必要と認める場合は非常体制に移行する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>震度5強以上</td> <td>市職員全員</td> <td>市職員全員</td> </tr> </tbody> </table>	防災体制	震度階	勤務時間内	勤務時間外	注意体制 警戒体制	震度4	風水害等対策編、第3編 第2章 第3「配備体制・基準表」の基準による。	緊急初動班員及び状況により主官部局長等から応急対応を命ぜられた職員	特別警戒体制	震度5弱	※必要と認める場合は非常体制に移行する。		非常体制	震度5強以上	市職員全員	市職員全員	<p>第2項 実施内容</p> <p>1 震度階に基づく防災体制及び職員の配備</p> <p>地震による防災体制及び職員の配備は、次のとおりとする。配備につき職員は、本市に勤務する職員全員とするが、病弱者又は災害時において急病若しくは負傷し、災害応急対策の実施が困難な者は除く。なお、勤務場所に出動できない職員は、最寄りの区役所等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準(地震)</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制 待機配備</td> <td>岡山市で震度4</td> <td>・気象情報等の収集及び配備指令の伝達。</td> </tr> <tr> <td>注意体制 1号配備</td> <td>1 岡山市で震度5弱。 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表。</td> <td>・局地的又は小災害に対応。 ・災害情報等の収集伝達。 ・警戒監視。 ・災害応急対策。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 2号配備</td> <td>1 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表。 3 岡山市内で震度5強以上。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表。</td> <td>・災害情報、被害状況等の収集伝達。 ・災害応急対策、災害防除措置。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制 3号配備</td> <td>1 岡山市内で震度6弱以上。 2 県沿岸の海域に津波警報が発表。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表。</td> <td>・気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達。 ・災害応急対策。 ・災害防除措置。</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備基準(地震)	活動内容	監視体制 待機配備	岡山市で震度4	・気象情報等の収集及び配備指令の伝達。	注意体制 1号配備	1 岡山市で震度5弱。 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表。	・局地的又は小災害に対応。 ・災害情報等の収集伝達。 ・警戒監視。 ・災害応急対策。	警戒体制 2号配備	1 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表。 3 岡山市内で震度5強以上。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表。	・災害情報、被害状況等の収集伝達。 ・災害応急対策、災害防除措置。	特別警戒体制 3号配備	1 岡山市内で震度6弱以上。 2 県沿岸の海域に津波警報が発表。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表。	・気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達。 ・災害応急対策。 ・災害防除措置。	③
防災体制	震度階	勤務時間内	勤務時間外																																	
注意体制 警戒体制	震度4	風水害等対策編、第3編 第2章 第3「配備体制・基準表」の基準による。	緊急初動班員及び状況により主官部局長等から応急対応を命ぜられた職員																																	
特別警戒体制	震度5弱	※必要と認める場合は非常体制に移行する。																																		
非常体制	震度5強以上	市職員全員	市職員全員																																	
体制	配備基準(地震)	活動内容																																		
監視体制 待機配備	岡山市で震度4	・気象情報等の収集及び配備指令の伝達。																																		
注意体制 1号配備	1 岡山市で震度5弱。 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表。	・局地的又は小災害に対応。 ・災害情報等の収集伝達。 ・警戒監視。 ・災害応急対策。																																		
警戒体制 2号配備	1 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表。 3 岡山市内で震度5強以上。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表。	・災害情報、被害状況等の収集伝達。 ・災害応急対策、災害防除措置。																																		
特別警戒体制 3号配備	1 岡山市内で震度6弱以上。 2 県沿岸の海域に津波警報が発表。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表。	・気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達。 ・災害応急対策。 ・災害防除措置。																																		
2	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	144	<p>(2) 津波警報・津波注意報における防災体制及び担当者の配備</p> <p>県内沿岸に津波警報等(大津波警報、津波警報・津波注意報)の発表時における職員の配備については、地震による防災体制に準じ配備する。(風水害等対策編、第3編第2章第3「配備体制・基準表」の基準)</p>	<p>2 津波警報・津波注意報における防災体制及び担当者の配備</p> <p>県内沿岸に津波警報等(大津波警報、津波警報・津波注意報)が発表された場合(削除)は、地震による防災体制に準じ配備する。(風水害等対策編、第3編第2章第3「配備体制・基準表」の基準)</p>	③																															
3	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	-	<p>第2節 防災会議</p> <p>1 市防災会議</p> <p>市の地域に係る防災に関し、業務を中心に区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包括する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置され、市の地域に係る地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて、当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。</p> <p>2 市地域防災計画の作成又は修正</p> <p>市防災会議は、災害対策基本法に基づき市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、本市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。また、市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。</p>	<p>(削除)</p>	③																															

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
4	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	144	(3) 指定避難所への指定職員の配置、応援配備 ① 指定避難所への指定職員の配置 (略) ア 指定職員の指名 (ア) 本部長は、 <u>区本部長の指揮下に入って避難所運営等を行う職員（以下「指定職員」という。）</u> を指名する。 (略)	3 指定避難所への指定職員の配置、応援配備 (1) 指定避難所への指定職員の配置 (略) 1) 指定職員の指名 ア 本部長は、 <u>(削除) 指定職員</u> を指名する。 (略)	③
5	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	144	② 応援配備 配備に必要な要員が不足する場合は、必要な要員の応援配備を行うものとし、 <u>(追記) 原則として本部設置から初動期の概ね3日間における初動応援を行う「各部からの応援配備」と、それ以降の場合の「受援係による応援配備」によるものとする。</u> <u>(追記)</u>	(2) 応援配備 配備に必要な要員が不足する場合は、必要な要員の応援配備を行う <u>(削除)</u> 。 応援配備は原則 <u>(削除)</u> 、本部設置から初動期の概ね3日間の初動応援を行う「各部からの応援配備」と、それ以降の場合の「 <u>(削除) 他機関等からの応援配備</u> 」による。 <u>ただし応援時期は、災害の規模に応じて判断するものとする。ものとする。</u>	③
6	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	144	ア 各部からの応援配備 各区本部長・各部長は、災害応急対策を実施するに当たり、要員が不足し、他部の応援を必要とする場合は「職員動員要請書」（様式第1号）により本部長に要請し、本部長は、応援配備について <u>総務部長</u> に指示する。 <u>(追記) 総務部長は、すべての部長又は各区本部長に必要な要員の派遣を指示し、(追記) 配備する。</u> なお、 <u>総務部長は災害規模に応じて本部設置からただちに受援係を設置することを考慮にいれ、受援係への円滑な業務の引き継ぎができるように体制を整えるものとする。</u>	1) 各部からの応援配備 各区本部長・各部長は、災害応急対策を実施するに当たり、要員が不足し、他部の応援を必要とする場合は本部長に要請し、本部長は、応援配備について <u>受援係</u> に指示する。 <u>受援係は総務部と連携し、すべての部長又は各区本部長に必要な要員の派遣を指示し、職員を配備する。</u> (削除)	③
7	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	144	イ 受援係による応援配備 各区本部長・各部長は、要員が不足し、 <u>(追記) 受援を必要とする場合は、「応援要請書」（岡山市受援計画様式1）「応援要請状況確認書」（岡山市受援計画様式2）</u> により本部長に要請し、本部長は、受援配備について受援係に指示する。 <u>(追記)</u>	2) 他機関等からの応援配備 各区本部長・各部長は、要員が不足し、 <u>他機関等への受援を必要とする場合は、(削除) 本部長に要請し、本部長は、受援配備について受援係に指示する。</u> <u>受援係は総務部と連携し、必要な人員や業務内容を把握したうえで、受援計画や災害対策本部マニュアルに基づき、各機関へ応援を要請する。</u>	②
8	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	145	<u>(4) 緊急初動班</u> ① 緊急初動班の指名 ア 本部長は別途指定する参集箇所までの距離が、おおむね5km以内の所に居住する職員の中から緊急初動業務を行う職員（以下、「緊急初動班」という。）を指名し、 <u>班員の中から班長及びその代位者の指名をあらかじめ行う。</u> イ 緊急初動班員の指名は、毎年度当初に（定期人事異動の後）行う。 <u>なお、消防職員については、別途に定めるものとする。</u> ウ 緊急初動班員の居住地等に変更があったときは、本人の届け出により緊急初動班員の解任又は変更を行うことができる。 ② 緊急初動班の配備 緊急初動班員は、勤務時間外において、岡山市で震度4以上の地震が観測されたことを地震情報（テレビ、ラジオ）により知った場合に、直ちに指定された参集箇所や勤務課所に自主参集する。また、津波警報・津波注意報の発表をテレビ・ラジオ等で知ったときや「災害関係非常連絡」により連絡を受けたときも同様とする。	5 緊急初動班 (1) 緊急初動班の指名 ① 本部長は現勤務場所までの距離が、おおむね5km以内に居住する職員の中から緊急初動業務を行う職員（以下、「緊急初動班」という。）を指名する <u>(削除)</u> 。 ② 緊急初動班員の指名は、毎年度当初に（定期人事異動の後）行う。 <u>(削除)</u> (削除) (2) 緊急初動班の配備 緊急初動班員は、勤務時間外において、岡山市で震度5弱以上の地震を観測した場合に、指定された勤務場所等に参集する。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

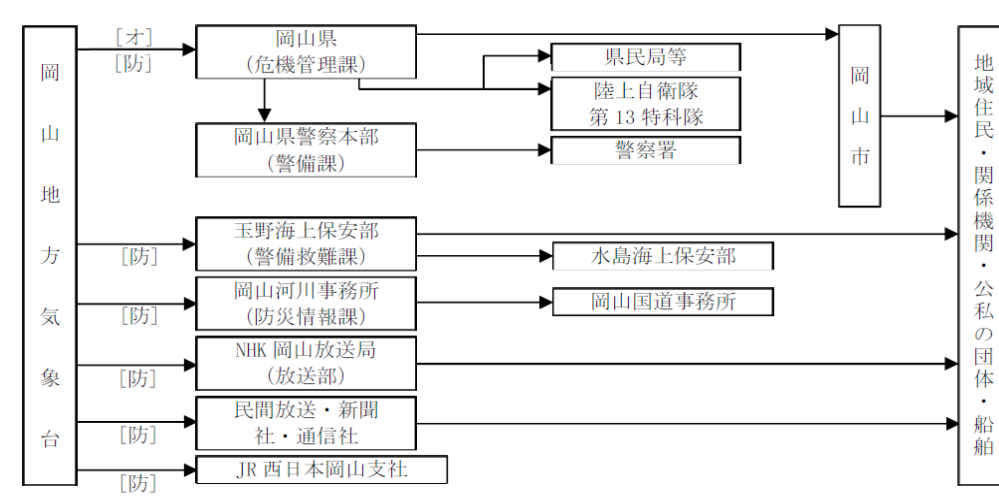
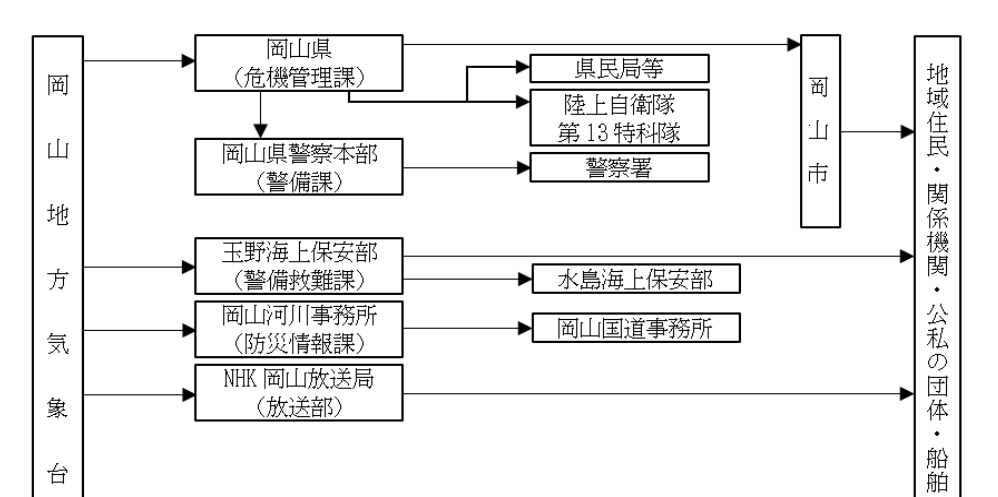
No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																																																																
	部・章・節	頁	旧	新																																																																	
9	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	145	<p>③ 緊急初動班の業務 緊急初動班は、班長の指揮の下に次の業務を行う。 ア 被災状況等の情報収集 イ 市幹部への情報連絡及び県災害報告規則に基づく県の機関への報告 ウ 非常体制への移行準備 エ 地震（震度4以上）に伴う津波情報等への対応 オ その他班長が指示する事項</p> <p>なお、大規模地震発生時には職員の参集に困難を伴い、また、かなりの時間を要すると予想されることから、班員がそろうことを待たず、その参集状況により次の業務を中心として活動に当たる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1段階 (1割参集時)</th> <th>第2段階 (3割参集時)</th> <th>第3段階 (5割参集時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況等の情報収集及び職員 の活動状況の把握</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市幹部への情報連絡</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県への報告</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等との情報連絡</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常体制への移行準備</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>公共施設の応急復旧状況の把握</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他班長が指示する事項</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		第1段階 (1割参集時)	第2段階 (3割参集時)	第3段階 (5割参集時)	被災状況等の情報収集及び職員 の活動状況の把握	○	○	○	市幹部への情報連絡	○	○	○	県への報告	○	○	○	防災関係機関等との情報連絡		○	○	非常体制への移行準備			○	公共施設の応急復旧状況の把握			○	その他班長が指示する事項			○	<p>(3) 緊急初動班の業務 緊急初動班は、班長の指揮の下に次の業務を行う。 参集が困難、かつ、かなりの時間を要すると予想されるため、班員がそろうことを待たず、その参集状況により可能な業務を行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1段階 (1割参集時)</th> <th>第2段階 (3割参集時)</th> <th>第3段階 (5割参集時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況及び職員の状況把握</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市幹部への情報連絡</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県への報告</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等との情報連絡</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常体制への移行準備</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>公共施設の応急復旧状況の把握</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他班長が指示する事項</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		第1段階 (1割参集時)	第2段階 (3割参集時)	第3段階 (5割参集時)	被災状況及び職員の状況把握	○	○	○	市幹部への情報連絡	○	○	○	県への報告	○	○	○	防災関係機関等との情報連絡		○	○	非常体制への移行準備			○	公共施設の応急復旧状況の把握			○	その他班長が指示する事項			○	③
	第1段階 (1割参集時)	第2段階 (3割参集時)	第3段階 (5割参集時)																																																																		
被災状況等の情報収集及び職員 の活動状況の把握	○	○	○																																																																		
市幹部への情報連絡	○	○	○																																																																		
県への報告	○	○	○																																																																		
防災関係機関等との情報連絡		○	○																																																																		
非常体制への移行準備			○																																																																		
公共施設の応急復旧状況の把握			○																																																																		
その他班長が指示する事項			○																																																																		
	第1段階 (1割参集時)	第2段階 (3割参集時)	第3段階 (5割参集時)																																																																		
被災状況及び職員の状況把握	○	○	○																																																																		
市幹部への情報連絡	○	○	○																																																																		
県への報告	○	○	○																																																																		
防災関係機関等との情報連絡		○	○																																																																		
非常体制への移行準備			○																																																																		
公共施設の応急復旧状況の把握			○																																																																		
その他班長が指示する事項			○																																																																		
10	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	145	<p>5 災害警戒本部 (1) 設置基準 ア 岡山市内で震度4の地震を観測したとき イ 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき (追記) ウ その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき</p>	<p>4 災害警戒本部 (1) 設置基準 ①岡山市内で震度4の地震を観測したとき。 ②県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。 ③南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ④その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき。</p>	②																																																																
11	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	146	<p>(6) 災害対策本部 ① 本部の設置基準等 ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。 (ア) 岡山市内で震度5弱以上の地震を観測した場合 (イ) 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき (追記)</p>	<p>6 災害対策本部 (1) 本部の設置基準等 ①災害対策本部は、次の場合に設置する。 ア 岡山市内で震度5弱以上の地震を観測した場合 イ 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき ウ 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき エ その他市長が必要と認める場合 ②災害対策本部を設置したとき及び解散したときには、県等関係機関に報告する。 (略)</p>	②																																																																
12	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	-	<p>② 勤務時間外における職員の配備 ア 勤務時間外において、震度4の地震情報や津波警報・津波注意報の情報（テレビ、ラジオ放送等にて）を知ったときや「災害関係非常連絡」により連絡を受けたときは、直ちに指定された参集箇所や勤務課所に自主参集する。 イ 被害状況等により、本来の勤務場所に出動できない職員は、途中の情報をもって最寄りの区役所あるいは避難所等に臨時参集し、その場の所属長にその旨（本庁勤務場所への出動不可能）を申し、指示を受け仮配備につく。 ウ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じ、非被災地域からの職員の応援等の措置を講じる。</p>	(削除)	③																																																																



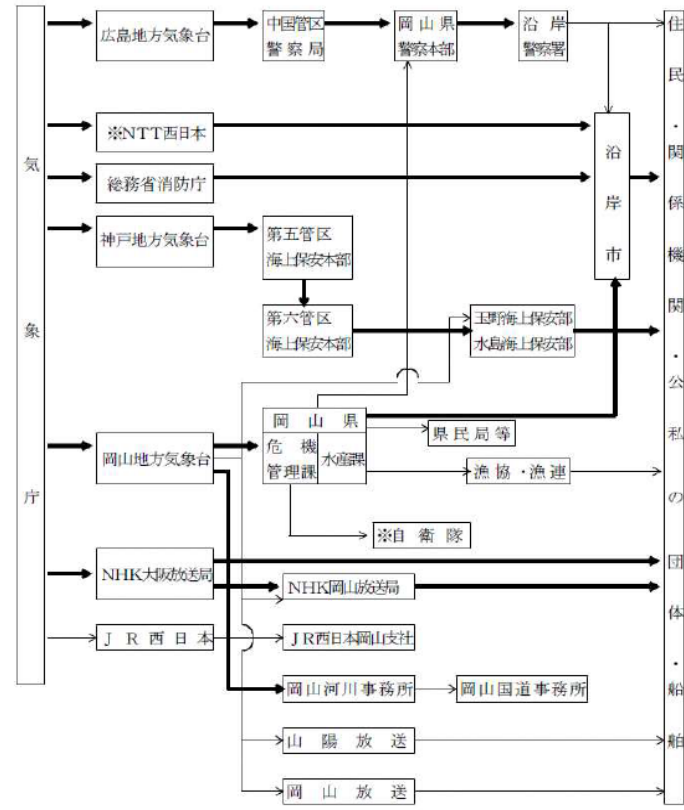
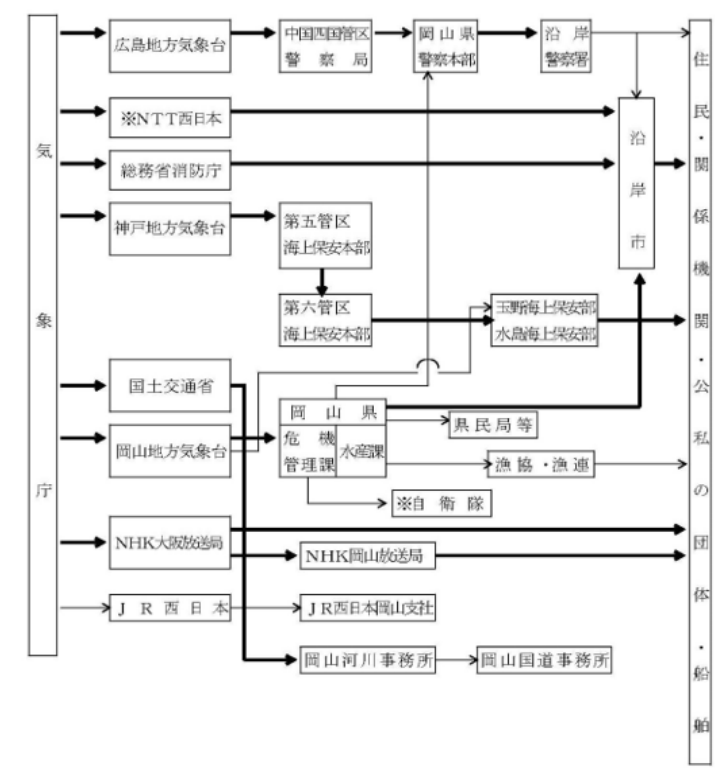
◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
13	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	—	<p>(7) 現地災害対策本部の設置</p> <p>① 設置 本部長は、被害状況に応じて、各区役所等に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>② 指揮権限者 本部長の指示する者が配置されるまでの間は、区本部長あるいは区副本部長が、総務部の部長あるいは副本部長と協議の上、指揮をとる。</p> <p>③ 業務 本部長の指示する業務</p> <p>④ 組織 業務内容に応じて、必要人員を確保し弾力的に構成する。</p>	(削除)	③
14	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第1節応急活動体制	146	(新設)	<p>7 災害対策本部会議</p> <p>(1) 構成 本部会議は、本部長・副本部長・本部長付及び本部員をもって構成する。 ただし、本部長は災害の規模・種別等により必要と認めるとき、副本部長及び関係本部員のみで構成する本部会議を招集することができる。</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>①本部体制の配備及び解除に関すること。 ②重要な災害情報・被害状況の分析及びこれに伴う応急対策の基本方針に関すること。 ③自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ④災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。</p> <p>(3) 開催基準（地震・津波によるもの） 以下事象の発生後、市長等と相談のうえ、1時間以内に災害対策本部会議を開催する。災害対策本部が未設置の場合は、あわせて災害対策本部を設置する。</p> <p>①相当規模の災害が発生したとき。 ・土砂災害：人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。 ・河川災害：一級河川及び二級河川の破堤があったとき。 ・ため池災害：ため池が破堤し、人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。</p> <p>②市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>③気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）を発表したとき。</p> <p>④県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。</p> <p>⑤特別警報が発表されたとき。</p> <p>⑥多数の市民に影響を及ぼす重大な事件、事故等が発生したとき。 ・大規模火災や危険物流出事案などが発生したとき。 ・道路陥没など、ライフラインに重大な被害が発生したとき。</p>	②
15	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第2節地震・津波情報の種別と伝達計画	148	<p>1 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>ア 緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（追記） （略）</p>	<p>1 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>〔岡山地方気象台〕</p> <p>(1) 緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して、（削除）発表する。また、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも、長周期地震動階級3以上が予想される地域に対して発表する。</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
16	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第2節地震・津波情報の種別と伝達計画	148	<p>ウ 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報） 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を（追記）発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は（追記）数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模をもとに予想される津波の高さを数値で示したものを新たに発表する。</p>	<p>(3)津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報） 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、（削除）地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。（削除） 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（削除）がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	③
17	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第2節地震・津波情報の種別と伝達計画	149	<p>エ 津波情報 （追記）津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p>	<p>(4)津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p>	③
18	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第2節地震・津波情報の種別と伝達計画	149	<p>2 地震情報伝達系統（下図のとおりとする。） （1）岡山地方気象台からの伝達</p>  <p>(注)ア [ ]内は、通知方法を示す。 [防]：防災情報提供システム、[オ]：オンライン イ 陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。</p>	<p>(削除) （1）岡山地方気象台からの伝達</p>  <p>(注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
19	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第2節地震・津波情報の種別と伝達計画	150	<p>3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の伝達 大津波警報、津波警報が発表されたとき、気象庁発表の内容にその時点で判断できる情報（潮位、岡山沿岸到達時刻等）を付加し、市民に伝達する。ただし気象庁が津波高を「巨大」「高い」と発表した場合は、潮位、想定等を伝達しないものとする。 津波災害に大きな影響を及ぼす、児島湾締切堤防、その他堤防の地震による損壊状況等も伝達できるよう検討する。 (略)</p>	<p>3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の伝達 津波警報等が発表されたとき、気象庁発表の内容にその時点で判断できる情報（潮位、岡山沿岸到達時刻等）を付加し、市民に伝達する。ただし気象庁が津波高を「巨大」「高い」と発表した場合は、潮位、想定等を伝達しないものとする。 (削除) (略)</p>	③
20	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第2節地震・津波情報の種別と伝達計画	150	<p>3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の伝達</p> 	<p>3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の伝達</p> 	①
21	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第3節被害情報の収集伝達計画	151	<p>1 災害時の通信手段 (略) (2) 通信手段の確保 (略) 通信手段の確保に合わせ、その機関維持等の要員を配備する。 ア 通信施設の機能確認・維持及び施設の普及に要する人員 イ 通信統制・通信運用指揮等に要する人員</p>	<p>1 災害時の通信手段 (略) (2) 通信手段の確保 (略) (削除)</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
22	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第3節被害情報の収集伝達計画	151	<p>(2) 災害初期の被害情報の収集・連絡</p> <p>① 被害情報の収集 ア 災害初期に職員からの報告や市民からの通報のほか、消防機関・県警察・自衛隊・医療機関・道路管理者・海上保安部・ライフライン事業者等から被害情報を収集する。 イ 県は、災害の発生により市が災害の状況等の報告ができなくなった場合や市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のためのリエゾン（情報連絡員）派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段をつくして被害情報等の把握に努める。 ウ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。 (ア) 人命に係る被害・社会福祉施設・医療機関等の被害状況 (イ) 道路の被害状況 (ウ) 生活関連（電気・上下水道・ガス）の被害状況 エ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県への速やかな連絡に努めるものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市及び県が密接に連携しながら適切に行う。 オ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p>	<p>2 災害初期の被害情報の収集・連絡 [市] (1) 被害情報の収集 ①災害初期に職員からの報告や市民からの通報のほか、消防機関・県警察・自衛隊・医療機関・道路管理者・海上保安部・ライフライン事業者等から被害情報を収集する。 (削除) ②災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。 ア 人命に係る被害・社会福祉施設・医療機関等の被害状況 イ 道路の被害状況 ウ 生活関連（電気・上下水道・ガス）の被害状況 (削除) ③道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、(削除) 備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p>	③
23	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第3節被害情報の収集伝達計画	152	<p>② 県等への報告 大規模地震発生直後には、被害の全体像よりも迅速な応急対策を実施するための情報が必要となるため、次に掲げる被害状況等を県に報告するとともに、必要に応じ、関係機関に連絡する。 (略)</p>	<p>(2)県等への報告 大規模地震発生直後には、被害の全体像よりも迅速な応急対策を実施するための情報が必要となるため、次の項目を県に報告するとともに、必要に応じ、関係機関に連絡する。 (略)</p>	③
24	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第3節被害情報の収集伝達計画	152	<p>(新設)</p>	<p>[県] 災害の発生により市が県へ状況報告できなくなった場合や、通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分でない判断する場合には、調査のためのリエゾン（情報連絡員）派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、被害情報等の把握に努める。 また、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。当該情報が得られた際は、県は関係機関と連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市及び県が密接に連携しながら適切に行う。</p>	①
25	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第4節広域応援	154	<p>1 方針 (略) また、(追記) その他の相互応援協定団体等と連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。 市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体との締結等に基づき、速やかに応援体制を整える。</p>	<p>第1項方針 (略) また、「応急対策職員派遣制度」や広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請、その他の相互応援協定団体等と連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。 (削除)</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
26	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第4節広域応援	154	<p>(1) 応急活動の応援要請</p> <p>① 市長の応援要請</p> <p>ア 知事に対する応援要請 市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは知事に応援を求め、対策の実施を要請する。</p> <p>イ 県内市町村長への応援要請 市長は、災害の状況によって必要があると認めるときは、県内の他の市町村長に応援を求める。</p> <p>また、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮下で行動する。</p> <p>ウ 相互応援協定都市への応援要請（応援協定資料編参照）</p> <p>(フ) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、協定に基づく応援要請を行う。</p> <p>(イ) 災害規模によっては、さらに県外の市町村長に応援を求める。</p>	<p>1 応急活動の応援要請</p> <p>(1) 市長の応援要請 [市]</p> <p>1) 他の都道府県又は市等に対する応援要請 災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、以下に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。また、応援を求められた場合は、消防、救急等人命にかかわる災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮下で行動する。</p> <p>ア 広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請</p> <p>イ 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定</p> <p>ウ 21大都市災害時相互応援に関する協定</p> <p>エ 岡山市及び広島市災害時相互応援に関する協定</p> <p>オ 災害時における相互協力に関する基本協定（国土交通省中国地方整備局）</p> <p>カ 災害時相互応援協定（姫路市、鳥取市）</p> <p>キ 岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定（岡山県及び県下27市町村）</p>	③
27	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第4節広域応援	155	<p>エ 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>市長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊（日本原第13特科隊）派遣の要請をするよう求める。</p> <p>なお、（追記）知事への要請ができない場合は、市域の災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。</p>	<p>2) 自衛隊の災害派遣要請 （削除） 応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊（日本原第13特科隊）派遣の要請をするよう求める。</p> <p>なお、緊急を要する場合やその他やむを得ない理由により、知事への要請ができない場合は、市域の災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。</p>	③
28	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第4節広域応援	155	<p>(2) 職員の派遣</p> <p>① 職員の派遣の要請</p> <p>ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長（追記）に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p>	<p>2 職員の派遣 [市]</p> <p>(1) 職員の派遣の要請</p> <p>① <input type="checkbox"/>（削除） 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 （略）</p>	③
29	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第4節広域応援	156	<p>③ 市の職員を派遣する場合の留意事項</p> <p>市は、被災市町村に市職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮したうえで、職員の選定に努める。 （追記）</p>	<p>(3) 職員の派遣に係る留意事項</p> <p>被災市町村に市職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮したうえで、職員の選定に努める。なお、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の感染防止策を徹底する。</p> <p>また、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																												
	部・章・節	頁	旧	新																													
30	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第4節広域応援	—	<p>2 対策</p> <p>(1) 自衛隊の災害派遣方法</p> <p>① 自主派遣の基準</p> <p>自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つかまがないときは、次の判断基準により自主出動する。</p> <p>ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。</p> <p>イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。</li> <li>・通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。</li> </ul> <p>ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。</p> <p>エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つかまがないと認められること。</p> <p>② 派遣要請</p> <p>ア 市長の要請に基づき知事が派遣要請をするのが原則であるが、知事は、被害状況等により人命及び財産の保護のため必要があると認めるときは、直ちに要請するものとする。</p> <p>イ 市長は、知事への派遣要請ができない場合には、岡山市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知ができる。</p> <p>③ 派遣要請の手続き</p> <p>ア 要請手順</p> <p>市長→要請権者（知事）→日本原駐屯地司令（第13特科隊長）</p> <p>イ 連絡方</p> <table border="1"> <tr> <td>岡山県一般電話</td> <td>(086) 226-7293 (直通)</td> </tr> <tr> <td>・危機管理課</td> <td>(086) 226-7372 (休日・夜間)</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>(086) 225-4559, 4659</td> </tr> <tr> <td>県防災行政無線（衛星系）</td> <td>77-6100-2513, 2511</td> </tr> <tr> <td>同上FAX</td> <td>6100-5730, 5731</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6100-5726, 5727</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5728, 5729 (休日・夜間)</td> </tr> <tr> <td>・日本原駐屯地一般電話</td> <td>(0868) 36-5151 (内線237)</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>(0868) 36-5151 (内線238)</td> </tr> <tr> <td>県防災行政無線（衛星系）</td> <td>77-6400-031 (事務室)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77-6400-038 (宿直室)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6400-039</td> </tr> <tr> <td>・三軒屋駐屯地一般電話</td> <td>(086) 228-0111</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>(086) 228-0112</td> </tr> </table> <p>ウ 要請依頼の内容（自衛隊法施行令第106条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>・派遣を希望する期間</li> <li>・派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>・その他参考となるべき事項（現地連絡責任者等）</li> </ul>	岡山県一般電話	(086) 226-7293 (直通)	・危機管理課	(086) 226-7372 (休日・夜間)	FAX	(086) 225-4559, 4659	県防災行政無線（衛星系）	77-6100-2513, 2511	同上FAX	6100-5730, 5731		6100-5726, 5727		5728, 5729 (休日・夜間)	・日本原駐屯地一般電話	(0868) 36-5151 (内線237)	FAX	(0868) 36-5151 (内線238)	県防災行政無線（衛星系）	77-6400-031 (事務室)		77-6400-038 (宿直室)		6400-039	・三軒屋駐屯地一般電話	(086) 228-0111	FAX	(086) 228-0112	(削除)	③
岡山県一般電話	(086) 226-7293 (直通)																																
・危機管理課	(086) 226-7372 (休日・夜間)																																
FAX	(086) 225-4559, 4659																																
県防災行政無線（衛星系）	77-6100-2513, 2511																																
同上FAX	6100-5730, 5731																																
	6100-5726, 5727																																
	5728, 5729 (休日・夜間)																																
・日本原駐屯地一般電話	(0868) 36-5151 (内線237)																																
FAX	(0868) 36-5151 (内線238)																																
県防災行政無線（衛星系）	77-6400-031 (事務室)																																
	77-6400-038 (宿直室)																																
	6400-039																																
・三軒屋駐屯地一般電話	(086) 228-0111																																
FAX	(086) 228-0112																																



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																														
	部・章・節	頁	旧	新																															
31	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	157	(新設)	1 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 (1) 自主派遣の基準 知事（危機管理課） 第六管区海上保安本部長 大阪空港事務所長 (2) 災害派遣命令者 陸上自衛隊第13特科隊長 海上自衛隊呉地方總監 航空自衛隊西部航空方面隊司令	①																														
32	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	—	<p>(2) 災害派遣に係る関係事項</p> <p>① 災害派遣の自衛官の権限</p> <p>災害派遣の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。</p> <p>なお、当該措置をとったときは、ただちにその旨を市長等に通知しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>措置権限</th> <th>根拠条文</th> <th>関連規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災害 対策 基本 法</td> <td>1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令</td> <td>6 3条 3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 他人の土地、建物等の一時使用等</td> <td>6 4条 8項</td> <td>8 2条 通常生ずべき損失の補償</td> </tr> <tr> <td>3 現場の被災工作物等の除去等</td> <td>6 4条 8項</td> <td>6 4条 9項 除去した工作物等の保管</td> </tr> <tr> <td>4 住民等を応急措置の業務に従事させること</td> <td>6 5条 3項</td> <td>8 4条 従事した者に対する損害の補償</td> </tr> <tr> <td>5 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置</td> <td>7 6条の3 3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自 衛 隊 法</td> <td>1 警察官がその場にいない場合の避難等の措置</td> <td>9 4条</td> <td>警察官職務執行法 4条及び 6条</td> </tr> <tr> <td>2 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入</td> <td></td> <td>海上保安庁法第 1 6条</td> </tr> <tr> <td>3 天災等により海上で救済が必要な場合の援助</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		措置権限	根拠条文	関連規定	災害 対策 基本 法	1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	6 3条 3項		2 他人の土地、建物等の一時使用等	6 4条 8項	8 2条 通常生ずべき損失の補償	3 現場の被災工作物等の除去等	6 4条 8項	6 4条 9項 除去した工作物等の保管	4 住民等を応急措置の業務に従事させること	6 5条 3項	8 4条 従事した者に対する損害の補償	5 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置	7 6条の3 3項		自 衛 隊 法	1 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	9 4条	警察官職務執行法 4条及び 6条	2 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		海上保安庁法第 1 6条	3 天災等により海上で救済が必要な場合の援助			(削除)	③
	措置権限	根拠条文	関連規定																																
災害 対策 基本 法	1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	6 3条 3項																																	
	2 他人の土地、建物等の一時使用等	6 4条 8項	8 2条 通常生ずべき損失の補償																																
	3 現場の被災工作物等の除去等	6 4条 8項	6 4条 9項 除去した工作物等の保管																																
	4 住民等を応急措置の業務に従事させること	6 5条 3項	8 4条 従事した者に対する損害の補償																																
	5 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置	7 6条の3 3項																																	
自 衛 隊 法	1 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	9 4条	警察官職務執行法 4条及び 6条																																
	2 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		海上保安庁法第 1 6条																																
	3 天災等により海上で救済が必要な場合の援助																																		

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
33	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	—	<p>② 自衛隊の活動</p> <p>ア 自衛隊の主な救援業務は次のとおり</p> <p>被害状況の把握及び伝達、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸付け又は譲与、危険物の保安及び除去</p> <p>③ 市の対応</p> <p>ア 的確な道路情報の連絡</p> <p>イ 派遣部隊用の基地の確保</p> <p>ウ ヘリコプター基地の確保</p> <p>④ 県の対応</p> <p>ア 的確な道路情報の連絡</p> <p>イ 災害派遣に関する総合調整</p>	(削除)	③
34	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	157	(新設)	<p>2 災害派遣部隊等の活動範囲</p> <p>〔自衛隊〕</p> <p>災害派遣部隊の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>車両・航空機等、状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。</p> <p>(2) 避難の援助</p> <p>避難の命令等が発令され、避難・立退き等が行われる場合で、必要があると認められるときは、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。</p> <p>(3) 遭難者等の捜索救助</p> <p>行方不明者・負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。</p> <p>(4) 水防活動</p> <p>堤防・護岸等の決壊に対しては、土のうの作成・運搬積み込み等の水防活動を行う。</p> <p>(5) 消防活動</p> <p>火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。</p> <p>(6) 道路又は水路の啓開</p> <p>道路又は水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開・除去に当たる。</p> <p>(7) 応急医療・救護・防疫</p> <p>応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>救急患者・医師・その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。</p> <p>この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。</p> <p>(9) 炊飯及び給水</p> <p>炊飯及び給水を行う。</p> <p>(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与</p> <p>〔防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）〕に基づき、生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゆつ品を譲与する。</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去</p> <p>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。</p> <p>(12) その他</p> <p>その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
35	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	159	(新設)	<p>3 災害派遣要請等の依頼手続き</p> <p>〔県〕</p> <p>(1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請</p> <p>①市長から自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。</p> <p>②収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、直ちに自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>③自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する事由</p> <p>イ 派遣を希望する期間</p> <p>ウ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>エ その他参考となるべき事項</p>	①
36	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	160		<p>〔市〕</p> <p>(2) 市長の派遣要請の要求</p> <p>①自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。ただし、緊急を要する場合その他、やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>②知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>(3) 撤収要請依頼</p> <p>自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合とき又は必要がなくなった場合ときは、上記の要請手続きと同様の手続きにより、速やかに、撤収要請依頼書を知事に提出する。</p> <p>(4) 災害派遣要請等の手続き系統図</p> <p>(-----は情報の連絡系統)</p>	①、③
37	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	160	(新設)	<p>(5) 連絡方法</p> <p>岡山県危機管理課 一般電話 (086)226-7293(直通)</p> <p>(086)226-7372(休日・夜間)</p> <p>FAX (086)225-4559,4659</p> <p>日本原駐屯地 一般電話 (0868)36-5151(内線237)</p> <p>FAX (0868)36-5151(内線238)</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
38	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	160	(新設)	<p>〔自衛隊〕</p> <p>(6) 自主派遣</p> <p>自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。</p> <p>①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。</p> <p>②災害に際し、知事等が、自衛隊の災害派遣に係る要請を、行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。</p> <p>③海難事故・航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。</p> <p>④その他災害に際し、上記①から③に順じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つとまがないと認められること。</p>	①
39	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	160	(新設)	<p>4 災害派遣部隊の受入れ</p> <p>〔県〕</p> <p>①知事等は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長又は関係機関の長に受入態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣させた部隊及び派遣を受けた市、又は関係機関相互の間の連絡に当たる。</p> <p>県は、広域災害時には次の点に留意する。</p> <p>ア 派遣部隊の移動が、迅速に行なわれるために、的確な道路情報を連絡する。</p> <p>イ 大型輸送機の使用に備えて、岡山空港・岡南飛行場の離着陸の対応措置を取る。</p> <p>〔市〕</p> <p>①次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。</p> <p>ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。連絡職員者は、部隊の受入れ及び作業等について、災害現場における市の責任者として、県の連絡責任者等と連携を密にして、部隊との連絡に当たる。</p> <p>イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備しておく。</p> <p>ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複しないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。</p> <p>エ 部隊自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所を準備する。災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、知事等と協議して準備する。</p> <p>◆自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準</p> <p>連隊規模；約15,000㎡</p> <p>師団等規模；約140,000㎡</p>	①
40	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	161	(新設)	<p>②ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について留意し、ヘリポートを準備する。</p> <p>ア 基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は、堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。</p> <p>イ 着陸地点には、H記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向・風速の判定ができる吹き流し等を掲揚する。</p> <p>ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。</p> <p>エ 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又は転圧を実施する。</p> <p>オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。</p> <p>カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。</p> <p>キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
41	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第5節自衛隊災害派遣要請	161	(新設)	5 災害派遣に伴う経費の負担区分 ①自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。 ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に使用した土地・建物等の使用料及び借上料 イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるための、通常必要とする燃料費を除く。）水道料・汚物処理料・電話等通信費及び入浴料。 ウ 派遣部隊の救援活動に必要な、自衛隊装備以外の資機材等の調達・借上料・運搬費及び修理費 エ 県等が管理する有料道路の通行料 ②経費の負担区分について疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。  《参照》 ○資料編 第6輸送用車両等の保有状況等 8ヘリコプター場外離着陸場	①
42	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第6節津波災害応急対策計画	163	第7項 津波災害応急対策計画 1 的確な津波からの避難指示（緊急）等の伝達 市は、強い揺れ（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示（緊急）を行う。 なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する。	第6節 津波災害応急対策計画 1 的確な津波からの避難指示等の伝達 〔市〕 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。	③
43	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第6節津波災害応急対策計画	163	2 津波災害情報の連絡体制 〔県・市〕 県は、気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市、関係機関等に伝達する。 (新設) 県及び市は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に（追記）伝達できるよう、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。	2 津波災害情報の連絡体制 〔県〕 (削除) 気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市、関係機関等に伝達する。 〔市〕 (削除) 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に避難指示等を伝達できるよう、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。	①、③
44	第3部地震・津波災害応急対策計画 第1章応急体制 第6節津波災害応急対策計画	163	3 消防職（団）員、警察官、市職員等の活動 〔県・市〕 県及び市は、消防職（団）員、警察官、市職員等防災対応や避難誘導に当たる者や、要配慮者について把握している民生委員、児童委員の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸間の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	3 消防職（団）員、(削除)市職員等の活動 〔市〕 (削除) 消防職（団）員、(削除)市職員等防災対応や避難誘導に当たる者や、要配慮者について把握している民生委員、児童委員の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸間の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	③
45	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	164	第3章 地震・津波災害応急計画 第1節 応急体制 第4項 災害救助法の適用	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
46	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	164	<p>(1) <u>救助の種別</u></p> <p>① 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として市長が行う。市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準にしたがって定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。</p> <p>② 災害救助法による救助の種類及び実施者</p> <p>災害救助法による救助の種類及び実施者は、下表のとおりである。</p> <p><u>岡山市長は、災害救助法による救助の全てを実施するが、岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。</u></p>	<p>1 災害救助法の適用</p> <p><u>[市]</u></p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として市長が行う。市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準にしたがって定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。</p> <p>(2) 救助の種類及び実施者</p> <p>災害救助法による救助の種類及び実施者は、下表のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><u>[県]</u></p> <p>(削除) <u>岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。</u></p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																																																												
	部・章・節	頁	旧	新																																																													
47	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	165	<p>(2) 適用基準</p> <p>市は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続きをとる。</p> <p>① 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市町村の人口</th> <th>住家が滅失した世帯数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">5,000人未満</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000人以上</td> <td>15,000人未満</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,000人以上</td> <td>30,000人未満</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30,000人以上</td> <td>50,000人未満</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50,000人以上</td> <td>100,000人未満</td> <td>80</td> <td>東区</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上</td> <td>300,000人未満</td> <td>100</td> <td>北、中、南区</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td></td> <td>150</td> <td>岡山市全体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照</p> <p>② 県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の滅失世帯数が①に定める数の2分の1（75世帯）以</p>	市町村の人口		住家が滅失した世帯数	摘要	5,000人未満		30		5,000人以上	15,000人未満	40		15,000人以上	30,000人未満	50		30,000人以上	50,000人未満	60		50,000人以上	100,000人未満	80	東区	100,000人以上	300,000人未満	100	北、中、南区	300,000人以上		150	岡山市全体	<p>2 適用基準</p> <p><b>〔市〕</b></p> <p>次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合または該当すると見込まれる場合は、後記手続きをとる。</p> <p>(1) 適用基準</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基準1 (1号)</td> <td>住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が<b>150世帯以上の場合</b>。 ただし、<b>1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。</b>（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</td> </tr> <tr> <td>基準2 (2号)</td> <td>住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、<b>岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。</b>（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</td> </tr> <tr> <td>基準3 (3号)</td> <td><b>岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住家滅失世帯数が多数</b>（住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（5世帯以上）の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）</td> </tr> <tr> <td>基準4 (4号)</td> <td><b>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</b>であって、次の基準に該当するとき (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、<b>避難して継続的に救助を必要とすること。</b> (2) 被災者について、<b>食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第4号）</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市全域</th> <th colspan="2">滅失世帯数</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡山市</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>80</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	基準1 (1号)	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が <b>150世帯以上の場合</b> 。 ただし、 <b>1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第1号）	基準2 (2号)	住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、 <b>岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第2号）	基準3 (3号)	<b>岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住家滅失世帯数が多数</b> （住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（5世帯以上）の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）	基準4 (4号)	<b>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</b> であって、次の基準に該当するとき (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、 <b>避難して継続的に救助を必要とすること。</b> (2) 被災者について、 <b>食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第4号）	市全域	滅失世帯数		A	B	岡山市	150	75	北区	150	75	中区	100	50	東区	80	40	南区	100	50	③
市町村の人口		住家が滅失した世帯数	摘要																																																														
5,000人未満		30																																																															
5,000人以上	15,000人未満	40																																																															
15,000人以上	30,000人未満	50																																																															
30,000人以上	50,000人未満	60																																																															
50,000人以上	100,000人未満	80	東区																																																														
100,000人以上	300,000人未満	100	北、中、南区																																																														
300,000人以上		150	岡山市全体																																																														
基準1 (1号)	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が <b>150世帯以上の場合</b> 。 ただし、 <b>1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第1号）																																																																
基準2 (2号)	住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、 <b>岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第2号）																																																																
基準3 (3号)	<b>岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住家滅失世帯数が多数</b> （住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（5世帯以上）の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）																																																																
基準4 (4号)	<b>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</b> であって、次の基準に該当するとき (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、 <b>避難して継続的に救助を必要とすること。</b> (2) 被災者について、 <b>食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第4号）																																																																
市全域	滅失世帯数																																																																
	A	B																																																															
岡山市	150	75																																																															
北区	150	75																																																															
中区	100	50																																																															
東区	80	40																																																															
南区	100	50																																																															

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
48	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	166	(新設)	<p>(2) 被害計算の方法等について 適用の基準となる、全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。</p> <p>①住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全焼・全壊・流失等の世帯を標準とし、著しく損傷した世帯（半壊・半焼等）については、滅失世帯の2分の1・一時的に居住することができない状態となった世帯（床上浸水、土砂のたい積等）にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして計算する。</p> <p>②被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。</p> <p>③飯場・下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等、総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。</p> <p>④災害種別については限定しない。したがって洪水・震災等の自然災害であっても、火災・船舶事故・群集の雑踏等による、人災的災害であっても差し支えない。</p> <p>(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 災害救助法を適用した場合における、救助の程度・方法及び期間等は、災害救助法施行細則（平成31年岡山市規則第46号。以下「施行細則」という。）の定めるところによる。</p>	③
49	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	166	<p>(3) 適用手続き</p> <p>① 市長は、災害救助法の適用判断に必要な情報を知事と共有する。</p> <p>② 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。知事も災害救助法を適用した場合は、特別基準の情報も共有する。</p> <p>(追記)</p>	<p>3 適用手続き [市]</p> <p>① (削除) 災害救助法の適用判断に必要な情報を知事と共有する。</p> <p>②一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。知事も災害救助法を適用した場合は、特別基準の情報も共有する。</p> <p>③実施した応急救助について、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、災害対策基本法第62条又は災害救助条例等による救助として処理する。</p> <p>ア 各部署は、応急救助を開始してから完了するまでの間、毎日定期的に、逐次、危機管理班に救助の実況状況を報告するものとする。</p> <p>イ 危機管理班は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするとき又は実施したときは、県本部と情報共有をするものとする。</p> <p>ウ 危機管理班は、各部署が、その所管に係る救助の実施状況について、必要とするとき、県本部に情報提供をするものとする。</p> <p>④災害救助法の適用基準に該当し、岡山市長が被災地の被災者に対し、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日を告示する。</p>	②

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
50	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	167	(新設)	<p>4 岡山市災害救助条例の適用</p> <p>[市]</p> <p>災害救助法の適用基準に満たない場合は、災害対策基本法の枠組みまたは「岡山市災害救助条例」での対応を検討する。</p> <p>1) 適用基準</p> <p>災害救助法の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、市長が災害救助条例による救助を必要と認めたとときとする。</p> <p>ア 災害救助法の適用を受けない場合で、10世帯又は40人以上の者が同一災害にあった場合。</p> <p>イ 罹災世帯は、全焼・全壊・流失又は床上浸水を対象とする。</p> <p>2) 被害計算の方法等について</p> <p>ア 住家の被害程度は、全焼・全壊・流失世帯を標準とし、半焼・半壊については、2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水にあつては3世帯をもって1世帯とみなして算定する。</p> <p>イ 死傷者については、風水害・震災等の自然災害であっても、火災・爆発等の人為的災害であっても災害種別に関係なく算定する。</p> <p>3) 岡山市災害救助条例による救助の種別・期間・及び範囲等</p> <p>岡山市災害救助条例を適用した場合における救助の種別、支出経費、期間及び範囲等は資料編に記載する。</p>	③
51	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第1節 災害救助法の適用	167	(新設)	<p>5 被災者台帳の整備等</p> <p>[市]</p> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p>被災状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、各部班は速やかに下記事項に留意して「被災者台帳」を作成する。</p> <p>なお、被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行には「被災者生活再建支援システム」を利用することとし、危機管理部及び関係部班は、システムの運用方法等について整理しておくこととする。</p> <p>①作成に当たって、保健福祉総務班及び関係各班は、住民票等の閲覧の協力及び資料の提供等を積極的に行い、被災者台帳の正確を期する。</p> <p>②「被災者台帳」は、救助・その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるため、救助実施状況等をできるだけ具体的に被害の状況及び救助・支援の実施状況を記載し、整備保管しておくものとする。</p> <p>(2) 罹災証明書の発行</p> <p>罹災世帯に対して、保健福祉総務班及び関係各班は「罹災証明書」を交付する。</p> <p>「罹災証明書」の発行に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>①被災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以後各種の災害援助関係に影響するものであるから慎重を期するものとする。</p> <p>②本証明書は、被災者台帳等と照合し、発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意しなければならない。</p> <p>③この項の、被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行については、災害救助条例の適用災害、その他の災害についても準用して行う。</p> <p>④災害時には、罹災証明書と併せて、被災した非住家建物、車両、家財等に被害が生じたとする届け出の事実について証明する被災届出証明書を交付する。</p>	③
52	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-1節 避難方法	169	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第4-1節 避難方法	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-1節 避難方法	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由												
	部・章・節	頁	旧	新													
53	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-1節 避難方法	169	<p>2 対策</p> <p>(1) 避難勧告及び指示</p> <p>[市]</p> <p>ア 勧告・指示の基準</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。</p> <p>また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難の指示をする。</p>	<p>1 避難指示等</p> <p>[市]</p> <p>(1) 避難指示の発令判断基準と発令対象範囲</p> <p>(削除) 災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。</p>	③												
54	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-1節 避難方法	170		<p>1) 津波</p> <table border="1" data-bbox="1668 730 2338 1108"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1668 940 2338 1108" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■津波注意報（0.2m≦予想高さ≦1m）が発表された場合・・・※</p> <p>■津波警報（1m&lt;予想高さ≦3m）が発表された場合</p> <p>■大津波警報（3m&lt;予想高さ）が発表された場合</p> <p>※津波注意報による発令は、揺れの有無に関係なく、沿岸部一帯のみを発令対象範囲とする。</p> </div> <p>【津波災害に対する発令対象範囲】</p> <p>① 揺れを伴う場合の避難指示発令対象区域</p> <p>○パターンA「避難指示発令対象区域全域を一つの発令単位とする」 （津波到達まで余裕がない場合） ⇒国道2号より南側の小学校区及び御南、西、旭操、財田、富山、可知、古都、芥子山学区</p> <p>○パターンB「すべて小学校区単位（41学区）で発令する」（津波到達まで余裕がある場合）</p> <p>② 揺れを伴わない場合（堤防が機能している状況）の避難指示発令対象区域</p> <p>○揺れを伴わない津波災害については、堤防が機能する場合の津波浸水想定区域図を参考に、浸水想定地区（小学校区単位）と沿岸部一帯を発令対象範囲とする。</p> <p>2) 地震</p> <table border="1" data-bbox="1668 1501 2389 1732"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地震災害に対する発令対象範囲】 発令対象区域については、状況により、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令する</p>	区分	基準	高齢者等避難	※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。	避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。	区分	基準	高齢者等避難	—	避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合	③
区分	基準																
高齢者等避難	※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。																
避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。																
区分	基準																
高齢者等避難	—																
避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合																

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
55	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-1節 避難方法	170	イ 勧告・指示の内容 避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ・避難勧告・指示の理由 ・避難の勧告・指示が出された地域名 ・避難経路及び避難先 ・避難行動における注意事項	(1) 避難指示等の内容 避難指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ①避難指示等の理由 ②避難指示等が出された地域名 ③避難経路及び避難先 ④避難行動における注意事項	③
56	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-1節 避難方法	171	ウ 勧告・指示の伝達方法 避難勧告又は指示をしたときは、市長はただちに勧告・指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、消防団、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。	(2) 避難指示等の伝達方法 避難指示等を発令したときは、(削除)ただちに避難指示等を発令した地域の住民に対して、以下を活用して迅速かつ的確に伝達するほか、警察官、消防団、海上保安官、自主防災組織等の協力も得て(削除)の旨の周知徹底を図る。なお、令和8年度の新庁舎の整備に合わせ、的確かつ迅速な避難判断・市民への情報発信ができるよう、情報伝達システム等を更新・整備する。 1 公共放送の利用 緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定（県－NHK、民間放送各社）」に定める手続きにより、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び予報及び警報の放送を県知事に依頼する。 2 Lアラート（災害情報共有システム） Lアラート（災害情報共有システム）を利用し、メディア等を通じて緊急情報等の配信を行う。 3 広報車及び職員による口頭伝達 広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織、区等による口頭伝達を積極的に実施し、情報の空白状態をなくするよう努める。 4 防災行政無線（同報系） 避難場所及び施設等に設置した防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局を利用し、住民に伝達する。 5) 緊急速報メール 携帯電話等電気通信事業者の緊急速報メールシステムを利用し、市域内にある各電気通信事業者の端末に対し緊急情報等のメール配信を行う。 6) 緊急告知ラジオ 岡山シティエフエムから緊急電波を受信すると自動的に電源が入り、最大音量で避難指示等の情報を伝える。 7) 岡山市防災メール（多言語版） 多言語（12言語）対応したメール配信システムを利用し、事前に登録された携帯電話やスマートフォン等に、緊急情報等のメール配信を行う。 8) 岡山市公式LINE・ツイッター・フェイスブック 各種SNSを利用し、緊急情報等の配信を行う。 9) 市Webサイト 市Webサイトを利用し、緊急情報等の配信を行う。	③
57	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-1節 避難方法	171	[市] (略) (4) 避難勧告等の解除 避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。	[市] (略) (3) 避難指示等の解除 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
58	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-1節 避難方法	172	<p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難 [市] 市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 (略) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。 (略) なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行い、要配慮者等の避難を優先して行うこととする。 (追記)</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。 (追記)</p>	<p>2 避難誘導及び一般住民の避難 [市] ①災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 (略) ③<del>□</del>指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ④災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施<del>（削除）</del>等により、<del>（削除）</del>住民等に<del>（削除）</del>周知徹底を図る。<del>（削除）</del> ⑤市職員が庁舎内の住民を避難させる必要がある場合などは、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める<del>（削除）</del>。 ⑥避難指示等が発令された場合の避難先は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保<del>（削除）</del>できる場合は、<del>（削除）</del>「屋内安全確保」を行うこと<del>（削除）</del>を住民等への周知する。なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p>	③
59	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-1節 避難方法	172	<p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難 [地域住民] (追記) 地域住民は、避難時においてはできる限り、要配慮者等に配慮しながら、町内会ごと等の集団で避難を行うよう努める。 また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員、海上保安官（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講ずる。</p>	<p>2 避難誘導及び一般住民の避難 [住民] 津波発生時の恐れがある場合には、すぐに避難行動を開始する。避難時においてはできる限り、要配慮者等に配慮しながら、町内会ごと等、漏れが無いよう留意した避難に努める。 ②また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員、海上保安官（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講ずる。 ③津波災害の場合、直ちに津波浸水想定区外の安全な場所へ避難する。 ただし、避難を行うための十分な時間がない場合には、最寄りの津波避難ビルや指定緊急避難場所等へ避難する。</p>	②
60	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-2節 指定避難所の設置	174	<p>第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2指定避難所の設置</p>	<p>第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-2節 指定避難所の設置</p>	③
61	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	174	<p>1 方針 大規模地震の被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況や開設可能な指定避難所の状況を速やかに確認の上、必要な指定避難所の開設を行う。指定避難所の開設に当たっては、地区住民の協力を得て指定避難所の開設状況を該当地区すべての住民に周知するとともに、できるだけ早い運営体制の確立に努める。 (追記) また、市及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは避難者等の受け入れ等の対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。</p>	<p>第1項 方針 大規模地震の被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況や開設可能な指定避難所の状況を速やかに確認の上、必要な指定避難所の開設を行う。指定避難所の開設に当たっては、<del>（削除）</del>開設状況を<del>（削除）</del>住民に周知するとともに、できるだけ早い運営体制の確立に努める。 また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。 市自らの開設が困難な場合は、他市町村や県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。 また、市及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは避難者等の受け入れ等の対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。</p>	①



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
62	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	174	<p>(2) 指定避難所の開設</p> <p>市は、発災時に必要に応じ、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル等を避難所として実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し県は、その情報を内閣府等に共有するよう努める。</p>	<p>2 指定避難所の開設</p> <p><u>[市]</u></p> <p>①災害時に（削除）は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告し、<u>県は、その情報を国に共有する。</u></p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページや等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	①、③
63	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	—	<p>(3) 宿泊施設提供事業の実施</p> <p>市と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。</p> <p>市は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。</p> <p>宿泊施設提供事業を実施する場合、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	③
64	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	175	<p>(4) 広域応援協力</p> <p>市長は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は他県へ指定避難所の開設につき応援を要請する。県は、指定避難所の開設について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>県は、指定避難所の開設について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援を指示する。</p>	<p>3 広域応援協力</p> <p><u>[市]</u></p> <p><u>(削除)</u> 自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は他県へ指定避難所の開設につき応援を要請する。</p> <p><u>[県]</u></p> <p><u>(削除)</u> 指定避難所の開設について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援を指示する。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
65	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	175	(新設)	4 広域避難 〔市〕 市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合岡山県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。他の都道府県の市町村への受入れについては岡山県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要するときは、岡山県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 〔県〕 市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。 また、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 〔運送事業所〕 関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 〔放送事業者〕 避難者のニーズを十分把握するとともに、市、県、政府本部、指定行政機関、公共機関相互と連絡をとりあい連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。	①
66	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	175	(5) 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への(追記)受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。	5 広域一時滞在 〔市〕 (削除) 避難の長期化等にかんがみ、(削除) 市(削除) 外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、岡山県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。	③
67	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	175	県は、被災市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行う。 県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補地となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言する。 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。	〔県〕 (削除) 市(削除) から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、(削除) 市(削除) の行政機能が著しく低下した場合など、(削除) 市(削除) からの要求を待たないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を(削除) 市(削除) に代わって行う。 (削除) 市(削除) から求めがあった場合には、受入先の候補地となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言する。 (削除)	③
68	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	176	(新設)	6 避難所設置に係る費用、期間等の措置方法 ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。	③
69	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2-2節 指定避難所の設置	176	(新設)	7 帳簿の整備 〔市〕 関係各部署は、避難所設置の実施に係る受付名簿などの帳簿を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
70	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	177	第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第3口指定避難所の運営体制	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	③
71	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	177	1 方針 避難所生活では、対応すべき事柄が多岐に渡ることから市は指定避難所の運営は（追記）自治組織と連携して行うこととし、 <u>対外業務及び施設管理のほかは原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。</u> 指定避難所の設置に伴い、 <u>メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに保健師等による巡回相談等も行う。</u> 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 また、 <u>生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見等の予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織の三者で協議していく。</u>	第1項方針 避難所生活では、対応すべき事柄が多岐に渡ることから、市は、 <u>指定避難所の運営は自主防災組織などを中心とした避難所運営組織と連携して行うこと（削除）する。</u> また、指定避難所の設置に伴い、（削除）保健師等による巡回相談も行う。 市及び各施設管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める（削除）とともに、 <u>避難（削除）施設の平常業務再開に向けて、指定職員、（削除）施設管理者、避難所運営組織の三者で協議していく。</u>	③
72	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	177	1 方針 （略） なお、 <u>県及び市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家、旅館やホテル等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取り扱い等をあらかじめ定めておく。</u>	第1項 方針 （略） なお、 <u>市及び県は、（削除）避難者の健全な住生活を早期確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本（削除）する。</u>	③
73	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	177	2 対策 市は、 <u>各指定避難所の適切な運営管理を行う。</u> この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、 <u>避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。</u> また、市は、指定避難所の運営に関し、 <u>役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。</u> （略）	第1項 実施内容 〔市〕 <u>（削除）避難所運営マニュアルに基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行う。</u> この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等（削除）を実施するとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、（削除）指定避難所の運営に関し、 <u>役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。</u> （略）	③
74	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	177	（1）維持管理体制の確立 〔市〕 市は、 <u>マニュアルに基づき避難所維持管理責任者等の職員を配置する。</u> この場合、 <u>配備完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。</u> <u>当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。</u> （追記） なお、その際は、 <u>女性の参画について配慮するとともに自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼささないように、自治組織においては、各業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。</u> また、指定避難所の運営管理に当たっては、 <u>指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、さらに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u>	1 維持管理体制の確立 〔市〕 <u>（削除）</u>  避難所運営が長期化する場合は、 <u>自主防災組織等と協力し、避難所運営組織を構築する。</u> なお、その際は、 <u>女性の参画について配慮するとともに自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼささないように、（削除）業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。</u> また、指定避難所の運営管理に当たっては、 <u>（削除）避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、さらに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。</u>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
75	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	178	<p>(3) 生活環境への配慮 指定避難所の運営管理に当たっては、避難者の(追記)生活環境を確保するため、(追記)以下のような措置を講じる。 (略) ・市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。</p>	<p>3 生活環境への配慮 [市] (削除) 避難者の避難生活環境を確保するため、自主防災組織や避難所の施設管理者等と連携し、以下の措置を講じる。 (略) ②(削除) 指定避難所に受入れている避難者に係る情報(削除)の早期把握に努める。(削除)</p>	③
76	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	178	<p>(3) 生活環境への配慮 (略) ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 ・指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や下着等の配布時の配慮、また、巡回警備や防犯ブザーの配布等、女性や子どもの指定避難所における安全確保等、様々なニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 また、性的マイノリティにも配慮した環境整備にも努める。 なお、災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女協働参画社会推進センター内に、女性のための専用相談窓口を開設する。</p> <p>(新設) (略)</p>	<p>3 生活環境への配慮 (略) ③ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 ④指定避難所の運営における意思決定の場へ女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や下着等の配布時の配慮や(削除)安全確保等、様々なニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 また、性的マイノリティにも配慮した環境整備にも努める。 災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女協働参画社会推進センター内に、性別に伴う困りごとの専用相談窓口を開設する。 ⑤避難所内の女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等を、昼夜問わず安心して使用できるよう努める。照明の増設や、性暴力・DVの注意喚起ポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 (略)</p>	①
77	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	178	<p>・被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、指定避難所内又は指定避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。 ・やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>⑥(削除)生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、指定避難所内又は指定避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。 ⑦やむを得ず指定避難所に滞在(削除)できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
78	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	179	<p>(3) 生活環境への配慮 (略)</p> <p>・指定避難所に、被災ペットのためのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。加えて、ペットとの同行避難の際には、所有者の責任において適切に飼育するよう周知・啓発する。<u>(追記)</u> 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>・ペットとの避難は同行避難を原則とするが、状況に応じて同伴可能な避難所の設置に努める。</p> <p>・市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた<u>災害時における動物の管理</u>について必要な措置を講ずる。</p> <p>・生活用水が不足する場合、<u>(追記)</u> 防災協定締結先所有プールの水等の利用<u>(追記)</u> も検討する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3 生活環境への配慮 (略)</p> <p>⑧指定避難所に、被災ペットの<u>(削除)</u> スペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。<u>(削除)</u> ペットとの同行避難の際には、所有者の責任で適切に飼育するよう周知・啓発する。<u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。(削除)</u></p> <p>⑨ペットとの避難は同行避難を原則とする<u>(削除)</u>。</p> <p>⑩<u>(削除)</u> 指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含め<u>(削除)</u> 必要な措置を講ずる。</p> <p>⑪生活用水が不足する場合、給水車の水や応急給水栓（水質検査後）<u>(削除)</u> の水の利用、防災協定先への依頼を検討する。</p> <p>避難生活について、保健師による巡回のほか、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請するなど、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。<u>(削除)</u></p> <p>⑫指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>⑬<u>(削除)</u> 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p>	①
79	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	179	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>[県]</u></p> <p>避難の長期化等が見込まれる場合、岡山 J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請、必要に応じて J R A T 本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A T の活動に係る調整を行う。</p> <p><u>[民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等]</u></p> <p>要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。</p>	①
80	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第2節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2-3節 指定避難所の運営体制	179	<p>(4) 保健・福祉面の対応 <u>[県]</u></p> <p>保健所、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての検診・相談業務を市と協力して行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 平常体制への復帰対策 避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、<u>あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。</u></p>	<p>4 保健・福祉面の対応 (略)</p> <p><u>[県・岡山県精神科医療センター・精神保健福祉センター]</u></p> <p><u>(削除)</u> 岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての検診・相談業務を、保健所と協力して行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 平常体制への復帰対策 <u>[市]</u></p> <p>避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、<u>(削除)</u> 円滑な移行に努める。</p>	③
81	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画	181	<p>第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救助計画</p>	<p>第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
82	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画	181	<p>(1) 救助活動 [市・県] 市は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて県、自衛隊及び他の市町村への応援要請を行う。また、被災を免れた場合は県及び被災市町村からの応援要請や自らの判断により救助活動を行う。</p> <p><u>(追記)</u> 県は、市町村の要請や自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救助活動の全体的な調整を行う。</p>	<p>1 救助活動 [市] 市の災害対策（警戒）本部は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて県、自衛隊及び他の市町村への応援要請を行う。また、被災を免れた場合は県及び被災市町村からの応援要請や自らの判断により救助活動を行う。</p> <p>また、災害現場で活動する消防機関は、必要に応じて、県警察、海上保安部及び自衛隊の部隊と合同調製所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。</p> <p>なお、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。</p> <p><u>[県]</u> <u>(削除)</u> 市 <u>(削除)</u> の要請や自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救助活動の全体的な調整を行う。</p>	①
83	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画	—	<p>1 救助活動 (略) [消防機関・県警察・海上保安部] (略) また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 救助活動 <u>(削除)</u></p>	③
84	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画	183	<p>(5) 救出用資機材の確保 [市・県] 市は、救出用資機材の借り上げ協定等に基づき、関係団体から資機材を借り上げ、調達し、資機材の確保を図る。また、資機材の不足が生じた場合は県に支援の要請をする。</p> <p>県は、市町村からの要請や自らの判断により市町村に対し支援を行う。</p>	<p>5 救出用資機材の確保 [市] <u>(削除)</u> 救出用資機材の借り上げ協定等に基づき、関係団体から資機材を <u>(削除)</u> 調達し、資機材の確保を図る。また、資機材の不足が生じた場合は県に支援の要請をする。</p> <p><u>[県]</u> <u>(削除)</u> 市 <u>(削除)</u> からの要請や自らの判断により市町村に対し支援を行う。</p>	③
85	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画	183	<p>(6) 被災ペットの保護 [市・県] 県、市は連携を図りながら、犬・猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、（公益社団法人）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し対応するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに保健所において対応する。</p>	<p>6 被災ペットの保護 [市] <u>(削除)</u> 犬・猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、<u>県や</u>（公益社団法人）岡山県獣医師会、動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と <u>(削除)</u> 対応し、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば、速やかに保健所において対応する。</p>	③
86	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画	183	<u>(新設)</u>	<p>7 被災者の救出の実施に係る費用・期間等の措置方法 ① <u>□災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。</u> ② <u>□岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。</u></p>	③
87	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第3節 被災者の救出計画	183	<u>(新設)</u>	<p>8 帳簿の整備 [市] 関係各部署は、遺体の搜索・収容・埋火葬等の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
88	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	184	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第4項食料供給・炊き出し計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	③
89	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	184	1 方針 大規模震災においては、ライフラインが破壊されるため、食品供給のマニュアルに基づき要配慮者等へ十分配慮するとともに、食品の迅速かつ確かな確保、供給を行う。 なお、マニュアル策定は以下の事項を盛り込むものとするが、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。 また、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。 <u>(追記)</u> ①体制の明確化及び複数による救援活動ができる体制 ②被災直後からの食品の確保、供給システムのマニュアル化 ③避難体制との連携 ④県、他市町村からの援助食品等の円滑な受入体制の確保 ⑤避難者の健康保持、疾病悪化に配慮した食料供給	第1項 方針 大規模震災により、ライフラインが破壊され、炊き出し等が不可能となる場合には、市及び県の備蓄物資、民間事業者からの調達物資、県外や他市町村からの救援物資により、食料を供給する必要がある。 また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることが想定される。 ため、物資供給計画に基づき食料の迅速かつ確かな確保、供給を行う。 その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の <u>(削除)</u> 実情にも十分配慮する。 なお、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。 物資供給計画には以下のような事項を盛り込んで作成する必要がある。 ・体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制 ・被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化 ・避難体制との連携 ・他県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入体制の確保 <u>(削除)</u>	③
90	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	184	2 対策 [市] 市において事前に策定しているマニュアルに基づき、被災者への食品の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。 ①被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給 ②備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施 ③炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備 ④炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保 ⑤必要に応じ、県への食糧、食材、資材等の調達の要請 ⑥援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立 ⑦供給ルート、運送体制の確立 ⑧避難所ごとの被災者、自治組織等受入態勢の確立 ⑨被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施 ⑩ボランティアによる炊き出しの調整	第3項 実施内容 [市] 物資供給計画に基づき、被災者への食品の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。 <u>(1) 本市の備蓄する食料の供給</u> ①指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している食料を避難者に供給する。 ②各指定避難所の分散備蓄食料では不足が生じる場合は、不足する食料の品目・量を区本部（総務班）に報告する。 ③区本部（総務班）は、内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ④総括事務本部（物資係）は、本市の物資係員及び物資配送の受託業者に対し、分散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで食料の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。 ⑤なお、岡山市の備蓄食料は、クラッカー、アルファ化米、アルファ化米（おかゆ）、粉ミルク、液体ミルクである。 ⑥必要に応じて専門知識を持つ者（管理栄養士等）の助言を受け適切に食料を供給する。 <u>(2) 備蓄で不足する場合の食料の調達</u> ①区本部（総務班）は、不足する品目・量をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ②総括事務本部（物資係）は、物資供給協定の事業者に対し、必要な食料の品目・量の調達・配送を依頼する。	②、④

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
91	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	185		<p>(3) 救援物資の調達</p> <p>① 総括事務本部（物資係）は、不足する食料を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に食料の品目・量を報告し、救援を依頼する。</p> <p>② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設の管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。</p> <p>③ 総括事務本部（物資係）は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれ業者に配送先、ごとの必要物資、量を指示する。</p> <p>(4) 炊き出しの実施</p> <p>小・中学校（指定避難所）及び給食センター等の給食施設を利用する場合は、災害の状況により異なるが、施設の安全性が確認でき、学校が再開するまでは給食施設を利用して実施する。なお、衛生面に注意するとともに、食器を洗う水の節約のために、食器に食品ラップフィルム等を張るなど工夫する。</p> <p>また、実施に当たっては、町内会・婦人会・赤十字奉仕団・自主防災組織等、各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする。</p>	②
92	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	186	<p>[国]</p> <p>農林水産省は、事前に策定しているマニュアル等に基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の供給に関する体制整備を次により行う。</p> <p>① 県の要請に基づく災害救助用米穀の供給に関すること。（農林水産省政策統括官）</p> <p>② 県内で救援食料の供給が確保できない場合の供給に関すること。</p>	<p>[農林水産省]</p> <p>事前に策定しているマニュアル等に基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の供給に関する体制整備を次により行う。</p> <p>① 県の要請に基づく災害救助用米穀の供給に関すること。（農林水産省農産局長）</p> <p>② 県内で救援食料の供給が確保できない場合の供給に関すること。</p>	③
93	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	186	(新設)	<p>[住民]</p> <p>3日分以上（できれば1週間分）の食料を備蓄するよう努める。</p>	③
94	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第4節 食料の供給計画	186	(新設)	<p>第3項 実施内容 (略)</p> <p>第4項 食品の給与に係る費用・期間等の措置方法</p> <p>③ 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。</p> <p>④ 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。</p> <p>第5項 帳簿の整備</p> <p>[市]</p> <p>各区本部（総務班）等の関係各部班は、食品の給与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p>	③
95	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 飲料水の供給計画	187	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 民生安定活動 第5項 飲料水の供給計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 飲料水の供給計画	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
96	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 飲料水の供給計画	187	2 対策 [市] (新設)	第3項 実施内容 [市] (1) 本市の備蓄する飲料水の提供 ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。 ② 指定職員は、各指定避難所の分散備蓄飲料水では不足が生じる場合は、不足する量を区本部（総務班）に報告する。 ③ 区本部（総務班）は、その内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ④ 総括事務本部（物資係）は、本市の物資係員及び物資配送の受託業者に対し、分散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで飲料水の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。 (2) 備蓄で不足する場合の飲料水の調達 ① 区本部（総務班）は不足する飲料水の量をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ② 総括事務本部（物資係）は、物資供給の協定事業者に対し、必要な飲料水の調達・配送を依頼する。 (3) 救援物資の調達 ① 総括事務本部（物資係）は、不足する飲料水を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に飲料水の量を報告し、救援を依頼する。 ② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設の管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。 ③ 総括事務本部（物資係）は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された飲料水を積み下ろし、それぞれの業者、に配送先ごとの必要物資、量を指示する。	②
97	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 飲料水の供給計画	188	2 対策 [市] (新設) 水道事業管理者は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。 この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。 なお、甚大な被害が発生し、住民の飲料水を確保することが困難な場合は、公益社団法人日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱、大都市水道局災害相互応援に関する覚書等に基づき、近隣市町村、応援幹事都市に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。 (略)	第3項 実施内容 [市] (略) (4) 給水車等による応急給水 水道事業管理者は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、(削除) 給水車や小・中学校の受水槽に設置した応急給水栓の利用を中心に臨時給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。 なお、(削除) 医療機関から給水要請があったときは、医療機関への優先的な給水に配慮する。 また甚大な被害が発生し、(削除) 飲料水の確保(削除) が困難な場合は、公益社団法人日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱、大都市水道局災害相互応援に関する覚書等に基づき、近隣市町村、応援幹事都市に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。 (略)	③
98	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 飲料水の供給計画	189	第3項 実施内容 (略) (新設)	第3項 実施内容 (略) 第4項 飲料水の供給に係る費用・期間等の措置方法 ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。 第5項 口帳簿の整備 [市] 水道部等の関係各部署は、飲料水の供給の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
99	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画	190	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第6項生活必需品等調達供給計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画	③
100	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画	190	2 対策 [市] 市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要がある場合は、次により給（貸）与する。 1 市の備蓄品の放出 2 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達 3 県への応援要請 4 相互応援協定締結市への応援要請	第3項 実施内容 [市] 災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要がある場合は、次により給（貸）与する。 （1）本市の備蓄する生活必需品等の供給 ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している生活必需品等を避難者に供給する。 ② 各指定避難所の生活必需品等では不足が生じる場合は、不足する生活必需品等の品目・量を区本部（総務班）に報告する。 ③ 区本部（総務班）は、その内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ④ 総括事務本部（物資係）は、物資係員及び物資配送の受託業者に対し、他の避難所または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで生活必需品等の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。 ⑤（削除）岡山市が備蓄している生活必需品等は、哺乳瓶、紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、毛布、ボックストイレ、ボックストイレ用簡易テント、排便収納袋、トイレトーパー等である。  （2）備蓄で不足する場合の生活必需品等の調達 ① 区本部（総務班）は不足する生活必需品等の品目・量をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ② 総括事務本部（物資係）は、物資供給協定締結事業者に対し、必要な物資の品目・量の調達・配送を依頼する。 （略） （3）救援物資の調達  ① 総括事務本部（物資係）は、不足する生活必需品等を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に必要な品目・量を報告し、救援を依頼する。 ② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設の管理者と調整のうえ、物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。 ③ 総括事務本部（物資係）は物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの必要物資、量を指示する。	②
101	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画	191	2 対策 （略） [住民] 住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には市に給（貸）与を申請する。 なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。	（3）救援物資の調達 （略） [住民] 各家庭の状況に応じた生活必需品を備蓄しておく。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
102	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与計画	191	第3項 実施内容 (略) (新設)	第3項 実施内容 (略) 第4項 生活必需品等の給与又は貸与の実施に係る費用・期間等の措置方法 ①□災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②□岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。  第5項□帳簿の整備 [市] 保健福祉部（福祉援護班）、岡山っ子育て部（児童救護1班、2班）、各区本部（総務班、福祉事務所班）等の関係各部班は、生活必需品等の給与又は貸与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③
103	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7節 救急・医療計画 第7-1節 医療体制	192	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第3項 救急・医療計画 第1医療体制	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7節 救急・医療計画 第7-1節 医療体制	③
104	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-1節 医療体制	192	(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [市・消防機関] 市及び消防機関は、県において設置する県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部における調整が迅速かつ的確に行われるよう協力するとともに、自主防災組織等と連携して次の業務に当たる。 (略) [県] ① 県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害保健医療調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。また、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。	1 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [市] (削除) 県が設置する県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部における調整が迅速かつ的確に行われるよう協力するとともに、自主防災組織等と連携して次の業務に当たる。 (略) ① 医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害保健医療調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、その(削除)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）(削除)等からの医療チーム(削除)等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。(削除) また、(削除)災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。 (略)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
105	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-1節 医療体制	194	<p>(4) 医療機関のライフラインの確保 [市] 市は、医療機関からライフラインの復旧等の要請があった場合には、県の協力を得て(追記)ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。 また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援を県に要請する。ライフライン事業者は、災害時の医療機関への臨時的供給及び優先的復旧要請に協力するものとする。</p> <p>[県] 県は、市町村からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるよう(追記)ライフライン事業者へ要請を行う。 また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。</p> <p>[医療機関] 医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。 また、(追記)ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替を要請する。</p>	<p>4 医療機関のライフラインの確保 [市] 医療機関からライフラインの復旧等の要請があった場合には、県の協力を得て水道、電気等のライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。 また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援を県に要請する。ライフライン事業者は、災害時の医療機関への臨時的供給及び優先的復旧要請に協力するものとする。</p> <p>[県] 市町村からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるように、水道、電気等のライフライン事業者へ要請を行う。 また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。</p> <p>[医療関係機関] 被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。 また、水道、電気等のライフライン事業者に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替を要請する。</p>	③
106	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-1節 医療体制	195	<p>(5) 効率的な医療の実施 (略) [医療機関] (略) ③被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告(広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力)するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 (略)</p>	<p>5 効率的な医療の実施 (略) [医療関係機関] (略) ③被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告(削除)するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 (略)</p>	③
107	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-1節 医療体制	196	<p>(8) 被災者の心のケア対策 [県] 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</p>	<p>8 被災者の心のケア対策 [県] (削除)被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。 災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</p>	③
108	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-1節 医療体制	196	(新設)	<p>9 医療救護に係る費用・期間等の措置方法 ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。 ③集团的におおむね10人以上の傷病者が生じた災害等が発生した場合は、岡医連及び市医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動に係る実施細目」により実施する。 なお、7-2医薬品等の供給、7-3傷病者の搬送についても同様とする。</p> <p>10 帳簿の整備 関係各部署は、医療救護の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p>	③
109	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7節救急・医療計画 第7-2節 医薬品等の供給	197	第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第3項 救急・医療計画 第2医薬品等の供給	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7節救急・医療計画 第7-2節 医薬品等の供給	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
110	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-2節 医薬品等の供給	197	2 対策 (1) 救急医薬品等の供給 [県] (追記) 県災害保健医療調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来たさないよう、県内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し供給する。 (略)	第3項 実施内容 1 救急医薬品等の供給 [市] 可能な限り自らが調達した医薬品等に対応し、災害の状況等により不足する場合は、県災害保健医療調整本部に医薬品等の供給を要請する。 [県] 県災害保健医療調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来たさないよう、県内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し供給する。 (略)	①
111	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-2節 医薬品等の供給	197	[県] (略) 地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。 (追記)	[県] (略) 地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。 災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。	①
112	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-2節 医薬品等の供給	197	[県薬剤師会] 県薬剤師会は、県との協定に基づき、薬剤師班の派遣を行う。	[県薬剤師会] 県との協定に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣を行う。	①
113	第3部 地震・津波災害応急計画 第2章 被災者の救助・保護 第7-2節 医薬品等の供給	197	[医薬品等備蓄施設] 医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は地域災害保健医療調整本部からの指示に基づき医薬品等の迅速な供給に努める。	[医薬品等備蓄施設] 医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療調整本部からの指示に基づき医薬品等の迅速な供給に努める。	③
114	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第7節救急・医療計画 第7-3節 傷病者の搬送	199	第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第3項 救急・医療計画 第3 傷病者の搬送	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第7節救急・医療計画 第7-3節 傷病者の搬送	③
115	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第7節救急・医療計画 第7-3節 傷病者の搬送	200	(3) 搬送経路の確保 [国・県・市等道路管理者] 震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市等は、その所管する道路の(追記)啓開を迅速に行う。 また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。  [県公安委員会、県警察] 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者（追記）等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。県警察等は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。	3 搬送経路の確保 [（削除）道路管理者] 震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市等は、その所管する道路の障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所の修復（道路啓開）を迅速に行う。 また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（削除）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。  [県公安委員会、県警察] 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。県警察等は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
116	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	202	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 民生安定活動 第2項 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	③
117	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	202	1 方針 遺体の捜索・処理・埋火葬等に関し、マニュアルに基づき実施する。 なお、マニュアルは下記事項について定める。 ① 遺体捜索体制の確立、必要機器の確保 ② 遺体安置場所の確保体制 ③ 他市町村等及び隣県の協力による埋火葬 ④ 柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制	第1項 方針 災害により行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断して死亡していると推定される者について、人道上及び人心の安定を図るため、捜索・収容及び埋火葬等を実施する必要があるため、その方法について定めるものとする。	③
118	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	202	2 対策 (1) 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保 ① 市は、県警察、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て遺体の捜索を行い、発見した場合は速やかに収容する。また、海上保安部の発見した遺体の引渡しを受ける。	第3項 裏施内容 1 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保 〔市〕 ① 遺体の捜索は、消防部（各消防署班）及び各区本部（福祉事務所班）が行い、発見した場合は速やかに収容する。（削除）	③
119	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	202	(略) イ 遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短時間に埋火葬できない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまでの間、一時安置する。なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制・資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。	(略) イ 遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短時間に埋火葬できない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまでの間、一時安置する。なお、（削除）捜索・処理体制・資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）（削除）については、協定を締結している葬祭業者等に依頼する。	③
120	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	203	(1) 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保 〔県〕 (略) また、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、全日本葬祭業協同組合連合会へ棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力を要請する。	1 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保 〔県〕 (略) また、災害救助法の適用（削除）市町村から要請を受けたときは、全日本葬祭業協同組合連合会へ棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力を要請する。	③
121	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	203	(2) 検視・遺体安置場所の確保と遺体の処理 市は、避難所として使用されている施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定する。また、遺体の処理につき事前の定めにしたがって安全・適切に行う。	2 検視・遺体安置場所の確保と遺体の処理 〔市〕 （削除）避難所として使用されている施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定する。また、遺体の処理（削除）は安全・適切に行う。	③
122	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	203	(3) 火葬場の確保 市は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。 また、職員召集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む）の特別対応策について、事前に計画を立てておくものとする。 東山斎場及び西大寺斎場並びに各斎場への進入路の被害状況調査を実施し、必要により他市町村からの応援を県に要請するものとする。  (4) 遺体の搬送方法の確保 市は、事前に計画を立てた確保方法に基づき搬送用車両を確保する。 市は、管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について、把握しておくものとする。	3 火葬場の確保 〔市〕 （削除）管内の火葬場の処理能力を調査しておく。 （削除） 各斎場への進入路の被害状況調査を実施し、必要により他市町村からの応援を県に要請するものとする。 4 遺体の搬送方法の確保 〔市〕 （削除）協定を締結している葬祭業者等に依頼し、搬送用車両を確保する。 （削除）管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について、把握しておくものとする。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
123	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第8節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	204	(新設)	第4項 遺体の捜索・処理・埋葬の実施に係る費用・期間等の措置方法 ①〇災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②〇岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。  第5項 〇帳簿の整備 〔市〕 関係各部署は、遺体の捜索・処理・埋葬の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③
124	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	205	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	③
125	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	205	第2節 住宅応急対策計画 第1項 方針 地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。 ついては、地震により住宅が全壊、全焼又は流失して自力で住宅を確保できない被災者に対して、迅速に仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居や民間賃貸住宅等の活用を行う。 また、被災した住宅を自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、障害物を除去する。 さらには、地震発生後に被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を行い、その結果を活用することにより地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等を行う。 なお、住宅の復旧や再建を行う際には、住宅金融支援機構による応急対策及び復旧対策に関する協力を求めるとともに、借入金に対する利子補給を市が実施する場合には、これまでの事例を参考に財政的支援も検討する。	第1項 方針 地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 さらには、地震発生後に被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を行い、その結果を活用することにより（削除）二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等を行う。 なお、（削除）住宅金融支援機構による応急対策及び復旧対策に関する協力を求めるとともに、借入金に対する利子補給を市が実施する場合には、これまでの事例を参考に財政的支援も検討する。	①
126	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	207	5 被災した住宅の応急修理 (5) 救助期間 災害が発生した日から1か月以内。	3 被災した住宅の応急修理 5) 救助期間 災害が発生した日から3か月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内。）	③
127	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	208	7 広域一時滞在 (略) (新設)	5 広域一時滞在 (略) 6 応急仮設住宅の供与等に係る費用・期間等の措置方法 ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
128	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	208	<p>8 帳簿の整備 次の書類・帳簿等を作成し保管する。</p> <p>(1) 公営住宅等の供与に関する記録</p> <p>① 公営住宅等への入居者台帳</p> <p>② 公営住宅等の供与に関する目的外使用許可申請書その他関係書類</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与に関する記録</p> <p>① 応急仮設住宅入居者台帳またはこれに準ずるもの</p> <p>② 応急仮設住宅の供与に関する各契約書その他関係書類</p> <p>(3) 被災した住宅の応急修理に関する記録</p> <p>① 被災した住宅の応急修理記録簿またはこれに準ずるもの</p> <p>② 被災した住宅の応急修理請負契約書その他関係書類</p>	<p>7 帳簿の整備 [市] 関係各部署は、応急仮設住宅の供与等の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p>	③
129	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	208	<p>(4) 被災建築物の応急危険度判定・被災宅地の危険度判定 [市・県] 地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、被災建築物応急危険度判定制度を活用した被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定制度を活用した被災宅地の危険度判定を速やかに行う。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(追記)</p>	<p>8 被災建築物の応急危険度判定・被災宅地の危険度判定 [市] 地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、被災建築物応急危険度判定制度を活用した被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定制度を活用した被災宅地の危険度判定を速やかに行う。(削除)</p> <p>(略)</p> <p>[県] 建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。</p>	①
130	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	209	<p>(5) 住宅金融支援機構への要請 (略)</p>	<p>9 住宅金融支援機構への要請 (略)</p>	③
131	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第9節 住宅応急対応計画	209	<p>(6) 利子の普及に係る支援者の検討 (略)</p>	<p>10 利子補給に係る市支援の検討 (略)</p>	③
132	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第10節 障害物の除去	210	<p>(新設)</p>	<p>第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第10節 障害物の除去</p>	③
133	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第10節 障害物の除去	210	<p>(新設)</p>	<p>第10節 障害物の除去 第1項 方針 災害により各種の障害物が排出され、住民の生活に著しい支障及び危険を及ぼす場合に、障害物を除去し、住民の生活の安定と物資・要員等の輸送の確保を図る必要があるため、その方法について定めるものとする。</p> <p>第2項 関係機関の主な役割 (略)</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
134	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第10節 障害物の除去	210	(新設)	<p>1 住宅関係障害物の除去</p> <p>[市]</p> <p>(1) 障害物除去の対象 居室・炊事場・便所等、日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある住家であって、自らの資力で障害物が除去できないもの。</p> <p>(2) 対象住家の選定 被災住家の中から、上記（1）の条件を満たす住家を速やかに調査し、対象住家を選定する。</p> <p>(3) 実施 ①市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。 ②必要に応じて、業者への委託や関係機関・団体との協定等に基づき実施する。 ③実施に当たっては、急を要するものを優先し、必要最小限度の日常生活を営み得る状態とする。</p> <p>(4) 住宅関係障害物除去に係る費用・期間等の措置方法 ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。</p> <p>2 道路関係障害物の除去</p> <p>[市]</p> <p>道路上の障害物は、住民の避難行動や防災関係機関の輸送活動を始め、災害応急対策活動全般に大きな影響を与えることになるので迅速に除去する。</p> <p>(1) 調査 津波等により大量の障害物の排出が予想される場合、関係各部署は、市内を巡回調査し、道路上の障害物の発見に努める。</p> <p>(2) 実施 ①市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。 ②必要に応じて、業者への委託や関係機関・団体との協定等に基づき、請負により実施する。</p> <p>(3) 障害物除去の優先道路順位 災害の規模等によって、障害物を除去する能力が不足する場合は、まず人命に関わる避難路の確保を最優先として、次の順位を基準に実施する。</p> <p>①避難路 ②災害の拡大防止上の重要道路・防火遮断道路等 ③緊急輸送を行う上での重要道路・一般国道・主要地方道等</p> <p>3 河川関係障害物の除去</p> <p>[市]</p> <p>津波等により、排出した流木等の障害物が、流水に障害をもたらす、橋脚等の構築物を破壊することが予想されるので、区本部土木班及び各支所班は市管理河川について、速やかに障害物の除去を実施する。 なお、国・県管理に係る河川については、各河川管理者に障害物の除去を要請する。</p> <p>4 障害物の集積場所</p> <p>[市]</p> <p>除去した障害物は、原則として公園・運動場等、市有地に一時的に集積し、災害応急対策終了後、埋立地等へ運び処理するものとする。</p> <p>5 障害物の除去に係る費用・期間等の措置方法 ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。</p> <p>6 帳簿の整備</p> <p>[市]</p> <p>関係各部署は、障害物の除去の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
135	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	212	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第11節文教対策計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第11節 文教対策計画	③
136	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	212	1 方針 地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置する。 また、他市町村等への児童生徒等の疎開については、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。 なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じるものとする。 学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。	第1項 方針 地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置する。 (削除)	③
137	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	-	2 対策 (1) 教科書、文具の確保と給与 ① 市教育委員会は、県教育委員会等と連携をとり、災害のため教科書を喪失・き損した児童生徒がある場合、補給を要する冊数を調査するとともに教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障が生じないよう適切な措置を講ずるものとする。 ② 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援要請する。 ③ 県は、自ら学用品等の給与の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ応援を要請する。 ④ 県は、市の実施する学用品等の給与につき特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。 ⑤ 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行細則（平成31年岡山市規則第46号。以下「施行細則」という。）に基づき市教育委員会等と連携をとり、迅速な措置を講ずるものとする。 (2) 教育施設の確保 ① 応急措置 被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとりながら、次の応急措置を行う。 ア 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。 イ 被災建物で、大破以下の被災建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後、使用する。 ウ 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。 エ 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。 ② 臨時校（園）舎 災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校舎を使用して授業を行う。 ア 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。 イ 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。 ウ 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
138	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	—	<p>(3) 児童生徒の就学援助措置等 [市・県] ① 市は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。 ② 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行令に基づき、市教育委員会等と連携をとり、迅速な措置を講じる。 また、その場合の対象者、期間、経費等については、施行細則による。 ③ 被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び市は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。 また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。</p> <p>(4) 疎開児童生徒等への対応 ① 校長は、市と協議した内容について指定避難所等に告示板等を設ける等、教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。 ② 市は、県に対し、弾力的受入れの考え方を確認し協力を依頼するとともに他市町村等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするともに受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。 また、県は災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに疎開に伴う転入学等に関する窓口を設け、問合わせに対応する。その場合、里親制度との連携を図る。</p> <p>(5) 学校の再開 ① 校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。 また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。 ② 市は、県及びマスコミの協力を得て、学校の再開について次の措置を行う。 ア 施設の診断及び他施設との調整 イ 有効な情報提供システムを通じ、被災地域内の保護者への連絡 ウ 疎開児童・生徒への広報連絡を災害対策本部を通じてマスコミに依頼する。 エ 問合わせ窓口の設置</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由	
	部・章・節	頁	旧	新		
139	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	—	<p>(6) 社会教育施設等の保護</p> <p>① 社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き補強修理を行い、被災を最小限にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合や利用者に開放する場合は学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。</p> <p>② 文化財</p> <p>ア 被害状況の把握 文化財等の所有者又は管理団体等に対し、被害の状況等必要な事項の報告を求めるとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して状況の迅速かつ確かな把握に努める。また、市内の文化財等の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告する。</p> <p>イ 避難 文化財建造物、記念物等で強い地震等にあつた場合、余震等による文化財建造物の倒壊、記念物斜面地の崩落等が発生する可能性があるため、速やかにその外に避難する。</p> <p>ウ 文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合にはその救助を優先して行うこととし、その上で文化財等の所有者、管理団体等は文化財等とその部材の保護に努める。文化財等に延焼、二次災害の発生等のおそれがある場合は、消火活動、危険部分の撤去、立入り制限等の危険防止措置に努める。</p> <p>しかし、延焼により焼失が確実と思われる場合や周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。</p>	(削除)	③	
140	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	212	(新設)	<p>1 学校等の管理・運営 [市]</p> <p>① 教育部長は、県本部等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。</p> <p>[学校管理者 教職員等]</p> <p>① 幼稚園長及び学校長（以下「校長等」という。）は、学校等の措置について迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。</p> <p>② 校長等は、地震災害が発生し、今後、二次災害や津波のおそれがあるときは、気象予報・警報等、災害情報に注意し、必要に応じ、応急教育態勢の措置をとるものとする。</p> <p>③ 地震災害が発生した場合、校長等は災害の規模・児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育部長に報告する。</p> <p>④ 校長等は、学校等が指定避難所の開設等、災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。</p>		②

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
141	第3部地震・津波災害応急 対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	212	(新設)	<p>2 児童生徒の安全措置 [学校管理者 教職員等] (1) 早退又は臨時休業の措置</p> <p>1) 在校時の発災の場合 ア 地震災害が発生し、今後、二次災害や津波のおそれがあるときは学校班と協議し、必要に応じ、早退の措置をとる。 イ 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底するとともに、低学年児童に対しては、教職員が地区別に付き添う等の安全措置をとる。 ウ 早退の措置をとることがあることを、保護者に対して予め周知しておくようにする。</p> <p>2) 在校時外の発災の場合 在校時外の臨時休業については基準を定めており、そのことを保護者に対して予め周知しておく。</p> <p>(2) 避難措置 校長等は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所及び避難路をあらかじめ選定し、児童生徒等に周知徹底しておく。</p> <p>(3) 心のケアの実施 被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。</p>	①



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
142	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	213	(新設)	<p>3 応急教育の実施 [市] (1) 学校等施設の確保 1) 学校等施設が使用可能な場合の応急措置 ①災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う ②被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。 2) 学校等が使用不可能な場合 ①被災校（園）舎が応急修理のため、一時的に使用不能の場合又は一週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校（園）施設・公民館等の公共施設・その他民有施設を借り上げて、臨時校（園）舎を開設する。 ②この場合、校長等は児童生徒等の安全と教育的配慮を行った上で、臨時校（園）舎の予定場所を事前に調査し、応急使用・応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育部長に報告する。 ③被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、県本部に対して、通学区域外に臨時校（園）舎及び教員・児童生徒等の寄宿舎等を確保するよう要請する。 ④教育設備の破損・滅失については、早急に修理・補充する必要があるが、修理・補充の不可能な場合には無災害又は被災僅少の学校設備を一時的に借用し使用することとする。</p> <p>(2) 教職員の確保 学校班は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県本部に教員の配置について要請するものとする。 (3) 応急教育の実施 校長等は、施設等の確保状況に応じ、次の方法等を考慮して応急教育を実施する。 1) 自宅学習 学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅学習とする。 2) 学級合併授業又は二部授業 校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室・屋内体操場等を利用して、学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。 3) 疎開 通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校（園）舎及び教員・児童生徒等の寄宿舎等を確保する。</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
143	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	214	(新設)	<p>4 学用品・授業料等に関する措置 [市]</p> <p>(1) 学用品の給与</p> <p>1) 給与品目 教科書及び教科書以外の教材、文房具、通学用品、その他学用品</p> <p>2) 給与対象者 住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童又は生徒で、学用品を滅失又はき損した者</p> <p>3) 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法</p> <p>①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。</p> <p>②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。</p> <p>4) 帳簿の整備 教育部は、学用品の供与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p> <p>(2) 授業料等の減免等</p> <p>①災害のため幼稚園授業料及び高等学校授業料の納付が困難となった者に 対しては、岡山市立幼稚園授業料条例（昭和35年市条例第14号）及び岡山市立高等学校授業料及び入学査料徴収条例（昭和32年市条例第11号）により減免措置をとる。</p> <p>②校長等と連携のうえ、高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、育英資金の貸与を希望する生徒に対して所要の措置をとる。</p>	①
144	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	214	(新設)	<p>5 学校給食に関する措置 [市]</p> <p>学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中止するが、この場合、再開に当たっては衛生管理に十分注意するものとする。</p> <p>①学校給食施設が災害救助のため使用された場合</p> <p>②学校給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間</p> <p>③感染症が発生し又は発生する危険がある場合</p> <p>④給食物資の調達が困難となった場合</p> <p>⑤その他給食の実施が外的事情により不可能な場合又は給食の実施が適当でないと認められる場合</p> <p>6 学校等の衛生管理 [学校管理者 教職員等]</p> <p>(1) 校舎内外の清掃等 災害の状況によって必要と認める場合は、教職員を動員し、又は保健福祉部に要請して校舎内外の清掃及び消毒を実施する。</p> <p>(2) 罹災教職員及び児童生徒等の健康管理 被災学校等の教職員・児童生徒等に対し、学校医の意見を聞いて健康診断を実施し、必要と認める場合は、感染症予防接種を実施する。（「第8章保健衛生」を参照。）</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
145	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	215	(新設)	<p>7 疎開児童生徒等への対応 〔学校管理者 教職員等〕 ①市と協議した内容について指定避難所等に告示板等を設ける等、教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。 〔市〕 ①県に対し、弾力的受入れの考え方を確認し協力を依頼するとともに他市町村等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。</p> <p>8 学校の再開 〔学校管理者 教職員等〕 ①校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。 〔市〕 ①県及びマスコミの協力を得て、学校の再開について次の措置を行う。 ア 施設の診断及び他施設との調整 イ 有効な情報提供システムを通じ、被災地域内の保護者への連絡 ウ 疎開児童・生徒への広報連絡を、災害対策本部を通じてマスコミに依頼する。 エ 問い合わせ窓口の設置 9 社会教育施設の保護 〔市〕 滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合は利用者へ開放する場合には、学校等施設の応急修理に準じて修理を行い、施設班による構造上の安全確認の上、使用するものとする。</p>	①
146	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第11節文教対策計画	216	(新設)	<p>10 文化財 〔市・文化財等の所有者又は管理団体等〕 (1) 発災予測 事前に発災予測が可能な場合については、応急措置の実施・文化財等の所有者又は管理団体等に対し、必要な指導・助言を行うものとする。 ①防災気象情報及び災害情報の収集に努める ②地震災害が発生し、今後、二次被害や津波のおそれがある場合、文化財等の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、被災防止措置を講じるよう助言・指導する。 ③災害が発生するおそれがある場合、必要に応じ、文化財等の損失・損傷を防護し、安全な箇所への移動等、適切な管理を行うよう助言・指導する。 (2) 被害状況の把握 ①文化財等の所有者又は管理団体等に対し、被害の状況等必要な事項の報告を求める。 ②必要に応じて、職員を現地に派遣して、状況の迅速かつ的確な把握に努める。 ③市内の文化財等の被災状況を取りまとめ、県教育委員会に報告する。 (3) 避難 地震等による文化財建造物の倒壊・記念物斜面地の崩落等が発生する可能性があるため、速やかにその外に避難する。 (4) 応急措置 ①文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、その救助を優先して行うこと。 ②文化財等の所有者又は管理団体等は、文化財等とその部材の保護に努める。 ③被災した文化財等については、必要な応急措置を迅速に講ずるとともに、その所有者又は管理団体等に対し指導及び助言する。 ④文化財を収蔵又は展示している社寺、その他の施設及び個人が所蔵する文化財等の廃棄・散逸等を防止するため、所有者等の要請に応じた応急措置又は一時保管。 ⑤文化財等に延焼、二次災害の発生等のおそれがある場合は、消火活動・危険部分の撤去・立ち入り制限等の危険防止措置に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合、二次災害等により周囲に甚大な影響を与えること</p>	①



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
147	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第1節道路啓開	218	<p>(2) 緊急輸送道路の指定 [市・国・県] 市は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察、県及び市関係部局と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として(1)に規定する選定基準に基づき地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、<u>これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。</u> また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。 《参照》 ○緊急輸送道路ネットワーク一覧（資料編） ○緊急輸送道路ネットワーク計画図（資料編）</p> <p>(3) 緊急輸送道路の啓開 [市・国・県・県警察] ① <u>〔追記〕各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。</u> （略） ② 市は、市内の道路の被災状況等の情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、<u>市、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社等において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。</u> ③ 市は、一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。 ④ 市及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。</p>	<p>2 緊急輸送道路の指定 [市] あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察、県及び市関係部局と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として1に規定する選定基準に基づき地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、<u>〔削除〕緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。</u> また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。 《参照》 ○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 5 避難施設等 (4)緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>3 緊急輸送道路の啓開 [各道路管理者] ① <u>市を含む各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。</u> （略） ③ <u>〔削除〕市内の道路の被災状況等の情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、〔削除〕「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。</u> ④ <u>〔削除〕一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。</u> 〔削除〕 [各道路管理者・県警察] 各道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。</p>	①、③
148	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第2節交通の確保計画	219	<p>[市・県] <u>被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。</u></p> <p>〔道路管理者等〕 ア 管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。 イ 道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し又は制限する。 ウ 応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に支援を要請する。 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。</p> <p>オ 国（国土交通大臣）は、道路管理者である県及び市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>[自衛隊及び消防機関] 自衛官及び消防職員は現場に警察官がいない場合、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。</p>	<p>1 陸上交通の確保 [市・県] 〔削除〕 ①管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。 ②道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し又は制限する。 ③応急復旧工事の実施が困難な場合、県又は県を通じて自衛隊に支援を要請する。 ④放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。 [中国地方整備局] ① <u>〔削除〕県及び市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</u> [自衛隊・市（消防機関）] 〔削除〕現場に警察官がいない場合、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
149	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第2節交通の確保計画	220	<p>[県・県警察]</p> <p>① 交通整理要員及び関係資機材の確保 県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員や誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。 <u>（追記）</u></p> <p>② 県警察は、電源の切断等により交通信号機が使用できない場合に備え、県南主要交差点に交通信号機用非常電源装置を設置する。</p>	<p>[県・県警察]</p> <p>(1) 交通整理要員及び関係資機材の確保 県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員や誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 交通信号機用非常電源装置の設置 県警察は、電源の切断等により交通信号機が使用できない場合に備え、県南主要交差点に交通信号機用非常電源装置を設置する。</p>	①
150	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第2節交通の確保計画	221	<p>(2) 海上交通の確保 (略) [県]</p> <p>県は、海上保安部等の関係機関と連携をとり、海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。 また、市又は港湾及び漁港の管理者から油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。</p>	<p>2 海上交通の確保 (略) [県]</p> <p>海上保安部等の関係機関と連携をとり、海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。 また、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置（削除）について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。</p>	③
151	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第2節交通の確保計画	221	<p>(4) 帰宅困難者対策 [市・県・防災関係機関等]</p> <p>市・県・防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設等により帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、地震等により交通機関が途絶した場合、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援を行うため、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し協力を要請する。なお、状況によっては「むやみに移動を開始しない」という考え方にも留意して対策に取り組む。 国、県及び市、関係事業者等は、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設の確保及びその表示、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導及び標識設置、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による都市の安全確保対策を進める。</p>	<p>4 帰宅困難者対策 [市・県・防災関係機関等]</p> <p>(1) 帰宅困難者に関する普及・啓発 大震災や事故等により広域に交通障害が発生し、通勤・通学・買い物等で外出中の市民が帰宅困難となった場合取るべき行動や支援について、市民に次のような知識について、普及・啓発を行なう。 ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備 ② 家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認 ③ 災害時には、「自身の安全確保、傷病者の救援・救護、情報の収集・確認、行動の決定」という手順で行動する等、状況を確認して、無理のない行動を原則とする ④ 災害用伝言板サービスや災害用伝言ダイヤル 171 等を利用した安否の確認</p> <p>(2) 一斉帰宅の抑制 大震災や事故等により広域に交通障害が発生した場合、膨大な数の帰宅困難者の発生が予測され、これらが一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる。 そのため、「慌てて移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。また、平日に発生した場合の帰宅困難者は、事業所や学校に所属する人が多いため、事業所や学校の協力による一斉帰宅の抑制を図る。</p>	①

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
152	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第2節交通の確保計画	222	(新設)	<p>(3) 駅周辺等滞留者への支援 大震災や事故等により、本市内において帰宅困難となった人々が一時的に滞在することができるよう、駅周辺の施設やホテル等、民間施設との協定を締結し、帰宅困難者に「一時避難場所」を提供する。</p> <p>(4) 徒歩帰宅者支援対策 大震災や大規模事故などで、交通障害の発生により徒歩帰宅者が発生した場合、徒歩帰宅者が安全に帰宅経路を選択できるように、道路情報等を提供する。 また、帰宅途上における水分補給やトイレ利用、仮眠、季節によっては採暖や熱中症対策などの支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店などの民間施設に「災害時帰宅支援ステーション」として支援を行うよう協力を要請し、協定を締結する。</p> <p>(5) 都市の安全確保対策 (削除) 駅周辺等における滞留者等の安全を確保するため、退避経路、退避施設の確保及びその表示、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導及び標識設置、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による都市の安全確保対策を進める。</p> <p>[事業所・学校等] 事業所・学校等では、自らの従業員や教職員・児童生徒を一定期間施設内に留め、食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、家族間の安否確認等の体制整備に努める。</p>	①
153	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第6節緊急輸送計画	230	<p>(1) 輸送ルートの確保 ② 海上輸送 陸上の状況によって、海上輸送が有効になる場合については、適切な運航が図られるよう関係機関に要請する。 [市] 市は、旅客船及び貨物船事業者の協力を得て緊急輸送を行う措置を図る。</p> <p>[港湾等の管理者] 港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧等を行う。</p> <p>[県] 県有船舶を活用した輸送措置を図る。</p> <p>③ 空路輸送 空輸による輸送が適切な場合は、関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、ヘリコプター基地の確保を図る。 [市] 空輸による輸送が適切な場合は、県に要請すると同時にヘリコプター基地の確保を図る。</p> <p>[県] 岡山空港及び岡南飛行場の利用に備え、航空管制等の必要な調整を図る。</p>	<p>1 輸送ルートの確保 (略) (2)海上輸送 陸上の状況によって、海上輸送が有効になる場合については、適切な運航が図られるよう関係機関に要請する。 [市] 陸上輸送が途絶した場合や、陸上輸送のみでは必要な物資等の輸送が十分でない場合は、中国運輸局に船舶のあっせんを要請し、旅客船及び貨物船事業者の協力を得て、緊急輸送を行う措置を図る。 (略) (3)空路輸送 空輸による輸送が適切な場合は、関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、ヘリコプター基地の確保を図る。 [市] 陸上輸送が途絶した場合に伴い、緊急に空路輸送が必要となる場合は、県に空路輸送を要請する。(削除) に。また、ヘリコプターの運航が安全・確実に行えるよう、ヘリコプター基地の確保を図る。 [県(岡山空港管理事務所)] 岡山空港及び岡南飛行場の利用に備え、航空管制等の必要な調整を図る。</p>	③
154	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第11節 文教対策計画	232	第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第12項ボランティアの受入れ・調整計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第3章 緊急活動 第7節 ボランティア受入れ・調整計画	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
155	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第7節ボランティアの受入れ・調整計画	233	<p>1 方針</p> <p>災害時には、被災地内外からのボランティアによる多様な支援活動の申し出があると予想される。このため、市及び県、日赤県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、<u>（追記）</u>ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入や活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</u></p>	<p>第1項 方針</p> <p><u>（削除）</u>市及び県、日赤県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、被災地内外からのボランティアに対する被災者のニーズの把握<u>（削除）</u>、ボランティアの受付、調整等その受入体制の確保に努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等と連携を図<u>（削除）</u>り、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開する<u>（削除）</u>とともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p> <p><u>（削除）</u></p>	③
156	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第7節ボランティアの受入れ・調整計画	233	<p>2 対策</p> <p>[市]</p> <p>市災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>1 各機関の実施内容</p> <p>[市]</p> <p>指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。</p> <p>また、<u>共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	③
157	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第3章 緊急活動 第7節 ボランティア受入れ・調整計画	233	<p>[県]</p> <p>(略)</p> <p>また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。</p>	<p>[県]</p> <p>(略)</p> <p>また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、<u>募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。</u></p>	③
158	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第7節ボランティアの受入れ・調整計画	234	<p>[社会福祉協議会]</p> <p>県・市町村社会福祉協議会は、要配慮者等を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、市及び県と協議し、ボランティア募集範囲等について判断する。</u></p> <p>① <u>県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>② <u>被災市町村の社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>③ <u>被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。</u></p>	<p>[社会福祉協議会]</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>① <u>県・市社会福祉協議会は、要配慮者等を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の業務を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>② <u>〔削除〕</u> 社会福祉協議会は、<u>（削除）</u> 災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③ <u>〇市の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。</u></p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
159	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章緊急活動 第1節 道路啓開 第2節 交通の確保計画 第3節 消火活動に関する計画 第4節 危険物施設等の応急対策計画 第5節 災害警備活動に関する計画 第6節 緊急輸送計画	—	第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第5項 道路啓開 第6項 交通の確保計画 第7項 消火活動に関する計画 第8項 危険物施設等の応急対策計画 第9項 災害警備活動に関する計画 第10項 緊急輸送計画	第3部□地震・津波災害応急対策計画 第3章□緊急活動 第1節 道路啓開 第2節 交通の確保計画 第3節 消火活動に関する計画 第4節 危険物施設等の応急対策計画 第5節 災害警備活動に関する計画 第6節 緊急輸送計画	③
160	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 被災者の救助・保護 第11節 文教対策計画	—	第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第11項救援物資等の受入れ・集積・搬送・配分計画	(削除)	③
161	第3部地震・津波災害応急対策計画 第2章緊急活動 第11節救援物資等の受入れ・集積・搬送・配分計画	—	第11項 救援物資等の受入れ・集積・搬送・配分計画 1 方針 被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災状況を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 なお、受入地は被災地の外に設け、仕分作業の後、必要に応じ適切に搬送することとし、県、市、住民の作業分担を明確にする。 また、陸上以外にも、海上、空からのルートについても検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。 《参照》 ○調達物資に係る計画（資料編）	(削除)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
162	第3部地震・津波災害応急対策計画 第2章緊急活動 第1節救援物資等の受入れ・集積・搬送・配分計画	—	<p>2 対策</p> <p>(1) 必要とする物資等の把握・情報提供</p> <p>[市]</p> <p>市は、指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。</p> <p>また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。</p> <p>なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、市域内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。</p> <p>[県]</p> <p>県は、被災市町村の情報を速やかに把握し、県内で調達できない物資の種類と数量並びに県内の受入地を国及び災害時における応援協定を締結している他の県に連絡し、応援を要請するとともに報道機関の協力を受けて全国に協力を要請する。</p> <p>また、その際、物資の梱包や送付方法の正確な広報に努めるものとする。</p> <p>県は、届いた物資の品目及び数量の把握に努め、過剰となっている物資を国、協定県等に報告し、全国に公表して協力・理解を得ることにより過剰な物資の流入を極力避ける。</p> <p>また、県は被災市町村における備蓄物資等が不足する場合、災害応急対策を的確に行うことが困難であることを認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たないで被災市町村に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>[地域]</p> <p>避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。</p> <p>なお、市が指定している避難所以外に避難している被災者、あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については平素から組織している地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡する。</p> <p>(2) 物資の受入体制等</p> <p>[市]</p> <p>市は、あらかじめ地域内輸送拠点として指定する公民館、小中学校体育館等の候補地の中から状況に応じて適当な地域内輸送拠点を確保するとともに、職員を配置し、受入地から搬送された物資の保管及び指定避難所等からの要請による必要な物資の配布を行う。</p> <p>なお、市域内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して地域内輸送拠点を確保する。</p> <p>[県]</p> <p>県は、被災者等への迅速な物資の配送を行うため、あらかじめ県内の物資の受入拠点のネットワーク化及び物資の需要と供給に関する情報の一元化を図るよう努める。国又は他県からの物資の受入拠点（広域物資輸送拠点）は次のとおりとし、当該拠点が被災する等、使用が困難となった場合には、代替拠点のうちから被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市町村の受入拠点の状況、物資の流通状況等）に応じ、効率的な支援が可能となる場所を県が指定する。</p> <p>また、被災した場合には、他県等から大量の支援物資が送付されることから、必要に応じ、ノウハウ（荷さばき機器を使用した大量の物資の積み卸し、保管、仕分け、配送など）を持つ民間流通事業者と協力し、効率の良い物資の配送体制の構築に努める。広域物資輸送拠点：岡山県総合展示場コンバックス岡山、岡山空港貨物ターミナルビル第2棟代替拠点：物資の保管等に関する協定に基づく民間物流倉庫等</p> <p>[地域]</p> <p>指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送・配布等を積極的に行うものとする。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
163	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第2章 緊急活動 第1.1節 救援物資等の受入れ・集積・搬送・配分計画	—	<p><u>(3) 輸送方法</u></p> <p><u>[市]</u> 市は、道路・橋梁等の被害状況を把握し、集積場所までの輸送ルートを設定し、図面等により県に報告する。 また、安全なヘリコプター臨時離着陸場の確保を行い、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。集積場所から指定避難所等への輸送については、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努めるとともに県トラック協会等に協力を要請し行う。</p> <p><u>[県]</u> 県は、受入地から集積場所への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続きをしておき、災害発生時の迅速な同道路の指定を受けて一般車両の通行を規制する。輸送に当たっては、県トラック協会に調整業務等への参画、施設の活用等の協力を要請するとともに必要な場合は公用車によっても対応する。 陸上ルートが遮断された場合等にあつては、海上ルートやヘリコプターの利用等による輸送を検討することとし、漁業事業関係者あるいは自衛隊への協力要請、民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。 また、海上輸送及び空路輸送の拠点等は次のとおりとする。 海上輸送拠点：水島港、岡山港、宇野港 空路搬送拠点（候補地）：岡山空港</p> <p><u>[運送事業者である公共機関]</u> 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。</p> <p><u>(4) 物資の配布方法</u></p> <p><u>[市]</u> 指定避難所に搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自治会組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者等を優先する。また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じること等により、援助物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。</p> <p><u>[地域]</u> 指定避難所以外で生活をする被災者に対して援助物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して援助物資を届ける等の支援を行う。</p> <p>◆ 物資等のルート</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
164	第3部地震・津波災害応急対策計画 第2章緊急活動 第1節1節救援物資等の受入れ・集積・搬送・配分計画	—	(5) 運送の要請と指示 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。	(削除)	③
165	第3部地震・津波災害応急対策計画 第3章民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	236	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第1項 要配慮者支援計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第1節 要配慮者支援計画	③
166	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第1節 要配慮者支援計画	236	(1) 要配慮者支援体制 [市] 要配慮者（追記）等対策を行うに当たっては、要配慮者（追記）支援を行うチームを組織するものとし、市独自の対応が困難な場合は、県又は他の市町村へ応援を要請する。	1 要配慮者支援体制 [市] 要配慮者の安否確認や避難誘導、避難所等での避難生活の支援等を（削除）行うために（削除）、要配慮者の情報の把握に努める。また、（削除）市独自の対応が困難な場合は、県又は他の市町村へ応援を要請する。	③
167	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第1節 要配慮者支援計画	236	(2) 福祉避難所の開設 [市] 市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の（追記）対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、（追記）福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。 なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市での対応が困難な場合は、（追記）他市町村又は県へ応援を要請する。 [県] 県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況等情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他府県に対して要配慮者の受入れを要請する。	2 福祉避難所の開設 [市] 指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の受入れの対象（削除）者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、市災害対策本部、保健福祉部を通じて福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。 なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市での対応が困難な場合は、宿泊施設の協定事業者や他市町村又は県へ応援を要請する。 [県] （削除）市（削除）における福祉避難所の開設状況等情報の収集を行い、（削除）必要に応じて、他市町村、関係団体及び他府県に対して要配慮者の受入れを要請する。 （略）	③
168	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第1節 要配慮者支援計画	237	(3) 宿泊施設提供事業の実施 市と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者等の避難場所として、（追記）組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。 市は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。 （略） (4) 迅速な避難 [市] 市は、消防機関、県警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画にしたがって、地域住民が要配慮者とともに避難できるよう配慮するものとする。 （削除）	3 宿泊施設提供事業の実施 [市] （削除）指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者等の避難場所として、岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員が所有するホテル・旅館（削除）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。 （削除） （略） 4 迅速な避難 [市] 消防機関、県警察等と連携し、（削除）地域住民が要配慮者とともに避難できるよう配慮するものとする。 （略）	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
169	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第1節 要配慮者支援計画	238	<p>(5) 避難後の対応 [市] 市は要配慮者等を支援するため、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル及び避難支援全体計画に従い、次の措置をとる。</p> <p>① 地域社会の協力を得て速やかに要配慮者等の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。</p> <p>② ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。</p> <p>③ 災害時要援護の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>④ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。</p> <p>⑤ 指定避難所・居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。</p> <p>⑥ 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者等の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。また、必要があれば、エコノミー症候群対策、傷病、打撲等の処置等を協定先等と協力して行う。</p> <p>⑦ 指定避難所又は在宅等の要配慮者等のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。</p> <p>なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。</p> <p>⑧ 市において、対応者が不足する場合は県に支援の要請をする。</p> <p>また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。</p>	<p>5 避難後の対応 [市] 要配慮者等を支援するため、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル及び避難支援全体計画に従い対応するものとする。（削除）</p>	③
170	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第3章 民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	239	<p>第3章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 民生安定活動 第2項 被災者に対する情報伝達・広報計画 第1 情報伝達体制</p>	<p>第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2節 被災者に対する情報伝達・広報計画 第2-1節 情報伝達体制</p>	③
171	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	239	<p>(1) 被災者への情報伝達 [市] 広報車や自主防災組織等を通じ、事前に定めた広報事項について広報を行うとともに、必要に応じ県に広報の要請を行う。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシなど紙媒体の貼り出し、配布等や広報車を利用するなどにより、適切に情報提供がなされるものとする。 (追記) なお、広報事項の主なもの、次のとおりである。 (略)</p>	<p>第1項方針 (削除) 被災者等に対して大規模停電時も含め必要な情報が確実に伝達され(削除) 共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。防災行政無線の整備やI P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 また、(削除) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ活用するほか(削除)、指定避難所への掲示、広報車、Webサイト、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、臨時災害FM局の開設等を活用して、情報伝達の多重化・多様化に努める。 その際、障害者や外国人等の要配慮者、(削除) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に配慮する。 特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。 広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち情報の混乱が生じないようにする。</p>	①、③
172	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	239	<p>2 対策 市及び県は、要配慮者を始め、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市及び県が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p>	<p>第3項実施内容 市及び県は、(削除) 被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努めるとともに、居住地以外の市町村への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市及び県が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p>	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
173	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	239	(1) 被災者への情報伝達 [市] 広報車や自主防災組織等を通じ、事前に定めた広報事項について広報を行うとともに、必要に応じ県に広報の要請を行う。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシなど紙媒体の貼り出し、配布等や広報車を利用するなどにより、適切に情報提供がなされるものとする。 (追記) なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。 (略)	1 被災者への情報伝達 [市・自主防災組織] 広報車や自主防災組織等を通じ、以下に示す（削除）広報事項について広報を行うとともに、必要に応じ県に広報の要請を行う。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから（削除）チラシなど紙媒体の貼り出し、配布等や広報車を利用するなどにより、適切に情報提供がなされるようにとする。 また、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。加えて、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。 (削除) (略)	①、③
174	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	240	[ライフライン事業者] ライフライン事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。 (追記) なお、適宜、県・市にこれらの情報提供をするものとする。 (追記)	[ライフライン事業者] 水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報するとともに、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。 なお、適宜、県・市にこれらの情報提供をするものとする。 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。	①、③
175	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	240	(2) 指定避難所避難者への情報伝達等 [市] 市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。 (略)	2 指定避難所避難者への情報伝達等 [市] (削除) 効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を岡山市避難所運営マニュアルで定めておく。 (略)	③
176	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-1節 情報伝達体制	240	(3) 避難者の安否確認への対応 [市] 市は、住民の安否情報を各指定避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。 なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、職員の配置と専用電話を設置するものとする。	避難者の安否確認への対応 [市] (削除) 住民の安否情報を各指定避難所単位で収集し、災害対策本部においても（削減）管理できるよう、岡山市避難所運営マニュアルで（削除）あらかじめその対応方法について定めておく。 (削除)	③
177	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第3章 民生安定活動 第9節 災害廃棄物処理計画	241	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 民生安定活動 第2項 被災者に対する情報伝達・広報計画 第2 報道関係への対応	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2節 被災者に対する情報伝達・広報計画 第2-2節 報道関係への対応	③
178	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-2節 報道関係への対応	241	(1) 情報の提供及び報道の要請 (略) オ その他の関係情報 なお、情報提供・報道要請に当たっては、(追記) 次の点に配慮する。 (ア) 関係各部署は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。 (イ) 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。 (ウ) 報道機関へ情報を提供する場合には、県と連絡をとりあい、情報の錯綜を生じないようにする。	1 情報の提供及び報道の要請 (略) ⑤ その他の関係情報 なお、情報提供・報道要請に当たっては、県と連絡をとりあい、情報の錯綜を生じないようにする。（削除）	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
179	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第2-2節 報道関係への対応	241	(2) サイレントタイムの設定 [市] 市は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを策定しておく。	2 サイレントタイムの設定 [市] 消防機関では、県の示した指針に沿って、サイレントタイムを設定できるように（削除）しておく。 (略)	③
180	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第3節 風評・パニック防止対策	243	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第3項 風評・パニック防止対策	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第3節 風評・パニック防止対策	③
181	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第4節 ゴミ・し尿処理計画	244	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第8項 ゴミ・し尿処理計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第4節 ゴミ・し尿処理計画	③
182	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第4節 ゴミ・し尿処理計画	244	1 方針 震災時に発生するごみ及びし尿等の処理については、速やかに収集・処理して、生活環境の保全を図る（追記）ため、国の災害廃棄物対策指針に基づいて災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、岡山市における被災想定調査の結果を踏まえ、具体的に示すものとする。	第1項方針 震災時に発生するごみ及びし尿等（削除）については、速やかに収集・処理して、生活環境の保全を図る必要があるため、国の災害廃棄物対策指針に基づいて災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の（削除）処理を含めた体制を構築する。（削除）	③
183	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第5節 災害廃棄物処理計画	246	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第9項口 災害廃棄物処理計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第5節 災害廃棄物処理計画	③
184	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第5節 災害廃棄物処理計画	246	(1) 施設の復旧計画 [市・県] 市は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境へも影響を及ぼすため、日常から施設の管理を十分に行うとともに、施設の計画的な整備、更新等を行う。 県はこれらの管理、整備、更新等が行われるよう必要な助言等を行う。 また、被害が生じた場合、市は迅速にその状況を把握し、応急復旧を図るとともに、被害状況を県に報告し、ごみ収集作業に影響を与える場合は、期間を定めて他の処理施設へ処理を依頼する等の方策をたて、効果的な処理を行う。 <u>（追記）</u> 県は、市町村区域内での処理が不可能な場合は、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整及び助言を行うとともに、さらに広域的な処理が必要な場合は、国と連携し支援の調整を行う。	1 施設の復旧計画 [市] <u>（削除）</u> 廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境へも影響を及ぼすため、日常から施設の管理を十分に行うとともに、施設の計画的な整備、更新等を行う。 <u>（削除）</u> また、被害が生じた場合、 <u>（削除）</u> 迅速にその状況を把握し、応急復旧を図るとともに、被害状況を県に報告し、ごみ収集作業に影響を与える場合は、期間を定めて他の処理施設へ処理を依頼する等の方策をたて、効果的な処理を行う。 <u>（削除）</u> [県] 廃棄物処理施設の管理、整備、更新等が行われるよう市へ必要な助言等を行う。また、市区域内での処理が不可能な場合は、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整及び助言を行うとともに、さらに広域的な処理が必要な場合は、国と連携し支援の調整を行う。	①、③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
185	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6節 防疫及び保健衛生計画 第6-1節 感染症等予防	248	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第10項 防疫及び保健衛生計画 第1 感染症等予防	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6節 防疫及び保健衛生計画 第6-1節 感染症等予防	③
186	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6節 防疫及び保健衛生計画 第6-1節 感染症等予防	248	⑤ 指定避難所における感染症対策 ア 指定避難所の過密状態防止 <u>(ア) 市民に対してハザードマップ等で安全を確認したうえで親族・友人宅への避難や、自宅での垂直避難を検討することを周知・啓発する。</u> <u>(イ) 避難情報が発令された区域内に加え隣接する地域の指定避難所を開設する。</u> <u>(ウ) 避難者同士の間隔を1メートル程度確保する。</u> <u>(エ) 大雨時に浸水被害想定のない指定避難所での車中泊避難場所を確保する。</u> <u>(オ) ホテルや旅館等を活用する。</u>  イ 指定避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底 定期的な体温測定や清掃、消毒等感染症予防対策を周知・啓発する。 ウ 避難者自身に感染予防・感染症拡大防止措置を行ってもらうための周知・啓発 <u>(ア) 市民に対して、個人に必要なマスク、除菌シート、体温計、ゴム手袋、食料等を持参することを周知・啓発する。</u> <u>(イ) 咳をする時は、ハンカチ等で口を押える咳エチケットを周知・啓発する。</u> エ 予防対策品の配備 <u>予防対策用品を配備する。（マスク・消毒液・非接触体温計・ベッド・パーティション等）</u> オ 体調不良の避難者への適切な対応 <u>発熱や咳のある避難者のための専用スペース（居室・トイレ）を確保する。</u>	第3項 実施内容 （略） <u>(5)指定避難所における感染症対策</u> <u>指定難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康状態の調査、防疫活動を実施する。</u> <u>（削除）</u>	③
187	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6節 防疫及び保健衛生計画 第6-2節 健康管理	250	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第10項 防疫及び保健衛生計画 第2 健康管理	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6節 防疫及び保健衛生計画 第6-2節 健康管理	③
188	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6-2節 健康管理	250	2 対策 [県] （略） ② 県内他地域からの保健所医師・保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。 <u>（新設）</u>	[県] （略） ② 県内他地域からの保健所医師・保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。 ③ <u>避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T）を避難所へ派遣する。</u>	①



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
189	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6節 防疫及び保健衛生計画 第6-3節食品衛生 第6-4節公衆衛生活動	250	第3章地震・津波災害応急対策計画 第3節民生安定活動 第10項 防疫及び保健衛生計画 第3食品衛生 第4公衆衛生活動	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第4章 民生安定活動 第6節 防疫及び保健衛生計画 第6-3節食品衛生 第6-4節公衆衛生活動	③
190	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第1-1節 ガス施設応急計画	254	第3章地震・津波災害応急対策計画 第4節機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第1 ガス施設応急計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第1-1節 ガス施設応急計画	③
191	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第1-2節 上水道施設応急計画	255	第3章地震・津波災害応急対策計画 第4節機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第2 上水道施設応急計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第1-2節 上水道施設応急計画	③
192	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第1節ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画 第1-2節 上水道施設応急計画	255	（1） 応急給水の実施 水道施設の被災により各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。この場合、地震発生後は、避難所や医療施設等を中心に施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により被災地の状況等を把握した上で要配慮者等に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。	1 応急給水の実施 水道施設の被災により各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。この場合、地震発生後は、避難所や医療施設等を中心に施設の性格に応じた優先的な給水を実施する(削除)。	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
193	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第1節ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画 第1-2節 上水道施設応急計画	255	<p>（3） 他自治体等との協力体制の整備 災害時に備えて隣接都市や関係機関等相互に支援協定や資器材を融通するなど協力体制を整えている。</p> <p>① 公益社団法人日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱 ② 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 災害に備え、会員（市町村）相互の支援体制を整備している。これらの支援では不十分な場合には、日本水道協会等を通じて他都道府県への協力支援を要請する。</p> <p>③ 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書 大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、水道事業に関し、相互に飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について整備している。</p> <p>④ 緊急用資材の共同運用業務に関する協定書（倉敷市水道局） 資材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、資材の調達体制を確保している。</p> <p>⑤ 災害時等における水道施設の応急復旧等に関する協定書（岡山市管工設備協同組合） 水道施設の事故が発生した場合の迅速な復旧体制を確保している。</p> <p>⑥ 渇水時等における水道水の相互融通に関する基本協定（倉敷市） ⑦ 災害時等における水道水の相互融通に関する基本協定（玉野市） 地震、異常渇水その他の災害により、給水等に支障が生じた場合に、本格的な復旧が行われるまでの間、応急的に応援給水等が行えるよう配水管を接続し、水道連絡管として整備している。</p> <p>⑧ 災害時等における支援及び協力に関する協定書（第一環境） ⑨ 災害時等における支援・協力に関する基本協定書（日本建設機械レンタル協会） ⑩ 災害時等における支援・協力に関する基本協定書（岡山県配電盤工業協同組合） 地震その他の災害が発生した場合、また発生するおそれがある場合における支援協力体制を確保している。</p> <p>⑪ 災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書（神戸市水道局） ⑫ 災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書（新潟市水道局） ⑬ 災害時等における応急給水等の応援に関する協定書（㈱アクタス） ⑭ 東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救助活動に関する覚書（東京都水道局）</p>	<p>3 他自治体等との協力体制の整備 水道部は、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断された場合、県及び公益社団法人日本水道協会岡山県支部に属する各水道事業者に対して応援を要請する。県内の支援で不十分な場合には、公益社団法人日本水道協会等を通じて他府県へ、また、大都市水道局災害相互応援に関する覚書を締結している都市に応援幹事都市を通じて応援を要請する。</p>	③
194	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第1-3節 工業用水道施設応急計画	256	<p>第3章地震・津波災害応急対策計画 第4節機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第3 工業用水道施設応急計画</p>	<p>第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第1-3節 工業用水道施設応急計画</p>	③
195	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第1節ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画 第1-3節 工業用水道施設応急計画	256	<p>（2） 電気施設 地震発生により中国電力ネットワーク株式会社の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機等によりポンプ等の電源を確保し、給水の確保に努める。</p>	<p>2 電気施設 地震発生により停電した（削除）場合、非常用発電機等によりポンプ等の電源を確保し、給水の確保に努める。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
196	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画第1-4節 電力施設応急計画 第1-5節 電気通信施設応急対策計画	257	第3章地震・津波災害応急対策計画 第4節機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第4 電力施設応急計画 第5 電気通信施設応急対策計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1節 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画第1-4節 電力施設応急計画 第1-5節 電気通信施設応急対策計画	③
197	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第1節ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画 第1-5節 電気通信施設応急対策計画	259	第5 電気通信施設応急対策計画 〔N T T西日本岡山支店〕 （略） （新設） ⑥ 災害復旧を行う。	第2項 実施内容 〔N T T西日本〕 （略） ⑥ 情報共有を行う。 ⑦ 災害復旧を行う。	③
198	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第1-6節下水道施設応急対策計画	260	第3章地震・津波災害応急対策計画 第4節機能確保活動 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急計画 第6節下水道施設応急対策計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第1-6節下水道施設応急対策計画	③
199	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第1節ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画 第1-6節下水道施設応急対策計画	260	第6 下水道施設応急対策計画 〔市・県〕 （1）市が管理する下水道施設については、緊急輸送道路、災害拠点病院、広域避難所に接続する重要な管渠ルートの確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステム等についても検討する。 また、県は、被害の状況によっては、市からの要請又は独自の判断により、人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。 ① 管渠施設 市の管理する管渠施設は延長が長大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没等想定される影響は大きい。 このため、日頃から下水台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などによりできる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没等による二次被害の発生を防止する。 （略）	第2項 実施内容 〔市〕 市が管理する下水道施設については、緊急輸送道路、災害拠点病院、広域避難所に接続する重要な管渠ルートの確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステム等についても検討する。 （削除） 1) 管渠施設 市の管理する管渠施設は延長が長大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されていることから、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没等想定される影響は大きい。 このため、日頃から下水台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じて仮設ポンプ、仮設配管等の措置による応急復旧を行う。また、これらにより地表面の陥没等による二次被害の発生を防止する。 （略）	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第3部地震・津波災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
200	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第1節ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画 第1-6節下水道施設応急対策計画	260	第2項実施内容 [市・県] (略) ② 下水処理場、ポンプ場施設 発生後、直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なために短期での下水処理機能の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより <u>応急的な機能確保を講ずる。</u> <u>(追記)</u> <u>(2) 県管理の下水道施設について、次のとおり措置を講ずる。</u> 管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。このため、日頃から下水道台帳の整備やテレビカメラ等の資機材の調達に努め、発生時における迅速な被害状況の把握に努める。	第2項 実施内容 [市・県] (略) 2) 下水処理場、ポンプ場施設 発生後には、 <u>迅速に施設の緊急点検を行い、緊急措置を講ずる。</u> また、被害が甚大なために短期での下水処理機能の回復が困難な場合には、 <u>仮設消毒池の設置などの応急復旧を行う。</u> <u>[県]</u> <u>県は、被害の状況によっては、市からの要請又は独自の判断により、人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。</u> <u>また、県管理の(削除)管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。このため、日頃から下水道台帳の整備やテレビカメラ等の資機材の調達に努め、発生時における迅速な被害状況の把握に努める。</u>	①、③
201	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第2節 公共施設等応急計画	261	第3章地震・津波災害応急対策計画 第4節機能確保活動 第3項 公共施設等応急計画	第3部 地震・津波災害応急対策計画 第5章 機能確保活動 第2節 公共施設等応急計画	③
202	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第2節 公共施設等応急計画	261	1 方針 大規模な地震においては、各種の災害が同時・複合的に発生し甚大な被害が予想されるため、各公共施設の管理者は緊急点検と被害状況の把握に努め、緊急活動、二次災害や被災者の生活確保を優先した復旧を行う。 また、必要に応じ、他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。	第1項方針 大規模な地震においては、各種の災害が同時・複合的に発生し甚大な被害が予想されるため、各公共施設の管理者は緊急点検と被害状況の把握に努め、緊急活動、二次災害や被災者の生活確保を優先した復旧を行う。 <u>(削除)</u>	③
203	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第3節 公共施設等応急計画	261	(1) 復旧体制の整備 [市・国・県・その他公共施設管理者] (略) ② 市・県及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との協定の締結等に努める。 <u>(追記)</u> ③ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。	1 復旧体制の整備 [市] (略) ③ <u>(削除)</u> 人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との協定の締結等に努める。 <u>[公共施設管理者]</u> ① <u>(削除)</u> 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。	③
204	第3部地震・津波災害応急対策計画 第4章機能確保活動 第3節 公共施設等応急計画	262	(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画 ② 砂防関係施設等の応急対策 (略) エ 県及び気象台は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。 オ 気象台は、必要に応じて大雨注意報、大雨警報（土砂災害）の発表基準の引下げを実施する。	2 各公共施設ごとの応急復旧計画 (2) 砂防関係施設等の応急対策 (略) <u>(削除)</u>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第4部地震・津波災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画	267	第1節復旧・復興計画 被災地の復旧・復興については、被災者の再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 <u>(追記)</u>	第1章 復旧・復興計画 被災地の復旧・復興については、被災者の再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 なお、被災後は早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、必要な基礎データの不足や喪失や復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じた。これを踏まえ、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進める。	②
2	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第1節地域の復旧・復興の基本方向の決定	267	第1項地域の復旧・復興の基本方向の決定 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。 <u>必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。</u> 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。 <u>(追記)</u> 3 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員を派遣その他の協力を求める。 <u>(追記)</u>	第2項 実施内容 〔市・県〕 ①〔削除〕被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。 <u>(削除)</u> ②被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。 ③観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。 〔市〕 ①災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員を派遣その他の協力を求める。 ②被災後の早期復旧・復興を実現するため、以下の項目を定めた事前復興計画の策定を検討する。 ア 復興体制の事前検討 イ 復興手順の事前検討 ウ 復興訓練の実施 エ 基礎データの事前整理、分析 オ 復興における目標等の事前検討	②、③、④

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第4部地震・津波災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
3	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	—	<p>2 対策</p> <p>[市・県]</p> <p>市、県は、被災者等の生活を支援するために、次の措置を行う。</p> <p>(1) 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。</p> <p>(2) 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は国と連携し、市の活動の支援に努める。</p> <p>(3) 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平常時において、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。災害発生後においては、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家被害等の調査体制や、罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>(4) 県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p>(5) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>(6) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市町村が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。また、県は、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。</p> <p>(7) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>(8) 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。</p> <p>(9) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった、県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>(10) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>(11) 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>市は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の調査から罹災証明発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第4部地震・津波災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
4	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	—	<p>(12) 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。</p> <p>(13) 市及び県は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p> <p>(14) 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。</p> <p>(15) 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。</p> <p>(16) 市は、関係機関や団体と連携・協力し、子どもの居場所の設置に努め、被災や避難所生活などの環境の変化による子どもへの心身の影響の軽減を図るとともに、子育て世帯への生活再建等の支援をおこなう。</p> <p>(17) 災害復興期においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。</p> <p>(18) 市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。</p> <p>併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第4部地震・津波災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
5	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	267	(新設)	<p>第3項実施内容</p> <p>(1)住まいの確保 〔市・県〕 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報を提供する。 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、国の「防災集団移転促進事業」を活用するなど、極力安全な地域への移転を推奨する。 〔市〕 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。 〔県〕 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。また、国と連携し、市の活動の支援に努める。</p> <p>(2)生活資金等の支給等 〔市・県〕 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。 〔県〕 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。 また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。</p> <p>(3)被災者の見守り、相談支援等 〔市〕 応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要</p> <p>(4)被災者等の中長期的な心のケア 〔県〕 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。 このため県は、市が行う精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。</p> <p>(5)雇用の確保等 〔市・県〕 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。</p>	①、③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第4部地震・津波災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
6	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	269	(新設)	<p>(6)迅速な罹災証明書の交付</p> <p>〔市〕 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住宅等の被害調査体制や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定める。 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</p> <p>〔県〕 発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け罹災説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。 市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 災害による住家等の被害の程度や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(7)情報、サービスの提供等</p> <p>〔市・県〕 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>〔市〕 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>〔県〕 災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	①、③
7	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第3節公共施設等の復旧・復興計画	271	<p>1 方針 公共施設等の復興計画は、被災者の生活再建を支援するとともに、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のため、基礎的な条件づくりを目指す。このため、復興計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等によっては必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。</p> <p>(追記) 県警察は、県及び市と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	<p>第1項 方針 公共施設等の復興計画は、被災者の生活再建を支援するとともに、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のため、基礎的な条件づくりを目指す。このため、復興計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等によっては(削除)、さらに災害に強いまちづくり計画についても検討する。</p> <p>国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。 県警察は、県及び市と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	①



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第4部地震・津波災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
8	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第3節公共施設等の復旧・復興計画	272	<p>(3) さらに災害に強いまちづくり計画の作成 (略)</p> <p>② <u>土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用</u> 計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅・オープンスペースの確保・耐震性貯水槽の設置・ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。</p> <p>③ 被災市街地復興特別措置法等の活用 建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や<u>土地区画整理事業等の特例</u>を活用するとともに、特定行政庁（岡山市・県）は建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。</p>	<p>3 さらに災害に強いまちづくり計画の作成 (略)</p> <p>(2) <u>(削除)</u> 都市再開発事業等の活用 計画の実施に当たっては、<u>(削除)</u> 都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅・オープンスペースの確保・耐震性貯水槽の設置・ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。</p> <p>(3) <u>被災市街地復興特別措置法等の活用</u> 建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限 <u>(削除)</u> 等の特例を活用するとともに、市及び県は建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。</p>	③
9	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第4節激甚災害の指定に関する計画	273	<p>(2) 激甚災害の早期指定 激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、市町村において被害が一定基準を超えれば指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、<u>各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図るため、市も協力する。</u> (略)</p>	<p>2 激甚災害の早期指定 [県] 激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、市町村において被害が一定基準を超えれば指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である県危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めると <u>(削除)</u>。 [市] (略)</p>	③
10	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第1章復旧・復興計画 第5節津波災害からの復興計画	275	<p>1 津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり） (略)</p> <p>(1) <u>高台移転も含めた総合的な市街地の再整備</u> 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害時特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。</p> <p>(2) <u>浸水の危険性の低い地域の土地利用計画</u> 必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。 <u>(追記)</u></p>	<p>1 津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり） (略) <u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>浸水の危険性の低い地域の土地利用計画</u> 必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。短時間で避難可能な避難場所等の計画整備 (2) <u>短時間で避難可能な避難場所等の計画整備</u> (略)</p>	③
11	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第2章財政援助等 第1節災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	277	<p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置 (略)</p> <p>④ <u>その他の財政援助措置</u> (略) <u>(追記)</u> 主 雇用保険法による求職者給付に関する特例</p>	<p>2 激甚災害に係る財政援助措置 (略)</p> <p>(4) <u>その他の財政援助措置</u> (略)</p> <p>⑦ <u>公共土木施設・公立学校施設・農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助</u> ⑧ <u>雇用保険法による求職者給付に関する特例</u></p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第4部地震・津波災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
12	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第2章財政援助等 第3節義援金等の配分計画	282	<p>2 対策 〔市・県・義援金品募集团体〕</p> <p>① 義援金品の募集 市、県は大規模な災害が発生し、必要があると認めるときは、日本赤十字岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。 なお、市民、企業等は、義援金品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示するなど、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。 （略）</p> <p>③ 義援金品の配分 市、県及び関係団体等は、義援金品配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。</p>	<p>第3項実施内容 〔市・県・社会福祉協議会・日赤県支部義援金品募集团体〕</p> <p>(1) 義援金品の募集 市、県は大規模な災害が発生し、必要があると認めるときは、日本赤十字岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。 また（削除）義援金品を提供する場合には、（削除）品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。 （略）</p> <p>(3)義援金品の配分 市、県及び関係団体等は、義援金品配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を決定しておく等して、できるだけ迅速な配分に努める。</p>	③
13	第4部地震・津波災害復旧・復興計画 第2章財政援助等 第3節義援金等の配分計画	282	<p>（新設）</p>	<p>2 義援金の管理 〔市〕 受付けを行う場合は、次の方法の中から実施する。</p> <p>(1) 義援金の受付 個人や事業所等から義援金を受付けたときは、寄託者へ受領書を交付するものとする。</p> <p>(2) 配分 一般から拠出された義援金で、市に寄託されたもの又は県等から送付されたものは次の方法により配分する。</p> <p>1) 配分基準 被災者の救護は、現物により実施することが災害救助法の主旨であるが、義援金については、現金で配分する。</p> <p>2) 配分の時期 配分は、できる限り寄託を受けた都度行うことを原則とする。ただし、義援金等が少量の場合は、一定金額に達したとき行う。</p> <p>(3) 義援金の保管 義援金は、歳入歳出外現金として、会計管理者が保管する。</p> <p>(4) 帳簿の整備 保健福祉局は、義援金の募集及び配分に関して、次の書類・帳簿を作成し、保管する。</p>	③

◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第5部南海トラフ地震防災対策推進計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章総則 第1節南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	289	2 計画の性格 (1) この計画は、岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。 (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日中央防災会議策定）等を踏まえて作成する。	2 計画の性格 ①この計画は、岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第5部として作成する。 ② この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。	③
2	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章総則 第3節南海トラフ地震の被害の特徴	291	2 揺れと津波の複合災害 (略) したがって、地震の強振動による建物被害及び土砂災害・被害家屋からの失火による火災延焼・鉄道や自動車の事故・そして津波の到達による浸水被害等、人的被害や建物被害が複合的かつ甚大に発生すると想定される。 (略)	2 揺れと津波の複合災害 (略) したがって、地震の強振動による建物被害及び土砂災害・被害家屋からの失火による火災延焼・鉄道や自動車の事故・そして津波の到達による浸水被害等、人的被害や建物被害が複合的かつ甚大に発生すると想定される。	③
3	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第3章地震発生時の応急対策等 第1節 地震発生時の応急対策	295	3 二次災害の防止 市は、地震・津波による危険物施設・魚介類の増養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置・関係機関との相互協力等を実施する。 倒壊物の飛散による被害の防止・ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、広報活動や警戒活動を行う。 (略) (追記)	3 二次災害の防止 〔市・県・文部科学省・中国四国産業保安監督部・有害ガス等施設管理者・各施設管理者・危険物取扱施設の管理者〕 地震・津波による危険物施設・魚介類の増養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置・関係機関との相互協力等を実施する。 倒壊物の飛散による被害の防止・ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、広報活動や警戒活動を行う。 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。 (略)	①
4	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第3節 避難対策等	303	第3項 避難対策等 (略) (2) 基本的に気象台から津波警報が発表された場合は、県の公表した津波浸水想定区域図において、浸水地域となっている行政町名に対しては、高齢者等避難を発することとし、潮位プラス津波高さと高潮浸水時における避難指示基準に照らし合わせながら、順次避難指示を行う。 大津波警報が発表された場合は、おおむね津波浸水想定域内（南海トラフ巨大地震）に避難指示を発令する。	第2項 実施内容 (略) イ 基本的に気象台から津波警報等が発表された場合は、県の公表した津波浸水想定区域図において、浸水地域に対して避難指示を発令する。 (削除)	③
5	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第3節 避難対策等	303	(略) 3 市は、避難に適切な指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平常時から周知しておく。 また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、地形的条件等により住民の津波からの避難が特に困難と想定される地域では、(追記)津波避難ビルの指定を行う。 さらに、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。	第2項 実施内容 (略) ③〔削除〕避難に適切な指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平常時から周知しておく。 また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、津波到達時間内に津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定し、緊急的・一時的な避難施設として、津波避難ビルの指定を行う。 さらに、津波浸水想定区域図に基づいて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。	③



◆改訂内容の整理（地震・津波災害対策編 第5部南海トラフ地震防災対策推進計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
6	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章時間差発生等における円滑な避難の確保等 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	311	第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等  南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における県・市町関係機関の役割については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第2項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。	第2項 実施内容 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 〔市〕 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における県・市町関係機関の役割については、第5部第4第2節「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。	③
7	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章時間差発生等における円滑な避難の確保等 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	313	第6 消防機関等の活動 （略） 〔追記〕 2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとるものとする。 3 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。	6 消防機関等の活動 （略） 〔県・その他関係機関〕 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとるものとする。 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。	③
8	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第7章防災訓練計画	322	（略） 4 市は、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う総合防災訓練に加え、県や他の市町村、防災関係機関と連携して、津波警報伝達訓練等、より高度かつ実践的な訓練を実施するよう努める。 （1） 要員参集訓練及び本部運営訓練 （2） 津波警報等の情報収集・伝達訓練 （3） 要配慮者等、滞留旅客等に対する避難誘導訓練 （4） 災害警備及び交通規制訓練 （5） その他、第2章「地震・津波災害予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え」、第12項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。 5 市及び県は、災害時に組織的な活動ができるよう、自主防災組織等による防災訓練の実施を促進する。 第2章「地震・津波災害予防計画」、第1節「自立型の防災活動の促進」、第5項「住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加」に準ずる。 （略）	第2項 実施内容 〔市・県・県警察・自衛隊・防災関係機関・自主防災組織〕 ①防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う総合防災訓練に加え、県や他の市町村、防災関係機関と連携して、津波警報伝達訓練等、より高度かつ実践的な訓練を実施するよう努める。 ア 要員参集訓練及び本部運営訓練 イ 津波警報等の情報収集・伝達訓練 ウ 要配慮者等、滞留旅客等に対する避難誘導訓練 エ 災害警備及び交通規制訓練 オ その他、第2部「地震・津波災害予防計画」、第2章「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え」、第13節「行政機関防災訓練計画」に準ずる。 〔市・自衛隊・海上保安庁・その他防災関係機関・住民・大型小売店、駅、学校、病院、社会福祉施設等の管理者・N T T 西日本・各避難所の施設管理者・自主防災組織〕 （略） ④市及び県は、災害時に組織的な活動ができるよう、自主防災組織等による防災訓練の実施を促進する。 ⑤第2部「地震・津波災害予防計画」、第1章「自立型の防災活動の促進」、第6節「住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加」に準ずる。	③
9	第5部南海トラフ地震防災対策推進計画 第8章地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	325	2 地域住民等に対する教育  〔追記〕市は、県や他の市町村及び防災関係機関等と協力して、地域住民等に対する〔追記〕教育を行うものとする。 防災教育は、あらゆる機会をとらえ、地域の実態に応じて地域単位・職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 なお、その教育方法として、印刷物・ビデオ等の映像・各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。その際、障害者等の要配慮者等に配慮するものとする。 （略）	2 地域住民等に対する教育 〔防災関係機関・施設管理者〕 防災関係機関や施設管理者は、市、県（削除）等と協力して地域住民等に対する防災教育を行うものとする。防災教育は、あらゆる機会をとらえ、地域の実態に応じて地域単位・職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 なお、その教育方法として、印刷物・ビデオ等の映像・各種集会の実施など地域の実情に合わせた（削除）教育を行うものとする。（削除） （略）	③